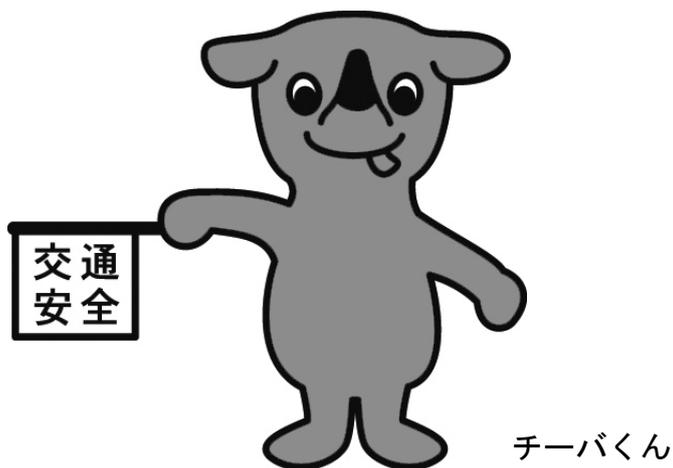


千葉県

交通安全対策の概要



令和8年3月

千葉県環境生活部くらし安全推進課

ま え が き

このたび、令和6年度中に行った交通安全対策事業の実施状況を集計した交通安全対策の概要をまとめました。

本県では、千葉県交通安全条例に基づき、人命尊重の理念の下、県民総参加により誰もが安心して暮らせる「交通安全県ちば」の確立を目指し、関係機関・団体等と協働して交通安全思想の普及徹底、道路交通環境の整備及び被害者救済対策の強化等各般にわたる施策を進めることにより、交通事故の防止に努めているところです。

令和6年における県下の交通事故発生件数、死者数及び負傷者数はいずれも増加しており、本県を取り巻く交通環境は依然厳しい状況が続いております。

悲惨な交通事故を一件でも減らしていくためには、県民一人ひとりが強い意志をもって交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践していく必要があります。

このような状況から、関係者の皆様にはそれぞれの交通安全に向けた取組の強化に一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

おわりに、本書の作成にあたり資料の提供等の御協力をいただいた関係機関に対し厚くお礼申し上げますとともに、交通安全対策を企画、立案する際の基礎資料として本書を役立てていただければ幸いです。

令和8年3月

千葉県環境生活部くらし安全推進課長

目 次

第 I 章 暮らし安全推進課の事業概要

1 交通安全県民運動の推進

(1) 交通安全運動	2
(2) その他の広報活動	6
令和6年度千葉県交通安全県民運動基本方針	8
(3) 交通安全県民大会	16
(4) 飲酒運転根絶に向けた環境づくり	18
(5) 交通安全推進隊の育成支援	21
(6) 交通安全母の会の活動支援	23

2 自転車安全利用の推進

(1) 自転車の安全利用に関する教育用リーフレット	25
(2) 自転車の安全利用に関する各種キャンペーン	26
(3) 自転車安全利用部会	27
(4) 自転車乗車用ヘルメット購入補助事業	27

3 交通安全教育の推進

(1) 幼児交通安全教育セミナー	28
(2) 交通安全モデル園事業	29
(3) スケアード・ストレイト教育技法による自転車交通安全教室	30
(4) 交通安全シルバーリーダー養成研修・シルバーリーダーネットワーク	32
(5) 交通安全教育推進員派遣事業	33
(6) 交通安全ライブラリー事業	33

4 交通環境の整備

(1) 交通事故多発地点に係る共同現地診断	34
-----------------------	----

5 自動車運転代行業

6 交通事故相談

7 条例・計画等

(1) 千葉県交通安全条例	40
(2) 千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	44
(3) 千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例	48
(4) 千葉県飲酒運転根絶計画	54
(5) 第11次千葉県交通安全計画	57
(6) 千葉県交通安全対策会議	59
(7) 千葉県交通安全対策推進委員会	61
(8) その他の交通安全に関する会議等	62

第Ⅱ章 地域における交通安全対策の概要

1 交通安全広報の実施状況【市町村・R6実績】	65
2 交通安全教育	
（1）交通安全教育の実施状況【市町村・R6実績】	71
（2）幼児交通安全クラブ（ベコちゃんクラブ）設置状況	75
（3）交通公園の整備状況	77
3 交通指導員など	
（1）交通指導員の状況【市町村】	79
（2）交通指導員の状況【交通安全協会・地区別】	81
（3）安全運転管理者数【安全運転管理者協議会・地区協議会別】	82
（4）市町村における交通安全見守り活動の制度	83
4 高齢者の交通事故防止	
（1）高齢者交通事故防止対策推進会議設置状況【市町村】	87
（2）老人クラブ交通安全指導班設置状況【市町村】	89
5 自転車関係	
（1）自転車関係条例の制定状況【市町村】	91
（2）自転車等駐車施設の現況【市町村】	97
（3）自転車駐車場等料金一覧【市町村】	99
6 交通遺児に対する福祉制度の状況	
（1）県及び関係法人による制度	112
（2）市町村における制度	114
7 交通安全都市宣言・条例・各種宣言・会議設置状況【市町村】	118

第Ⅲ章 参考資料

1 交通事故の状況	
（1）交通事故年次推移	126
（2）市町村別交通事故発生状況	127
2 交通安全関係機関及び団体等一覧	
（1）国及び県関係機関	129
（2）警察・交通安全協会・安全運転管理者協議会	130
（3）市町村	132
（4）自動車・交通関係団体等	134

第 I 章 暮らし安全推進課の事業概要

1 交通安全県民運動の推進

(1) 交通安全運動

人命の尊重と安全で快適な生活環境の実現を基本理念とし、県民すべてに交通安全思想・交通道徳を普及徹底させ、県民一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故の防止を図ることを目的として、次の交通安全運動を実施しました。

ア. 期間を定めて行った運動（四季の運動・強化月間）

運動名・期間	内 容
春の全国交通安全運動 R6. 4. 6(土)～15(月) (10日間)	全国一斉の交通安全運動の一環として、次の事項を重点に実施。 1. こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践 2. 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行 3. 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守 4. 「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」社会環境の醸成 スローガン：挙げた手を やさしく見守る 横断歩道 ◆出動式（4月5日） ◆キャンペーン(4月12日)みんなの賑わい交流拠点コンパス ◆ポスター、県民だより、FMラジオ広報等
自転車安全利用 推進強化月間 R6. 5. 1(水)～31(金)	自転車利用者に対するルール遵守の徹底に重点をおいた広報活動等を実施。
シートベルトと チャイルドシート 着用推進強化月間 R6. 6. 1(土)～30(日)	シートベルトとチャイルドシートの着用推進チラシの作成・配布や、ラジオによる広報等を実施。
夏の交通安全運動 R6. 7. 10(水)～19(金) (10日間)	夏休み及び海水浴などの行楽シーズンに鑑み、次の事項を重点に実施。 1. 自転車ヘルメット着用と交通ルール遵守 2. 飲酒運転の根絶 ～飲酒運転ゼロを目指して～ 3. 歩行者の安全確保と安全運転の励行 4. 全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底 スローガン：身につけよう 交通ルールと ヘルメット ◆ポスター、県民だより、FMラジオ広報等

<p>ゼブラ・ストップ 活動強化月間 R6. 8. 1(木)～31(土) R6. 11. 1(金)～30(土) R7. 1. 1(水)～31(金)</p>	<p>横断歩道における歩行者の安全を確保するため、横断歩道では歩行者が優先することを周知する「ゼブラ・ストップ」の活動について、車両運転者の意識ラジオによる広報を実施したほか、チラシ・ポスターの作成・配布を行った。</p>
<p>秋の全国交通安全運動 R6. 9. 21(土)～30(月) (10日間)</p>	<p>全国一斉の交通安全運動の一環として、秋の行楽期に鑑み、次の事項を重点に実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 反射材等の着用促進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止 2. 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進等による安全運転の励行 3. 飲酒運転根絶宣言制度の推進等による飲酒運転ゼロに向けた取組の強化 4. 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 <p>スローガン：反射材 光って気づいて 事故防止 ◆出動式(9月17日) ◆交通安全フェア☆ちば(9月26日)千葉県生涯学習センター ◆ポスター、県民だより、FMラジオ広報等</p>
<p>冬の交通安全運動 R6. 12. 10(火)～19(木) (10日間)</p>	<p>年末の交通事故の増加時期に鑑み、次の事項を重点に実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 飲酒運転の根絶に向けた取組の推進 2. 夕暮れ・夜間・明け方における交通事故防止 3. 自転車ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 <p>スローガン：飲酒運転は 絶対しない、させない、許さない ◆ポスター、県民だより、FMラジオ広報等</p>

イ. 特定の日を定めて行った運動

それぞれ、チラシ・啓発物資の作成・配布や、のぼり旗の掲出等により広報啓発活動を実施しました。

運動名	実施日	内 容
<p>交通事故死ゼロ を目指す日</p>	<p>4月10日 9月30日</p>	<p>「交通事故死ゼロを目指す日」を設けて交通安全に対する県民の更なる意識の向上を図り、県民一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど、交通事故に注意して行動することにより、交通事故の発生の抑止を図った。</p>
<p>交通安全の日 アクション10</p>	<p>毎月10日</p>	<p>千葉県交通安全条例第3条に定める「交通安全の日」に市町村や各機関・団体及び県民のすべてが交通安全についての関心を深めるとともに、交通安全に関する活動(アクション)を実践し、交通事故の防止を図った。</p>

		スローガン：ゆずりあう 心で走る ちばの道
自転車の安全利用 推進運動	毎月 15 日	自転車の安全利用の普及・促進を図るため、毎月 15 日を「自転車安全の日」と定め、自転車の正しい乗り方の普及、秩序ある駐輪の励行及び点検整備の徹底等について活動を展開し、交通環境の整備を図った。

違法駐車等追放 運動	毎月 20 日	毎月 20 日を「クリーンロードの日」と定め、違法駐車悪質性・危険性・迷惑性に関して啓発し、地域・職場・家庭等で違法駐車追放の気運を醸成する活動を展開した。
---------------	---------	--

ウ. 年間を通じて行った運動

運動名	内 容
飲酒運転の根絶	飲酒運転は悪質な犯罪であるにもかかわらず、未だその根絶には至っていないことから、令和 5 年 6 月 28 日に「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」の改正条例が施行され、飲食店営業者や事業者にも周知するとともに、警察署、市町村、関係団体等が連携して設立した飲酒運転根絶協議会に対する支援のほか、事業所や飲食店による自主的な「飲酒運転根絶宣言」の促進を図るなど、県全体で飲酒運転を許さない社会環境の構築活動を推進した。
交差点等での交通事故防止（特に「ゼブラ・ストップ活動」の推進）	自動車運転者に対して交差点通過時や右左折時における事故の危険性を十分認識させるとともに、横断歩道では歩行者が優先することを周知する「ゼブラ・ストップ」の活動について、車両運転者の意識改革に向けて啓発の強化に取り組んだ。 また、歩行者に対しても基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守る交通手段として、横断する意思を明確に伝える、安全を確認してから横断を始める等を促すことにより、道路横断中の交通事故防止を図った。 特に、8 月、11 月、1 月を「ゼブラ・ストップ活動強化月間」と定め、ラジオによる広報を実施したほか、チラシ・ポスターの作成・配布を行った。
こどもと高齢者の交通事故防止	こどもたちが交通社会に適応し、交通事故から自分の身を守ることができるよう、交通ルールと正しい交通マナーを身に付けさせるため、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施したほか、交通安全推進隊による見守り活動等を行った。 交通事故死者に占める高齢者の割合が全体の 5 割以上を占めていることから、高齢者の身体機能の変化に対応した指導・啓発活動等を推進したほか、高齢運転者による交通事故防止対策を推進した。
自転車・特定小型原動機付自転車の安全利用	自転車に関係する交通事故が後を絶たないことから、県では引き続き平成 29 年 4 月 1 日に施行した「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」、「ちばサイクルール」

<p>の促進</p>	<p>の周知を図った。</p> <p>また、同条例により令和4年7月1日から義務化されている自転車損害賠償保険等への加入促進のほか、令和5年4月1日の道路交通法改正により全ての自転車利用者に対して努力義務とされた乗車用ヘルメットの着用促進に取り組んだ。</p> <p>特に、5月の「自転車安全利用推進強化月間」及び毎月15日の「自転車安全の日」を重点とした広報啓発や、九都県市と連携した自転車マナー向上のための取組を実施した。</p> <p>加えて、令和5年7月1日の道路交通法改正により新たな車両区分として特定原動機付自転車が規定されたことから、各種交通安全教室や街頭活動などの機会を通じて、同車両の新たな交通ルール等の広報啓発に取り組んだ。</p>
<p>夕暮れ時や夜間・明け方における交通事故防止</p>	<p>交通死亡事故の半数が夜間に発生しており、特に高齢者の夜間歩行中の事故が多いことから、高齢歩行者・自転車利用者へ反射材等の普及促進を図るとともに、運転者には「薄暮時の早めのライト点灯」を呼びかけるなど、夜間における交通事故防止の徹底を図った。</p>
<p>全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底</p>	<p>6月を「シートベルトとチャイルドシート着用推進強化月間」として街頭啓発活動を実施し、シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい着用の徹底を図った。</p>

(2) その他の広報活動

警察、教育委員会、市町村、交通安全協会、安全運転管理協会など「千葉県交通安全対策推進委員会」を構成する機関・団体の協力を得て、機関紙等を活用した広報を実施しました。

区 分	広報媒体	内 容
県が作成又は 購入し、配布し た広報資料	広報紙	思いやり交通千葉 年4回 各125,000部
	ポスター	春の全国交通安全運動 4,300枚 秋の全国交通安全運動 4,300枚 夏の交通安全運動 10,000枚 冬の交通安全運動 10,000枚 九都県市自転車マナーアップ 1,070枚 駅前放置自転車クリーンキャンペーン 3,250枚 ゼブラ・ストップ活動ポスター 1,900枚 飲酒運転根絶啓発ポスター 10,000枚
	チラシ・ リーフレット	思いやり交通ちば こども版 74,000枚 シートベルト・チャイルドシート着用推進チラシ 30,000枚 ゼブラ・ストップ活動チラシ 220,000枚 サイクルルールチラシ 100,000枚 自転車安全利用教育用リーフレット(2種) 計133,000部 自転車保険チラシ 50,000枚 多言語リーフレット(10種) 計25,900部 高齢歩行者ドライバー向けチラシ 30,000枚 飲酒運転根絶啓発チラシ 35,000枚 飲酒運転根絶宣言店チラシ 50,000枚 飲酒運転根絶宣言事業所チラシ 50,000枚 運転免許更新者向けチラシ 610,000枚 処分者講習等受講者向けチラシ 11,000枚
	立看板	立看板 年4回 各2枚
	啓発物資	四季交通安全運動 チーバくん反射ストラップ(夏) 19,000個 (秋) 25,000個 (冬) 27,000個 (春) 30,000個 計80,000枚 高輝度反射シール(2種) 計80,000枚 サイクルリフレクター 43,000個 飲酒運転根絶ポケットティッシュ(2種) 計20,000個 飲酒運転根絶コースター 20,000個 飲酒運転根絶ステッカー(3種) 計18,500枚 飲酒運転根絶啓発用うちわ 1,450本 ちばサイクルルールクリアファイル 35,000枚 放置自転車対策ポケットティッシュ 33,000個 ゼブラ・ストップマグネットステッカー 9,000枚

		交通安全ぬりえ LEDライト 反射マジックテープバンド 反射バンド 交通安全運動啓発のぼり旗 自転車安全利用啓発のぼり旗 ゼブラ・ストップ横断幕 ダイヤル付きワイヤーロック	4,000冊 250本 1,700個 6,500個 17枚 126枚 7枚 660個
県広報紙等の 利用による広 報	ちば県民だより	随時掲載	
	広報資料	市町村広報紙向け資料集	
	千葉県ホームページ	課のページに随時記載	
	県公式 SNS	随時掲載	
報道機関を媒 体としての広 報	新聞	千葉日報	
	テレビ	千葉テレビ（県広報番組）	
	ラジオ	bay FM CM	

令和6年度 千葉県交通安全県民運動基本方針

令和6年2月5日

千葉県交通安全対策推進委員会決定

第1 目的

「千葉県交通安全条例」では、人命尊重の理念の下、県民一人一人が主体的に交通安全活動に取り組むことにより、交通事故を撲滅し安全で住みよい「交通安全県ちば」を確立することとしている。

交通事故を防止するためには、県民一人一人が交通安全意識の向上を図り、交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践することが大切である。

令和6年度の千葉県交通安全県民運動は、このような観点に立ち、県民をはじめ、国、県、市町村、企業、団体、NPOや地域の交通安全推進団体が連携して、「第11次千葉県交通安全計画（R3～R7*）」で定める抑止目標の達成に向けた交通事故死者数及び交通事故重傷者数の着実な減少を目指し、交通安全対策に取り組むものとする。

※2021～2025年度

第2 期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

第3 主 唱

千葉県交通安全対策推進委員会

第4 運動のスローガン

みんなであつくりよう 交通安全県ちば

第5 運動の内容

令和5年中、交通事故死者数は127人（前年比+3人）、重傷者数は1,576人（前年比+88人）であり、第11次千葉県交通安全計画に定める目標数値（死者数110人以下、重傷者数1,300人以下）の達成には至らなかった。

また、交通事故死者数は依然として全国ワースト上位であることから、令和6年度は、交通事故の発生特徴や第11次千葉県交通安全計画を踏まえ、最重点活動及び重点活動を定めて飲酒運転の根絶やゼブラ・ストップ活動（横断歩道における歩行者保護）などに取り組む「年間を通じて行う運動」、各季の交通安全運動などの「期間を定めて行う運動」、交通事故死ゼロを目指す日や交通安全の日（アクション10）などの「日を定めて行う運動」等を総合的かつ効果的に展開する。

1 年間を通じて行う運動

【最重点活動】

（1）飲酒運転の根絶

昨年の飲酒運転による交通事故（第1当事者が原付以上で基準値以下等含む。）は116件（前年比-7件）、死者数は6人（前年比-1人）であり、未だその根絶には至っていない。

これらの厳しい情勢を踏まえ、昨年6月28日に「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」の改正条例が施行され、通勤途上における飲酒運転違反を事業者に通知する制度や、飲酒運転防止措置を講じない飲食店営業者に対する罰則等が定められたことから、県民への

周知・啓発を強化するとともに、飲食店営業者や事業者に対する周知の徹底と飲酒運転根絶宣言の促進を図るほか、千葉県飲酒運転根絶連絡協議会・各警察署管内飲酒運転根絶協議会などと連携して、飲酒運転根絶に向けた各種取組をさらに活性化させ継続的に推進する。

また、改正条例に基づく飲酒運転根絶計画において定められた目標の達成に向けて、県民総ぐるみで各種取組を推進するほか、地域、職場、家庭等においても、飲酒運転の悪質性や危険性、飲酒運転による交通事故の悲惨さを理解させ規範意識の醸成を図るため、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」を県の統一スローガンに掲げ、飲酒運転のない環境づくりを促進する。

(2) 交差点等での交通事故防止（特に、「ゼブラ・ストップ活動」の推進）

昨年中、交差点及び交差点付近での交通死亡事故発生件数は63件（前年比－2件）で、死亡事故全体の50.0%を占めている。また、昨年歩行中死者54人中37人（68.5%）が道路横断中の事故であり、そのうち20人（54.1%）が横断歩道上及びその付近で事故に遭っている。

このことから、自転車を含めた運転者に対して交差点通過時や右左折時における事故の危険性を十分認識させるとともに、横断歩道における歩行者の安全を確保するため、横断歩道では歩行者が優先することを周知する「ゼブラ・ストップ」（注1）の活動について、車両運転者の意識改革に向けて啓発の強化に取り組む。

また、歩行者に対しても「横断歩道を渡る、信号機に従う」などの基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守る交通手段として、「手を上げる、運転者に顔を向けるなどして、横断する意思を明確に伝える」、「安全を確認してから横断を始める」、「横断中も周りに気を付ける」等を促すことにより、道路横断中の交通事故防止を図る。

特に、8月、11月、1月を「ゼブラ・ストップ活動強化月間」と定め、各種広報ツールを活用した重点的な広報啓発を実施する。

なお、県では「横断歩道は歩行者優先！ゼブラ・ストップで事故ストップ！」をスローガンに掲げ、各種取組を推進する。

【重点活動】

(1) こどもと高齢者の交通事故防止

昨年中、こどもの交通事故死者数は2人（前年比±0人）、重傷者数は73人（前年比+4人）であり、依然として次代を担うこどもたちが交通事故により死傷する被害が続いている。そこで、こどもたちが交通社会に適応し、交通事故から自分の身を守ることができるよう、学校関係者等と一体となった参加・体験・実践型の交通安全教育、街頭指導を強化し、交通ルールと交通マナーを正しく身に付けさせるとともに、関係機関と連携して通学路の安全確保を図ること等により、こどもが関係する交通事故を防止する。

高齢者の交通事故死者数は69人（前年比+5人）で死者総数に占める割合は54.3%であり、依然として高い水準で推移している。状態別では歩行中が36人と高齢者の交通事故死者全体の52.2%を占め、そのうち28人（77.8%）が道路横断中の事故であることから、高齢者の身体機能や認知機能の変化を踏まえた体験型交通安全教室、高齢者宅の訪問活動による交通安全教育や各種活動を通じた反射材着用の普及促進など、地域全体で高齢者事故防止対策を展開するとともに、全ての運転者に対して、「こどもや高齢者」に思いやりを持った安全運転の励行と交通安全意識の向上を図る。

また、昨年中は高齢運転者（第一当事者・原付以上）による死亡事故が31件（前年比－7件）発生しており、加齢に伴う身体機能や認知機能の変化が運転に及ぼす影響などを認識させる

参加・体験・実践型高齢者講習の実施、運転免許の自主返納制度や自主返納者に対する支援措置、運転適性相談窓口や安全運転相談ダイヤル（# 8080）等に関する周知を図るなど、高齢運転者対策を推進して事故を防止する。

（２）自転車・特定小型原動機付自転車の安全利用の推進（特に、乗車用ヘルメットの着用促進）

昨年中、自転車乗用中の死者は17人（前年比+2人）であり、また、交通事故全体に占める自転車事故の割合は24.2%である。

こうしたことから、自転車の安全利用の推進に向けては、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の一層の周知を図るとともに、道路交通法の改正により全ての自転車利用者に対して努力義務とされた乗車用ヘルメットの着用促進に取り組む。

また、5月の「自転車安全利用推進強化月間」及び毎月15日の「自転車安全の日」を重点に、自転車利用者への街頭啓発や指導取締り等を実施するほか、各種講習会等を通じて、千葉県自転車安全利用ルール「ちばサイクルルール」(注2)を活用した交通ルールの遵守や交通マナーの向上、条例により義務化されている自転車損害賠償保険等への加入促進に取り組む。

さらに、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の関東地方南部の一都三県と五政令指定都市）と連携した自転車マナー向上のための取組を実施する（九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間）。

加えて、道路交通法の改正により、原動機付自転車のうち、一定の基準に該当するものが、「特定小型原動機付自転車」と規定されたことから、各種交通安全教室や街頭活動などの機会を通じて、同車両の新たな交通ルール等の広報啓発に取り組むとともに、運転者の努力義務とされている乗車用ヘルメットの着用促進に取り組み、安全で適正な利用の浸透を図る。

（３）夕暮れ時や夜間・明け方における交通事故防止

昨年中、夜間における交通死亡事故は126件中59件、明け方や夕暮れ時（日の出・日の入の前後1時間を含む。）の交通死亡事故は126件中28件であり、特に高齢歩行者が事故に遭うケースが多い。

このことから、高齢者をはじめとする歩行者等には「キラリアップ☆ちば」(注3)による反射材着用の普及促進を図るとともに、車の運転者に対しても「3（サン）・ライト運動」(注4)等の周知を通じて、日没前（夕暮れ時）から前照灯を点灯するよう注意を喚起し、夕暮れ時や夜間・明け方における歩行者等の交通事故防止を図る。

（４）悪質な違反・危険運転の防止、暴走族の追放

速度超過、信号無視や妨害運転などの悪質・危険な運転は、重大事故に直結する要因であることから、悪質・危険な違反に重点指向した指導取締りを徹底し、悪質・危険運転者の排除を図る。

また、携帯電話等を使用しながら運転している、いわゆる「ながら運転」などについても、取締りと並行して重大事故に直結する危険性などの広報啓発活動を推進する。

暴走族は、グループ数・構成員ともに増加傾向にあり、依然として小規模の集団でゲリラ的に暴走している。また、暴走族等に対する110番通報等も増加しており、地域住民に不安と迷惑を与えている上、少年非行の温床となっていることから、県民生活の安全と平穏のため、行政・学校関係・事業者等が一体となって、「暴走行為等の防止」、「暴走族への加入防止」、「暴走族からの離脱の促進」など暴走族等の追放に関する活動を実施する。

(5) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

昨年中、四輪乗車中の事故死者33人中9人(27.3%)はシートベルト非着用であり、シートベルト着用の有無が死亡事故の大きな要因となっていることから、事故時におけるシートベルト及びチャイルドシートの被害軽減効果の周知並びに全席シートベルト着用とチャイルドシートの正しい着用の徹底を図る。

特に、6月を「シートベルトとチャイルドシート着用推進強化月間」と定め、街頭啓発活動等を集中的に展開する。

(6) 違法駐車等の追放

違法駐車は交通の渋滞や重大事故に直結する要因であることから、違法駐車等の悪質性・危険性・迷惑性についての認識を定着化させ、駐車秩序の確立を図る。

2 期間を定めて行う運動

(1) 四季の運動

運動名	期 間	内 容
春の全国交通安全運動	4月6日(土)から 4月15日(月)まで	全国一斉の交通安全運動の一環として、別に定める「令和6年春の全国交通安全運動千葉県実施要綱」に基づき実施する。
夏の交通安全運動	7月10日(水)から 7月19日(金)まで	夏休み及び海水浴などの行楽シーズンに鑑み、別に定める「令和6年夏の交通安全運動実施要綱」に基づき実施する。
秋の全国交通安全運動※予定	9月21日(土)から 9月30日(月)まで	全国一斉の交通安全運動の一環として、別に定める「令和6年秋の全国交通安全運動千葉県実施要綱」に基づき実施する。
冬の交通安全運動	12月10日(火)から 12月19日(木)まで	年末の交通事故が増加する時期に鑑み、別に定める「令和6年冬の交通安全運動実施要綱」に基づき実施する。

(2) 強化月間

運動名	期 間	内 容
自転車安全利用推進強化月間	5月1日(水)から 5月31日(金)まで	自転車利用者に対するルール遵守の徹底に重点をおいた広報活動等を実施する。
シートベルトとチャイルドシート着用推進強化月間	6月1日(土)から 6月30日(日)まで	シートベルトとチャイルドシートの着用徹底に重点を置いた広報活動等を実施する。
ゼブラ・ストップ活動強化月間	① 8月1日(木)から 8月31日(土)まで ② 11月1日(金)から 11月30日(土)まで ③ 1月1日(水)から 1月31日(金)まで	ゼブラ・ストップ活動に重点を置いた広報活動等を実施する。

3 日を定めて行う運動

(1) 交通事故死ゼロを目指す日（4月10日（水）、9月30日（月）※予定）

4月10日と9月30日を「交通事故死ゼロを目指す日」とし、交通安全に対する県民のさらなる意識の向上を図り、県民一人一人が交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動することによって、交通事故の発生を抑止し、もって、近年の交通事故死傷者数の減少傾向を確実なものにする。

(2) 交通安全の日～アクション10～（毎月10日）

千葉県交通安全条例第3条に定める「交通安全の日」に、県民のすべてが交通安全についての関心を深めるとともに、交通安全に関する活動を実践する意欲を高めるため、「ゆずりあう 心で走る ちばの道」をスローガンに、各機関・団体が、地域ごとに連携した各種交通安全対策（広報啓発活動・街頭指導等）を一斉に展開することにより交通事故の防止を図り、「交通安全県ちば」を確立する。

(3) 自転車の安全利用推進運動（毎月15日）

毎月15日を「自転車安全の日」と定め、千葉県自転車安全利用ルール「ちばサイクルール」による自転車のルールとマナーを普及啓発するとともに、乗車用ヘルメットの着用促進や秩序ある駐輪の徹底を図るための活動を展開する。

(4) 違法駐車等追放運動（毎月20日）

毎月20日を「クリーンロードの日」と定め、違法駐車が悪質性・危険性・迷惑性に関して啓発し、地域・職場・家庭等で違法駐車追放の気運を醸成する活動を展開する。

第6 運動の推進方法

各機関・団体においては、互いに連携を密にし、前記第5に掲げた運動が県民一人一人に定着し、県民が参加しやすい交通安全活動ができるよう実施計画を作成し、効果的な交通安全運動を展開する。

【各機関・団体の主な推進事項】

機関・団体名	主 な 推 進 事 項
共通	<ul style="list-style-type: none">① 条例、道路交通法その他交通関係法令等の周知及び遵守② 飲酒運転や妨害運転など、悪質・危険な運転者を排除するための広報啓発活動の推進③ 千葉県飲酒運転根絶計画に基づく取組の推進④ 「ゼブラ・ストップ活動」及び「3（サン）・ライト運動」の推進⑤ 運転免許の自主返納制度の周知及び自主返納者に対する支援措置の拡充⑥ 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等が搭載された、セーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の普及促進⑦ 千葉県自転車安全利用ルール「ちばサイクルール」の普及啓発⑧ 特定小型原動機付自転車の安全利用対策の推進⑨ 「キラリアップ☆ちば」による反射材の普及・着用促進に向けた広報啓発活動の推進⑩ 携帯電話を使用しながらのいわゆる「ながら運転」など、危険性、迷惑性の高い行為を防止するための広報啓発活動の推進⑪ 外国人に対する広報啓発活動の推進

機関・団体名	主 な 推 進 事 項
県	<ul style="list-style-type: none"> ① 横断幕・立て看板・のぼり旗等の掲示やWEBサイト・テレビ・ラジオ・広報紙等のあらゆる広報媒体の活用による広報 ② チーバくんやシンボルマークを活用した啓発物等の作成配布や交通安全ライブラリー事業による交通安全啓発 ③ 広報車による街頭啓発活動、各種啓発キャンペーンの実施 ④ 自転車安全教室等各種交通安全教室の開催、講習会等への講師派遣及び交通安全推進隊の活動支援 ⑤ 交通事故相談所の運営 ⑥ 飲酒運転根絶宣言の普及促進と飲酒運転根絶連絡協議会の活動推進 ⑦ 自転車損害賠償保険等の加入促進及び自転車等の乗車用ヘルメットの着用促進
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ① 横断幕・のぼり旗、ホームページ、安全安心メール、広報紙等あらゆる広報媒体の活用による広報 ② 広報車・防災無線等を活用した、住民に知らせる活動の強化 ③ 街頭啓発活動、各種啓発キャンペーンの実施 ④ 会議・庁内放送等による運動の周知 ⑤ 交通安全教室・講習会等の開催
警察	<ul style="list-style-type: none"> ① 街頭活動・交通指導取締り ② 参加・体験・実践型交通安全教育 ③ 自転車及び特定小型原動機付自転車の安全利用対策（自転車等の乗車用ヘルメットの着用促進） ④ 総合的な高齢者交通事故防止対策 ⑤ ホームページ、SNSなど各種広報媒体を活用した官民一体の広報啓発 ⑥ 交通事故発生状況、交通危険箇所、交通関係法令改正等に関する情報発信 ⑦ 交通安全施設の点検整備 ⑧ 飲酒運転根絶協議会の活動推進 ⑨ 安全運転管理者業務の周知及び指導
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ① 交通安全施設の点検整備 ② 道路放置物、道路の不法占用物件等の排除 ③ 交通危険箇所の改善 ④ 道路情報板による交通安全啓発に関する広報 ⑤ 自転車利用環境の整備
教育委員会 学校 教育関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ① 歩行中、自転車・二輪乗車中の実技指導等について幼稚園、小学校、中学校、高校、特別支援学校の各年代に応じた交通安全教育 ② 登下校時の交通安全推進隊等との連携による街頭指導 ③ 自転車マナーアップ隊による街頭指導 ④ スクールゾーンや通学路等の安全な通行を確保するため、関係機関と連携した交通安全対策 ⑤ 児童・生徒によるポスター等の作成を通じた交通安全意識の醸成

機関・団体名	主 な 推 進 事 項
運輸支局 運輸関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ① 不正改造車、整備不良車の排除 ② 車両の適正な管理及び点検整備 ③ 過積載、過労運転運行の防止、運転前飲酒検査などによる悪質・危険な運転の防止 ④ 各種講習会の開催による運動の周知 ⑤ シートベルトコンビンサーの派遣、車内広告・マグネットシート等による啓発
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ① 踏切・保安設備の点検整備 ② 視野障害物件の除去 ③ 踏切での「一時停止・安全確認」や緊急時の措置等に関する広報・啓発 ④ 駅構内・車内における放送とポスターの掲示等による広報
交通安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ① 横断幕・のぼり旗、ホームページ、広報紙、啓発物の作成配布等あらゆる広報媒体の活用による広報 ② 広報車等による街頭啓発活動、各種啓発キャンペーンの実施 ③ 子供、高齢者に対する通行方法指導等の交通安全教室 ④ 自転車安全教育事業の拡充（乗車用ヘルメット着用の推進） ⑤ T Sマーク付帯保険の周知 ⑥ 運転適性診断等による交通安全指導及びハンドルキーパー運動 ⑦ 二輪車事故防止のための交通安全講習の開催
安全運転管理 協会	<ul style="list-style-type: none"> ① 横断幕・のぼり旗、ホームページ、広報紙、啓発物の作成配布等あらゆる広報媒体の活用による飲酒運転根絶を最重点とした広報 ② 安全運転管理者等講習や研修会等を活用した交通安全教育 ③ セーフティドライバーズちば（123日間無事故・無違反）運動による交通事故防止対策の推進 ④ 運転適性検査の実施並びに運転適性検査機器及びDVDの貸出しによる交通安全活動支援 ⑤ 運行前点検及び乗務員の飲酒検査等による危険運転の防止に関する広報・指導
交通安全母の会	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の各種行事における交通安全啓発 ② 交通安全に関する啓発物等の作成配布 ③ 通学路等における街頭指導 ④ 高齢者宅訪問事業
その他の千葉 県交通安全対 策推進委員会 委員（構成機 関・団体）	<ul style="list-style-type: none"> ① 広報誌（紙）・社内放送・朝礼・会議等における運動の周知 ② 横断幕・ポスター・のぼり旗等の掲示やWEBサイト・デジタルサイネージ・広報紙等のあらゆる広報媒体の活用による広報 ③ チーバくんやシンボルマークを活用した啓発物による交通安全啓発 ④ 地域における交通安全関係行事への参加協力

注1：「ゼブラ・ストップ」※歩行者保護をわかりやすくまとめた名称。

- ①「ゼ」前方
前をよく見て安全運転、横断歩道を発見したら、その周りに歩行者等がないか十分注意
- ②「ブ」ブレーキ
横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいるかも知れない場合は、横断歩道の手前で停止することができるような速度で進行
- ③「ラ」ライト
横断歩道でも「3（サン）・ライト」で交通事故防止
 - ・車のライトの早めの点灯、小まめな切り替えで横断者を早期発見
 - ・横断者も反射材等でライトアップ
 - ・右（ライト）からの横断者にも注意
- ④「ストップ」
横断歩道手前で確実なストップ、交通事故ストップ

注2：「ちばサイクルール」※自転車に乗る時のルール。

- | 【自転車に乗る前のルール】 | 【自転車に乗るときのルール】 |
|---------------|----------------|
| ① 自転車保険に入ろう | ① 車道の左側を走ろう |
| ② 点検整備をしよう | ② 歩いている人を優先しよう |
| ③ 反射器材を付けよう | ③ ながら運転はやめよう |
| ④ ヘルメットをかぶろう | ④ 交差点では安全確認しよう |
| ⑤ 飲酒運転はやめよう | ⑤ 夕方からライトをつけよう |

注3：「キラリアップ☆ちば」※反射材を普及促進するための名称。

- ①キ（危険を回避）
- ②ラ（ライト・アップ）
- ③リ（リフレクター（反射材）やLEDライト）
- ④アップ☆ちば（千葉県全体でキラリと光る星のように反射材の着用率をアップ）

注4：「3（サン）・ライト運動」※道路横断中の事故防止をわかりやすくまとめた名称。

- ① ライト（前照灯）：早めのライト点灯、こまめな切り替え
- ② ライト・アップ（目立つ）：反射材、LEDライト等の活用
- ③ ライト（右）：右からの横断者にも注意

(3) 交通安全県民大会

交通安全に関し功労のあった者を表彰し、交通事故撲滅の決意を新たにするとともに、広く交通安全に係る各種機関・団体や一般県民が参加して交通安全について考え、それぞれの立場からの事例発表等を通じて交通安全の重要性を県民に発信し、県民総参加による「交通安全県ちば」の確立を目指して、交通安全県民大会を開催しています。

ア. 令和6年度開催状況

- 日 時 令和6年11月13日(水)
- 場 所 青葉の森公園芸術文化ホール
- 参加者 264人
- 講 演 「飲酒運転根絶や交差点での歩行者保護、道路横断中の事故防止、自転車の危険性について」
講師：株式会社ディ・クリエイト 代表取締役 上西 一美

表 彰 名		受 賞 者		
		個人	団体	計
千葉県知事表彰		3	2	5
千葉県交通安全対策推進委員会会長表彰		5	12	17
千葉県交通安全対策推進委員会会長感謝状			8	8
千葉県警察本部長表彰	優良運転者		15	15
千葉県教育委員会教育長表彰	交通安全優良団体		2	2
千葉県警察本部長・千葉県交通安全協会会長表彰	交通安全功労	30		30
	優良交通指導員	8		8
	模範運転者	43		43
	優良交通安全協会		1	1
	一般交通功労団体			
	交通安全優良事業所			
小 計		81	1	82
千葉県警察本部長・千葉県安全運転管理協会会長表彰	優良地区安全運転管理者協議会		3	3
	優良安全運転管理事業所		81	81
	功労安全運転管理者	10		10
	優良安全運転管理者	60		60
	優良運転者	173		173
小 計		243	84	327
飲酒運転根絶メッセージコンクール		8		8
合 計		340	124	464

イ. これまでの開催状況

令和5年度 第62回	日 時	令和5年11月15日(水)
	会 場	青葉の森公園芸術文化ホール
	参加者	275
	実施内容	交通安全功労者表彰式（個人358人、団体126団体表彰） 講演 「市原刑務所から見た最近の交通情勢 ～飲酒運転事犯について～」 市原刑務所処遇部企画部門 教育専門官 山下 公一
令和4年度 第61回	日 時	令和4年11月10日(木)
	会 場	青葉の森公園芸術文化ホール
	参加者	253人
	実施内容	交通安全功労者表彰式（個人349人、団体131団体表彰） 講演 「東名高速酒酔いトラック事故で子ども二人を失って ～飲酒運転根絶のために一人一人ができること」 井上 保孝 氏、井上 郁美 氏
令和3年度 第60回	日 時	令和3年11月12日(金)
	会 場	青葉の森公園芸術文化ホール
	参加者	262人
	実施内容	交通安全功労者表彰式（個人370人、団体137団体表彰） 交通安全教室 千葉県警察本部交通部交通総務課
令和2年度 第59回		新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止

(4) 飲酒運転根絶に向けた環境づくり

令和3年6月に八街市内において飲酒運転の交通事故が発生し、また県下における飲酒運転の関連する交通事故の発生件数は、近年、全国ワースト上位で推移していることから千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例が制定されました。

令和5年6月に条例が改正され、事業所や飲食店への取組を開始したほか、県、県警、市町村、関係団体で構成される飲酒運転根絶連絡協議会が「千葉県飲酒運転根絶計画」を策定し、県民総ぐるみの「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」社会環境づくりに一層取り組みました。

ア. 主な実施内容

(ア) 飲酒運転根絶協議会

各警察署管内で地域の実情に応じて、飲酒運転の根絶に関する施策を推進する飲酒運転根絶協議会について、以下の支援を行う。

① 飲酒運転根絶協議会の設立支援

<主な構成メンバー>

市町村・警察署・食品衛生組合連合会・商工会議所・交通安全協会・安全運転管理者協議会・運転代行・タクシー協会 等

<設立状況>

令和3年度で県下39警察署管内すべてに飲酒運転根絶協議会が設置された。

② 啓発品の提供等による活動支援

- ・飲酒運転根絶の啓発チラシ、ポスター等
- ・飲酒運転根絶協議会の活動に対する啓発物の提供

(イ) 飲酒運転根絶連絡協議会

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例の規定により、飲酒運転の根絶を図るための施策の実施に関し、必要な協議及び調整を行うこととされている。各警察署管内に設置されている「飲酒運転根絶協議会」の効果的な取組を全県的に広げていくため、各協議会と情報共有を図りながら、取組を推進する。

① 構成員

- ・県、県警、市町村、関係機関・団体：17名
※令和4年11月25日開催の連絡協議会には、有識者2名（千葉大学名誉教授鈴木春男氏、早稲田大学教授加藤麻樹氏）が出席

② 開催状況

- ・令和5年度第1回千葉県飲酒運転根絶連絡協議会
開催日 令和5年5月26日（金）
開催内容 連絡協議会及び各地域協議会の活動状況について
条例に基づく飲酒運転根絶計画（概要）について
意見交換 [計画期間に対する意見及び骨子案作成に向けた参考意見あり]

- ・ 令和5年度第2回千葉県飲酒運転根絶連絡協議会
 開催日 令和5年8月30日（水）
 開催内容 連絡協議会及び各地域協議会の活動状況について
 条例に基づく飲酒運転根絶計画（骨子案）について
 意見交換 〔計画（骨子案）に係る参考意見あり〕
 ※有識者（鈴木教授、加藤教授）から意見をいただいた
- ・ 令和5年度第3回千葉県飲酒運転根絶連絡協議会
 開催日 令和5年12月18日（月）
 開催内容 連絡協議会及び各地域協議会の活動状況について
 条例に基づく飲酒運転根絶計画（素案）について
 意見交換 〔計画（素案）に係る教育等に関する参考意見あり〕
- ・ 令和5年度第4回千葉県飲酒運転根絶連絡協議会
 開催日 令和6年3月13日（水）
 開催内容 飲酒運転根絶計画の決定について
 計画の進捗管理の在り方について
 意見交換 〔計画に対する公表の在り方に関する参考意見あり〕
- ・ 令和6年度第1回千葉県飲酒運転根絶連絡協議会
 開催日 令和6年5月21日（火）
 開催内容 飲酒運転根絶計画に示す個別事業の取組みについて
 警察署管内飲酒運転根絶協議会の活動状況について
 意見交換 〔飲酒運転根絶宣言制度の登録拡大に関する参考意見〕
- ・ 令和6年度第2回千葉県飲酒運転根絶連絡協議会
 開催日 令和6年12月10日（火）
 開催内容 令和6年度上半期の飲酒運転根絶計画に示す目標・個別事業の進
 捗状況について
 飲酒運転根絶計画に示す目標・個別事業の評価方法について
 意見交換 〔自転車の飲酒運転に関する質疑応答〕

(ウ) 飲酒運転根絶に向けた啓発事業

- ①ラジオCM
- ②インターネットを活用した広報啓発活動
- ③テレビCMを活用した広報啓発活動
- ④飲酒運転根絶宣言制度の周知及び啓発活動
- ⑤酒類販売店や駐車場所所有者を対象とした飲酒運転根絶に関する啓発活動
- ⑥中学生、高校生を対象とした飲酒運転根絶に関するメッセージコンクールの開催

イ. 交通安全運動における取り組み

四季の交通安全運動において飲酒運転の根絶を重点項目に掲げ、「県民だより」や「思いやり交通千葉」等を通じての呼びかけやキャンペーン等を実施。

特に年末年始に飲酒する機会が増えることから、冬の交通安全運動においては、重点的に啓発を実施した。

ウ. 「千葉県飲酒運転根絶計画」の策定

県民総ぐるみで飲酒運転の根絶に取り組むため、令和3年度に「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」が制定されたところだが、飲酒運転による交通事故は後を絶たず、更なる取組み強化のため、令和4年12月議会において条例改正が可決され、令和5年6月28日に施行された。

改正条例に基づき、飲酒運転根絶連絡協議会において「千葉県飲酒運転根絶計画」を策定した。計画においては、飲酒運転の根絶に関する教育、知識の普及等に係る各種取組を体系的に定め、飲酒運転根絶連絡協議会を通じて関係機関が相互に連携し、県民総ぐるみで飲酒運転「ゼロ」に向けた取組を推進することとしている。

(5) 交通安全推進隊の育成支援

千葉県交通安全推進隊は、県民一人ひとりの参加によって「交通安全県ちば」を実現するため、千葉県交通安全条例に基づき、平成14年度から始まった制度です。

令和7年3月末時点で約2,660名の方々が、通学路での街頭監視、保護・誘導を中心に活動していただき、地域の子どもたちや高齢者を交通事故から守っています。

ア. 活動内容

交通安全推進隊は、原則として小学校区単位に組織することとしており、各地域振興事務所及びくらし安全推進課で登録事務を行っています。

活動内容は、県、警察、市町村、小学校や地域の交通安全推進団体と連携のもと、次に掲げる活動の中から、地域の実情に応じた活動を強制力の伴わない範囲で行うものとしています。

- ① 子どもの通学路等における街頭監視及び保護・誘導活動
- ② 交通安全に関する高齢者宅訪問活動
- ③ 地域における交通安全講習会の開催及び協力
- ④ 自転車の安全利用に関する広報啓発活動
- ⑤ 安全運動の行事など、警察と連携した街頭での広報啓発活動
- ⑥ その他交通安全意識の普及・浸透に資する活動及び市町村が必要と認めた活動

イ. 県の支援

- ① 研修会の実施（各地域振興事務所単位。「活動の手引」を配布。）
- ② 登録証及び隊員帽子の交付、蛍光ベスト及び横断旗の貸与
- ③ ボランティア活動保険の加入
- ④ 交通安全運動等の情報提供

交通安全推進隊 市町村別結成数・隊員数

令和7年4月1日現在

担当	市町村	結成数			隊員数	
		団体	個人	計		
くらし安全推進課	千葉市	中央区	6	2	8	52
		花見川区	1	0	1	156
		稲毛区	4	2	6	32
		若葉区	4	1	5	18
		緑区	2	2	4	26
		美浜区	2	2	4	20
	計	19	9	28	304	
	市原市	19	2	21	209	
合計	38	11	49	513		
葛南	市川市	8	5	13	54	
	船橋市	20	7	27	180	
	習志野市	9	3	12	50	
	八千代市	17	6	23	303	
	浦安市	1	0	1	8	
合計	55	21	76	595		
東葛飾	松戸市	26	8	34	223	
	野田市	1	6	7	8	
	柏市	28	18	46	278	
	流山市	14	4	18	119	
	我孫子市	5	2	7	38	
	鎌ヶ谷市	7	2	9	54	
合計	81	40	121	720		
印旛	成田市	1	0	1	3	
	佐倉市	4	1	5	25	
	四街道市	6	1	7	80	
	八街市	5	0	5	61	
	印西市	7	1	8	32	
	白井市	2	0	2	22	
	富里市	2	1	3	17	
	酒々井町	2	2	4	53	
	栄町	2	0	2	13	
合計	31	6	37	306		
香取	香取市	1	2	3	8	
	神崎町	0	0	0	0	
	多古町	0	0	0	0	
	東庄町	0	0	0	0	
合計	1	2	3	8		

担当	市町村	結成数			隊員数
		団体	個人	計	
海匝	銚子市	6	0	6	25
	旭市	7	8	15	39
	匝瑳市	1	0	1	7
	合計	14	8	22	71
山武	東金市	3	0	3	87
	山武市	0	0	0	0
	大網白里市	5	0	5	45
	九十九里町	0	0	0	0
	芝山町	0	0	0	0
	横芝光町	2	0	2	5
合計	10	0	10	137	
長生	茂原市	5	4	9	49
	一宮町	0	0	0	0
	睦沢町	1	0	1	9
	長生村	2	0	2	29
	白子町	3	1	4	11
	長柄町	0	1	1	1
長南町	1	0	1	4	
合計	12	6	18	103	
夷隅	勝浦市	0	1	1	1
	いすみ市	5	0	5	31
	大多喜町	0	0	0	0
	御宿町	1	1	2	18
合計	6	2	8	50	
安房	館山市	2	0	2	10
	鴨川市	1	0	1	12
	南房総市	2	2	4	7
	鋸南町	1	0	1	7
合計	6	2	8	36	
君津	木更津市	5	1	6	35
	君津市	2	0	2	14
	富津市	4	0	4	31
	袖ヶ浦市	5	1	6	44
合計	16	2	18	124	
総合計	270	100	370	2,663	

(6) 交通安全母の会の活動支援

「交通安全母の会」は、交通安全の推進には家庭でのしつけ等、母親の果たす役割が大きいことから、地域の母親がお互いに連携して「交通安全は家庭から」の基本認識のもと、①家庭内の交通安全、②地域における活動を実践するために結成されたボランティア組織で、県内では8市町に「市町交通安全母の会」が結成されています。

なお、平成29年度まで、千葉市を除く市町交通安全母の会の連合体として「千葉県交通安全母の会連合会」が組織されておりましたが、同年度末をもって解散となりました。

県では、今後とも地域におけるネットワークを活用し、子どもや高齢者に対する交通安全啓発を強化するため、市町交通安全母の会の活動を支援してまいります。

市町における交通安全母の会について

① 組 織（令和7年4月現在）8市町、会員数2,857人

※別添のとおり。

② 主な活動 ・家庭教育を通しての交通安全教育活動
・街頭における広報啓発活動
・高齢者世帯訪問、施設訪問 等

千葉県内の交通安全母の会組織状況一覧

(令和7年4月1日現在)

	市町村	結成年月日	会員数 (人)	組織構成 (人)					
				母の会	PTA	地域 婦人会	安協 婦人部	幼児 クラブ	その他
1	松戸市	昭和45年3月5日	2,698	2,698					
2	白子町	平成4年3月19日	18	18					
3	流山市	平成4年8月26日	27	27					
5	富津市	平成5年6月24日	21	21					
5	神崎町	昭和55年6月1日	9				9		
6	佐倉市	平成7年4月1日	30	30					
7	長南町	平成8年6月29日	9	9					
8	いすみ市	平成8年10月1日	45		12	5	16		12
合 計			2,857	2,803	12	5	25	0	12

2 自転車安全利用の推進

(1) 自転車の安全利用に関する教育用リーフレット

自転車の安全利用について、特に認識を深めてもらいたい子供世代に向けた教育用リーフレット2種を作成し、県内の小学校3年生及び中学校1年生の児童・生徒に配布しました。

ア. 主 催

千葉県、千葉県警察、千葉県教育委員会

イ. 内 容

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の内容を踏まえたオリジナルのリーフレットで、自転車事故の状況、交通ルールなどの他、ヘルメットの着用、自転車保険について説明しています。

ウ. 作成数

3月作成・配布（令和6年度新小学3年生 新中学1年生に配布）

リーフレット名	配布学校	作成数
おぼえよう！自転車のルール (小学校中・高学年用)	小学校・義務教育学校・ 特別支援学校	63,000部
あなたとみんなの命を守る ちばサイクルール (中学生～成人用)	中学校・義務教育学校・ 特別支援学校	70,000部

エ. 授業展開例・ワークシート例

各リーフレットを活用した授業展開例とワークシート例を、県HPに掲載しています。

(2) 自転車の安全利用に関する各種キャンペーン

ア. 自転車マナーアップキャンペーン

自転車月間推進協議会が主唱して実施する「自転車月間」に併せ、九都県市が連携し、広く住民に自転車の交通ルールの遵守とマナーの実践について普及、浸透を図り、自転車に関係する事故を防止することを目的とした「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」を実施しました。

- ・実施日：令和6年5月19日（日）（イオンモール八千代緑が丘）
- ・内 容：自転車シミュレータ、クイックアーム体験
チーバくん・シーポックとの記念撮影 等

イ. 首都圏放置自転車クリーンキャンペーン

近年の自転車等の利用の増大に伴い、首都圏の各駅周辺には大量かつ無秩序に自転車等が放置され、大きな社会問題となっていることから、この問題を広く社会に訴えるため、首都圏放置自転車対策協議会（構成員：九都県市）との連携により、関係機関及び団体が相互に協力して「首都圏放置自転車クリーンキャンペーン」を実施しました。

- ・実施機関・団体等
千葉県・県内市町村・関係機関・団体
- ・実施内容
 - ① 広報・街頭活動
ポスター等の掲示、啓発物等の配布、広報紙等への掲載、駅頭での呼びかけなどを行う。
 - ② 放置自転車等の撤去等
各駅周辺において放置自転車の撤去等を実施する。
 - ③ 駅・駐輪場周辺での自転車安全利用の街頭指導・広報啓発活動
- ・実施時期 令和6年10月1日～11月30日

(3) 自転車安全利用部会

千葉県交通安全計画及び千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例に基づき、効果的な自転車安全利用対策を推進し、「交通安全県ちば」を実現するため、千葉県交通安全対策推進委員会会則第13条第1項の規定により、自転車安全利用部会を設置し、年1回、千葉県交通安全対策推進委員会自転車安全利用部会を開催しています。

- 事務局 暮らし安全推進課
- 設置日 平成28年12月27日
- 構成員 15の関係機関・団体で構成
(千葉県交通安全協会、千葉県サイクリング協会等)

(4) 自転車乗車用ヘルメット購入補助事業

県内の自転車乗車中死者の多くが頭部に損傷を負っており、交通事故の被害を軽減するためにはヘルメットの着用が重要となっている一方で、県内のヘルメット着用率は低い状況にあります。道路交通法の改正により令和5年4月から乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことを契機に、ヘルメット着用率の向上を加速化させるため、市町村と協調して、購入者に対する補助を実施しました。

ア. 対象となるヘルメット

安全基準※を満たした自転車乗車用ヘルメット

※SGマーク・JCFマーク・CEマーク・(EN1078)・GSマーク・CPSC(1203)マーク等
補助実施市町村により、指定する安全基準が異なる。

イ. 実施状況

令和6年度実施結果（開始初年度）

32市町村を対象に、ヘルメット25,604個に対する補助を実施。

3 交通安全教育の推進

(1) 幼児交通安全教育セミナー

幼児を対象とした交通安全教育は、「幼児を悲惨な交通事故から守る」ということだけでなく、将来的に複雑な車社会に対応して安全に行動できる社会人を育成する第一歩であり、その成果が期待されているところです。

幼児交通安全教育の充実のため、市町村の交通指導員、幼稚園・保育園の先生、ベコちゃんクラブのリーダー、交通安全協会指導員、交通安全母の会会員等を対象に、指導者の育成を目的として「幼児交通安全教育セミナー」を開催しています。

ア. これまでの開催状況

令和6年度	日時	令和6年7月31日(水)		
	会場	青葉の森公園芸術文化ホール	参加者	134人
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度 交通安全モデル園 事例発表 ・幼児の特性と交通安全指導のポイントについて 教育庁教育振興部児童生徒安全課 ・交通安全指導のポイントについて 県警察本部交通部交通総務課 ・子供の道路横断の判断能力とは？ ～交通安全教区における家庭・地域の役割～ 東京都市大学 建築都市デザイン学部 都市工学科 准教授 稲垣 具志 氏 		
令和5年度	日時	令和5年7月26日(木)		
	会場	青葉の森公園芸術文化ホール	参加者	160人
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度 交通安全モデル園 事例発表 ・幼児の特性と交通安全指導のポイントについて 教育庁教育振興部児童生徒安全課 ・交通安全指導のポイントについて 県警察本部交通部交通総務課 ・幼少期から育む交通安全の心と行動 ～安全教育と監視の視点から～ 一般財団法人 日本自動車研究所 自動走行研究部 自動走行標準化グループ 主任研究員 博士(心理学) 大谷 亮 氏 		
令和4年度	日時	令和4年7月28日(木)		
	会場	青葉の森公園芸術文化ホール	参加者	117人
	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 交通安全モデル園 事例発表 ・幼児の特性と交通安全指導のポイントについて 教育庁教育振興部児童生徒安全課 ・交通安全指導のポイントについて 県警察本部交通部交通総務課 ・幼児を交通事故から守る ～家庭・地域・指導者の役割～ 特定非営利活動法人 日本こどもの安全教育総合研究所 理事長 宮田 美恵子 氏 		

(2) 交通安全モデル園事業

小学校に入学して間もない児童の歩行中の交通事故が多いことから、小学校に入学前の幼児の交通安全教育を充実させることにより、小学校入学後の交通事故を防止することを目的とし、年間を通じて交通安全に取り組んでもらうとともに、他園でも同様の取組が促進されるよう県として情報発信していきます。

令和6年度は、以下のとおり実施しました。

ア. 主 催 千葉県、千葉県警察

イ. 対 象 保育園・幼稚園等のうち4園の5歳児

- ・ 大多喜町立みつば保育園（大多喜町）
- ・ 社会福祉法人芳雄会ふたば保育園（浦安市）
- ・ 横芝まさご幼稚園（横芝光町）
- ・ 学校法人岡本学園平和台幼稚園（流山）

ウ. 内 容

①県警による幼児（5歳児）対象の交通安全教室（年3回）

年間3回の段階的な交通安全教育の実施

- ・ 1回目：信号機のある横断歩道を渡る学習
- ・ 2回目：1回目の学習に加え、信号機のない横断歩道を渡る学習
- ・ 3回目：1、2回目の学習を踏まえ、入学後の集団登校や単独の歩行等、日常における子供の交通行動を想定した学習

②県警による保護者対象の交通安全啓発（年2回）

家庭での日常的な交通安全教育が行えるよう、保護者に対し、交通安全に関する講義や情報提供（チラシの配付）を行う。

③各園による日常の交通安全教育・指導

交通安全教室で学んだことや県から提供された交通事故発生状況等の情報を生かし、園での生活を通じた交通安全教育・指導の実施

エ. その他

- ①県から事故情報等の提供をする。
- ②次年度の幼児交通安全教育セミナーで、モデル園が取組について発表をする。

(3) スケアード・ストレイト教育技法による自転車交通安全教室

自転車による交通事故の発生割合が多い高校生を対象に、交通安全意識の向上、及び交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践させることを目的として、スタントマンによるリアルな交通事故再現を取り入れた自転車交通安全教室を実施しました。

ア. 主催 千葉県、千葉県警察、千葉県教育委員会

イ. 対象 自転車通学率の高い高等学校、中学校、14校(高校9校、中学校5校)

ウ. 内容

① 講話

地域の交通事故状況や自転車の安全利用について説明。

② 講演(交通事故仮想体験の見学)

スタントマンによる歩行者及び自転車、自動車と自転車による仮想事故再現を見学する。

<演技の内容例>

- ① 時速30kmでの車両の自転車への衝突
- ② 自転車の見本走行における違反行為探し
- ③ 停車中車両の突然のドア開放による自転車の衝突
- ④ 路地からの飛び出し自転車と自動二輪車(バイク)の衝突
- ⑤ 大型車両左折時の自転車巻き込み
- ⑥ 傘差し2人乗り自転車と歩行者の衝突
- ⑦ 車両の死角による自転車との接触
- ⑧ 歩道上すり抜け自転車と車両の衝突 等

エ. これまでの開催実績

《令和6年度》 計14回 生徒8334人、教職員等960人(※参観者含む) 合計9294人

学校名	実施日	生徒	教職員等	学校名	実施日	生徒	教職員等
富里市立富里中学校	9月6日	661人	50人	愛国学園大学附属四街道高等学校	11月8日	92人	24人
袖ヶ浦市立根形中学校	9月19日	118人	42人	県立流山南高等学校	11月12日	723人	54人
県立市川東高等学校	10月7日	944人	60人	東庄町立東庄中学校	11月14日	169人	209人
県立茂原樟陽高等学校	10月24日	568人	67人	県立松戸馬橋高等学校	11月19日	910人	60人
県立千城台高等学校	10月31日	938人	57人	県立柏陵高等学校	11月21日	910人	73人
県立松戸六実高等学校	11月1日	920人	55人	流山市立南流山中学校	11月25日	730人	80人
県立市川工業高等学校	11月7日	578人	89人	香取市立栗源中学校	11月26日	73人	40人

《令和5年度》 計14回 生徒 5,531人、教職員等 667人（※参観者含む）

学校名	実施日	生徒	教職員等	学校名	実施日	生徒	教職員等
睦沢町立睦沢中学校	9月12日	146人	20人	県立古和釜高等学校	10月11日	515人	53人
県立成田西陵高等学校	9月14日	417人	34人	県立沼南高等学校	10月17日	227人	43人
県立富里高等学校	9月26日	571人	50人	白井市立七次台中学校	11月6日	493人	112人
千葉学芸高等学校	9月28日	447人	51人	県立東金商業高等学校	11月8日	287人	40人
鋸南町立鋸南中学校	10月2日	100人	26人	浦安市立明海中学校	11月9日	260人	35人
県立若松高等学校	10月5日	854人	60人	県立泉高等学校	12月18日	319人	36人
栄町立栄中学校	10月6日	360人	41人	県立京葉工業高等学校	12月19日	535人	66人

《令和4年度》 計14回 生徒 8,968人、教職員等 727人（※参観者含む）

学校名	実施日	生徒	教職員等	学校名	実施日	生徒	教職員等
鎌ヶ谷市立第三中学校	9月15日	439人	43人	県立松戸国際高等学校	10月31日	323人	19人
市原市立八幡中学校	9月28日	651人	38人	県立柏高等学校	11月2日	619人	41人
長生村立長生中学校	10月3日	407人	46人	県立国府台高等学校	11月14日	910人	60人
県立安房拓心高等学校	10月12日	390人	50人	館山市立館山中学校	11月15日	244人	36人
県立犢橋高等学校	10月14日	726人	60人	八街市立八街中央中学校	11月16日	477人	40人
県立千葉中学校	10月19日	236人	20人	県立印旛明誠高等学校	11月22日	570人	48人
県立幕張総合高等学校	10月27日	2150人	166人	県立成田北高等学校	11月28日	826人	60人

(4) 交通安全シルバーリーダー養成研修・シルバーリーダーネットワーク

増加する高齢者の交通事故を防止するため、地域における交通安全のリーダーとなる高齢者を対象に、交通事故の発生する危険な状況等の体験、高齢者の交通安全学習に必要な手法などの研修を行っています。

また、研修参加者を対象に、交通安全に関する情報提供や交通安全指導に関する指導・相談を継続して行い、高齢者自身の自主的な交通安全活動を促す情報提供ネットワークの構築に取り組んでいます。(令和7年3月末現在、325人登録)

令和4年度からは、シミュレータ等を用いた体験型研修及び警察署等による講義を行う形式にし、車を運転しない高齢者も参加しやすくするとともに、体験内容を地域での活動に持ち帰りやすくするよう、内容を変更し実施している。

ア. 主催 千葉県、千葉県警察

イ. 対象 千葉県内の実施対象市町村に居住の地域活動や「行政、ボランティア活動等」に熱意のある高齢者

ウ. 内容

- 高齢者の交通事故発生状況と事故防止対策に関する講義
- サポカーの性能に関する講義
- 歩行者用・自転車用シミュレータ等を用いた体験研修
- ワークシートを活用した危険予測学習

エ. これまでの開催実績

	実施会場等 (対象市町村)	実施日	人数
令和6年度 6回222人	生涯大学校東葛飾学園	6月3日	23人
	山武市 (農村環境改善センター)	6月19日	25人
	柏市 (ウェルネス柏)	6月27日	25人
	香取市 (小見川市民センターいぶき館)	7月25日	23人
	生涯大学校東葛飾学園	1月21日	59人
	生涯大学校東葛飾学園	2月6日	67人
令和5年度 3回64人	柏市沼南老人福祉センターいこい荘 (柏市)	6月22日	31人
	柿ノ木台公園体育館 (松戸市)	7月4日	25人
	長南町農村環境改善センター (長南町)	7月11日	8人
令和4年度 3回75人	さんぶの森公園あららぎ館 (山武市)	6月8日	27人
	君津市役所 (君津市)	6月22日	22人
	館山市コミュニティセンター (館山市)	7月1日	26人

(5) 交通安全教育推進員派遣事業

交通安全に熱意を有し、かつ、交通安全に関する知識の豊かな者を知事が「交通安全教育推進員」として委嘱し、市町村や学校、事業所、自治会等が開催する交通安全教育や各種研修会等に講師として派遣しています。

(任期は2年、令和6年度は15人に委嘱。)

《派遣実績》

年 度	派遣回数	受講者数 (人)						
		幼児	小学生	中学生	高校生	高齢者	一般	計
R6 年度	68 回	20	337	0	459	513	2,568	3,897
R5 年度	66 回	0	196	9	457	43	1,738	2,434
R4 年度	35 回	72	207	0	134	0	1,008	1,421
R3 年度	33 回	53	1,073	0	500	13	690	2,329
R2 年度	10 回	0	0	0	0	23	134	157

(6) 交通安全ライブラリー事業

交通事故防止を図ることを目的に、交通安全教育用 DVD を無料で貸し出しています。

《貸出実績》

年 度	利用団体数	利用者数
令和6年度	69 団体	4,330 人
令和5年度	87 団体	4,759 人
令和4年度	96 団体	12,228 人
令和3年度	130 団体	11,046 人
令和2年度	96 団体	7,105 人

4 交通環境の整備

(1) 交通事故多発地点に係る共同現地診断

交通事故が多発している箇所、若しくは今後、交通事故の発生が懸念される箇所等を県内各所から選定し、警察署単位において、道路管理者・交通管理者・警察署等の関係機関・団体と共同して現地診断を実施し、道路交通環境の観点から、交通事故の発生原因及び対策を検討し、各管理者が対策を実施することにより、交通事故防止を図ります。

ア. 参加機関・団体等

① 道路管理者

- ・ 国直轄国道・・・千葉国道事務所・首都国道事務所及び所轄出張所
- ・ 県管理国道県道・・・県道路環境課・県所轄土木事務所
(千葉市内は市道路保全課・市所轄土木事務所)
- ・ 市町村道・・・市町村道路担当課

② 県警察・・・県警交通総務課、県警交通規制課、所轄警察署

③ 市町村・・・交通安全担当課

④ 県・・・くらし安全推進課、地域振興事務所

⑤ 団体・その他・・・交通安全協会、安全運転管理者協議会等

イ. 現地診断実施状況（最近5年間）

年 度	実施署数	実 施 場 所		計
R 0 3	3 8	4 区間	3 4 交差点	3 8 箇所
R 0 4	3 8	1 区間	3 7 交差点	3 8 箇所
R 0 5	3 8	3 区間	3 5 交差点	3 8 箇所
R 0 6	3 8	2 区間	3 6 交差点	3 8 箇所
R 0 7	3 8	4 区間	4 8 交差点	5 2 箇所

ウ. 主な改良点と防止対策

①交差点事故防止対策

信号機の改良（LED化・矢印信号灯器設置）、交差点の改良（コンパクト化・右折レーン設置・導流標示設置）、カラー舗装化、減速ドット線・各種標識・看板の設置 等

②カーブ地点事故防止対策

すべり止め舗装、減速マーク・防護柵・視線誘導標・各種標識・看板の設置等

③夜間事故防止対策

照明灯の設置、区画線・各種標識の高輝度化、視線誘導標の設置 等

エ. 共同現地診断による事故抑止効果について（最近5か年）

対策実施前後の1年間を対比し、全体の交通事故発生状況を測定したところ、交通事故件数や死傷者数が減少し、高い事故抑止効果が認められた。

実施年	区 分	人身事故件数	死者数	負傷者数	物件事数
R 3	実施前 (R02)	1 8 3	4	2 0 5	3 1 7
	実施後 (R05)	3 2	1	4 2	1 5 5
	増減率(%)	▲ 82.5	▲ 75.0	▲ 79.5	▲ 51.1
R 4	実施前 (R03)	9 8	0	1 1 8	1 5 4
	実施後 (R06)	4 2	1	4 2	1 4 5
	増減率(%)	▲ 57.1	—	▲ 64.4	▲ 5.8
R 5	実施前 (R04)	9 4	2	1 1 5	1 8 0
	実施後 (R07)	5 6	0	7 1	1 7 6
	増減率(%)	▲ 40.4	▲ 100.0	▲ 38.3	▲ 2.2

5 自動車運転代行業

ア. 背景

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等が平成 27 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の関係法令が改正された。

これにより、これまで国土交通大臣が所管し、各運輸支局長に委任されていた自動車運転代行業の事務権限が平成 27 年 4 月 1 日から各都道府県知事に移譲されることとなった。

※県内認定業者数 269：令和 6 年 5 月末時点

イ. 委譲された事務・権限

(ア) 公安委員会からの案件の事前協議

- ① 認定に係る事前の協議・同意【法第 5 条 4 項】
- ② 認定の拒否に係る事前の協議・同意【法第 5 条 4 項】
- ③ 認定の取消しに係る事前の協議・同意【法第 7 条 2 項】
- ④ 営業の停止命令に係る事前の協議・同意【法 23 条第 3 項】
- ⑤ 営業の廃止命令に係る事前の協議・同意【法第 24 条 2 項】

(イ) 自動車運転代行業者からの届出の受理【法第 13 条 3 項】

自動車運転代行業者から、自動車運転代行業約款が届出られた際、届出を受理します。

(ウ) 公安委員会からの通知の受理

公安委員会から、運転代行業者からの以下の届出があった旨の通知を受理する。

- ① 変更の届出の通知の受理【法第 8 条 2 項】
- ② 廃業等の届出に係る通知の受理【法第 9 条 3 項】
- ③ 自動車運転代行業者等に対する指示に係る通知の受理【法第 22 条 1 項】

(エ) 自動車運転代行業者等への監督・指示

- ① 自動車運転代行業者に対する報告徴収・立入検査【法第 21 条第 2 項】
- ② 自動車運転代行業者に対する指示及び公安委員会に対する通知【法第 22 条 2 項】
- ③ 公安委員会に対する営業の停止命令の要請【法第 23 条 2 項】

【自動車運転代行業に係る事務処理件数】

事務処理内容	令和5年度	令和6年度
公安委員会からの案件の事前協議		
認定に係る協議・同意 【法第5条4項】	30件	26件
認定の拒否に係る協議・同意 【法第7条2項】	0件	0件
認定の取消しに係る協議・同意 【法第7条2項】	0件	0件
営業の停止命令に係る協議・同意 【法第23条第3項】	0件	0件
営業の廃止命令に係る協議・同意【法第24条2項】	0件	0件
自動車運転代行業者からの届出の受理		
自動車運転代行業約款の届出の受理 【法第13条3項】	0件	0件
公安委員会からの通知の受理		
変更の届出に係る通知 【法第8条2項】	235件	215件
認定証の返納に係る通知 【法第9条3項】	23件	33件
自動車運転代行業者等への監督・指示		
報告徴収及び立入検査 【法第21条】 (立入件数を内数で示す)	91件 (52件)	44件 (57件)
自動車運転代行業者への指示 【法第22条2項】	0件	0件
公安委員会へ営業停止命令を要請 【法第23条2項】	0件	0件

6 交通事故相談

交通事故被害者等の救済対策として、交通事故相談所を県内3箇所に設置し、専任の相談員による交通事故相談を実施しています。また、臨床心理士による心のケアに関する相談、県内市町における巡回相談を実施しています。

ア. 交通事故相談所の設置状況

	開設年月日	所在地
本所	昭和43年4月1日	千葉市（県庁本庁舎2階）
東葛飾支所	昭和53年4月1日	松戸市（東葛飾合同庁舎4階）
安房支所	昭和51年4月1日	館山市（安房合同庁舎1階）

イ. 相談員等の配置状況（令和6年度）

	相談員	顧問弁護士	心の相談員	事務員	計
本所	5名	1名	1名	1名	8名
東葛飾支所	3名	-	-	1名	4名
安房支所	2名	-	-	1名	3名
合計	10名	1名	1名	3名	14名

ウ. 相談件数（相談方法別）

	R6年度	R5年度	R4年度
電話	913件(▲132件)	1,045件(▲45件)	1,090件(▲264件)
来所	103件(▲28件)	131件(▲12件)	143件(+8件)
巡回相談	323件(▲92件)	415件(+38件)	377件(+50件)
文書	8件(±0件)	8件(▲2件)	10件(▲13件)
計	1,347件(▲252)	1,599件(▲21件)	1,620件(▲219件)

エ. 相談件数（相談内容別）

	R6年度	R5年度	R4年度
相談件数	1,347件	1,599件	1,620件
賠償問題	837件(62.1%)	1,103件(69.0%)	1,149件(70.9%)
更生問題	0件(0%)	1件(0.1%)	3件(0.2%)
援護問題	45件(3.3%)	34件(2.1%)	29件(1.8%)
その他	465件(34.6%)	461件(28.8%)	439件(27.1%)

才. 巡回相談の実施状況 (R6 年度)

市町村	巡回日数	相談件数	市町村	巡回日数	相談件数
銚子市	5	5	山武市	1	1
船橋市	22	54	いすみ市	0	0
茂原市	6	10	大網白里市	2	2
成田市	9	15	九十九里町	3	3
佐倉市	13	19	長南町	0	0
東金市	5	5	大多喜町	0	0
旭市	5	5	御宿町	0	0
習志野市	9	15	市川市	16	15
勝浦市	1	1	野田市	5	5
八千代市	8	15	柏市	9	7
四街道市	8	13	流山市	1	2
八街市	3	4	我孫子市	1	1
印西市	8	8	鎌ヶ谷市	5	14
白井市	7	8	浦安市	6	10
富里市	7	13	木更津市	15	24
匝瑳市	9	12	君津市	7	4
香取市	6	10	富津市	4	1
			袖ヶ浦市	11	22
			計	217	323

7 条例・計画等

(1) 千葉県交通安全条例

本県の交通事故発生状況は、人口の増加、運転免許保有者数や、自動車保有台数の増加、ライフスタイルの多様化等により、平成12年までの10年間発生件数、負傷者数は、毎年増加(平成8年を除く)の一途をたどり、平成12年は過去最悪の結果となりました。

そこで、交通事故を防止し、人命尊重の理念のもとに「交通安全県ちば」の確立をめざすため、この条例を制定しました。

千葉県交通安全条例(平成13年12月21日千葉県条例第53号)

私たちの生活は、モータリゼーションの進展とともに経済的にも文化的にも豊かになりましたが、その一方で「車社会」のひずみとして多くの尊い県民の生命が失われ、その家族、友人、社会に大きな犠牲をもたらしている現実を正しく見つめる必要があります。

二十一世紀に生きる私たちは、人に優しく環境と共生する視点に立って、真に豊かな社会とは何かを自らに問いかけることが大切です。

個々の生命・その輝ける人生を生きる権利を誰もが悲惨な交通事故によって、奪われることがあってはならないことを心に銘記する必要があります。

特に、車を運転する一人ひとは、車は一瞬にして人の命を奪う危険性を持っていることを常に自覚し、高い理性と思いやりの心をもって、幼児から高齢者まですべての人に配慮した安全運転を実践しなければなりません。

交通安全は、私たち県民すべての願いであり、一人ひとりが真剣に考え解決すべき最も重要な課題です。

県は、県民の幸せを願い、人命尊重の理念のもとに県民総参加により交通事故を撲滅し、安全で住みよい「交通安全県ちば」を確立することを宣言し、ここに千葉県交通安全条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、県における道路交通の安全(以下「交通安全」という。)を確保するために、県民の役割並びに県及び市町村の責務を明らかにするとともに、交通安全に関する県の施策並びに県民が主体となる交

通安全活動及び交通事故の防止について必要な事項を定めることにより、県民生活の安全を確保することを目的とする。

(県民の役割)

第2条 県民は、交通安全を確保するためには、県民一人ひとりの自覚と責任が重要であることを認識するとともに、その日常生活において自らすすんで交通安全に関する活動に取り組まなければならない。

2 県民は、交通事故の当事者となる可能性を有することを常に自覚し、道路交通の当事者として、身体の障害のある者、幼児、高齢者等の自力で交通事故の被害を防止することが困難であるものに特に配慮しなければならない。

(交通安全の日)

第3条 県民のすべてが交通安全についての関心を深めるとともに、交通安全に関する活動を実践する意欲を高めるため、毎月十日を交通安全の日とする。

(県及び市町村の責務)

第4条 県は、交通安全を確保するための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。この場合において、交通安全に関する施策を推進するに当たっては、国、市町村その他関係機関及び関係団体との緊密な連携を図らなければならない。

2 市町村は、県の施策と相まって、当該区域内の実情に応じた交通安全に関する施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(情報の提供等)

第5条 県は、県民に対して、交通安全に対する理解を深め、交通安全に関する活動への自発的な参加を支援するため、交通安全に関する施策、交通事故の発生状況等の必要な情報を提供しなければならない。

2 県は、製品を製造し、又は販売する事業者に対し、交通事故の分析結果等に基づいて、交通事故の防止に配慮した製品を製造し、又は販売するよう意見を述べることができる。

(県民の意見の反映)

第6条 県は、交通安全に関する施策の立案から決定までの過程に県民の意見を広く聴取するとともに、交通モニターを設置する等交通安全に関する県民の意見を日常的に聴取し、交通安全に関する施策に県民の意見を反映させるよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第7条 県は、交通安全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(交通環境の整備)

第8条 県は、交通環境の整備を図るため、夜間照明及び歩道の設置、信号機、道路標識等の交通安全施設の整備、交通管制の高度化及び広域化等必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県民及び国、市町村その他関係機関と共同して、交通事故が多発する個所において現地の状況を診断し、必要な措置を講ずるものとする。

(交通安全の体制整備等)

第9条 県は、交通安全に関する施策を推進するための組織等の体制を整備するものとする。

2 県は、市町村と連携して、地域に密着した交通安全に関する活動の先導的役割を担う組織として交通安全推進隊を整備するものとする。

3 県は、市町村に配置される交通指導員、交通安全の推進に資する活動を行う民間団体等の育成及び支援を行うものとする。

(救助及び救急医療体制の整備充実)

第10条 県は、市町村と連携して、交通事故による負傷者に対する救助及び救急医療体制の整備充実に努めるものとする。

(県民の交通安全活動)

第11条 県民は、家庭、学校、職場等において、交通安全に関する法令及び道徳を守るための活動に取り組むとともに、県、市町村その他の機関及び団体が行う交通安全に関する施策に協力しなければならない。

(こどもたちを守るための教育の充実等)

第12条 県民は、家庭、地域等において、こどもたちを交通事故から守り、こどもたちが次代の交通安全の確保を担う者であることの重要性を認識するとともに、これらに対する交通安全に関する教育に努めなければならない。

2 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等（以下「学校等」という。）を設置し、及び管理する者は、その学校等における幼児、児童、生徒等（以下「生徒等」という。）の成長段階に応じた交通安全教育の充実に努めるとともに、生徒等が交通安全に関する活動を自らすすんで実践するよう配慮しなければならない。

3 県は、学校等における交通安全教育が総合的かつ計画的に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者への配慮等)

第13条 県民は、高齢者の交通安全の確保のため、高齢者が安全に道路を通行できるよう配慮しなければならない。

2 県は、高齢運転者標識の普及を図るとともに、高齢運転者の保護等についての広報及び啓発を図るものとする。

3 県は、市町村と連携し、高齢者を対象とする交通安全指導を推進するとともに、高齢者が自主的に取り組む交通安全に関する活動への支援等を行うものとする。

(事業者が執るべき措置等)

第14条 事業者は、その使用する車両の安全な運行を確保するとともに、従業員に対し、その適性に応じた交通安全教育に努めなければならない。

2 県は、事業者の要請に応じ、その従業員が交通安全教育を容易に受けられるようその機会の提供に努めるものとする。

(危険な運転行為の防止)

第15条 県民は、速度違反、無理な追越し等による危険な運転行為が交通事故を引き起こす原因となることを認識するとともに、歩行者及び他の車両の安全に配慮しなければならない。

2 県は、危険な運転行為の防止に関する意識の啓発に努めるものとする。

(飲酒運転の根絶)

第16条 県は、国、市町村、県民、事業者その他飲酒運転の根絶に関する活動を行う団体と相互に連携協力して、飲酒運転の根絶を図るための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(違法駐車防止)

第17条 県民は、違法駐車が重大な交通事故を引き起こす原因となることを認識するとともに、地域における違法駐車を防止するための活動を自ら実践しなければならない。

2 県民は、夜間の路上駐車が交通事故を引き起こす原因となることを認識するとともに、歩行者及び他の車両の安全に配慮しなければならない。

3 商店街等において事業を営む者は、違法駐車を防止するため、必要な駐車場の確保及びその利用の促進に努めなければならない。

4 催物の主催者は、参加者に公共交通機関を利用させ、参加者のために駐車場を確保し、交通誘導員を配置する等自ら主催する催物による違法駐車を防止するための対策を講ずるよう努めなければならない。

5 県は、市町村と連携し、違法駐車防止に関する広報及び啓発を行うとともに、市町村が行う違法駐車防止重点地区における違法駐車防止に関する施策への支援等を行うものとする。

(自転車事故の防止等)

第18条 県は、自転車の交通事故を防止し、自転車の安全で適正な利用を促進するため、総合的かつ基本的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(暴走族等の追放等)

第19条 県は、暴走族等による暴走行為を追放するための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(交通死亡事故多発非常事態宣言等)

第20条 知事は、県内において交通死亡事故が多発している場合で、緊急に対策を講ずる必要があると認めるときは、交通死亡事故多発非常事態宣言を発令し、交通死亡事故を防止するための重点的かつ即効性のある対策を講ずるものとする。

2 知事は、県内の一部の区域において交通死亡事故が多発している場合で、緊急に対策を講ずる必要があると認めるときは、必要な対策を講ずるとともに、関係市町村の長に対し、当該市町村の実情に応じた交通死亡事故を防止するための重点的かつ即効性のある対策を講ずるよう要請するものとする。

(交通事故被害者等に対する支援)

第21条 県は、交通事故による被害者及びその遺族に対する支援の充実を図るため、交通事故相談所の設置、これらの者に対するカウンセリング制度の確立等必要な支援体制の整備に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月16日条例第28号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日条例第18号)

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日条例第28号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月25日条例第58号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月28日条例第55号抄)
（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(2) 千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

自転車は、環境負荷もなく、健康増進に役立つ交通手段であり、子どもから高齢者まで幅広く利用され、県民の日常生活に密着している乗り物です。

一方で、交通ルールやマナーを守らない危険な自転車の走行が社会的に問題となっており、県内では平成27年に自転車利用者が加害者となる死亡事故も発生しました。

そこで、県、県民、自転車利用者の責務等を明らかにし、また、関係者がそれぞれの役割を果たすことにより、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会を実現させることをめざすため、この条例を制定しました。

また、被害者の救済や加害者の経済的負担等の観点から、自転車保険に関してより一層の加入促進を図るため、令和3年12月に条例を一部改正し、令和4年7月1日より自転車保険の加入を義務化しました。

千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(平成28年10月25日千葉県条例第58号)

(目的)

第1条 この条例は、自転車(道路交通法(昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。))
第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。以下同じ。)の安全で適正な利用に関し、県、県民及び自転車を利用する者(以下「自転車利用者」という。)の責務並びに市町村、事業者及び交通安全に関する活動を行う団体(以下「関係団体」という。)の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進し、もって歩行者、自転車及び自動車等(法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、国、市町村、県民、事業者及び関係団体と相互に連携協力して、自転車の安全で適正な利用を促進するための総合的かつ基本的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、市町村、県民、事業者及び関係団体が

実施する自転車の安全で適正な利用のための取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第3条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第4条 自転車利用者は、車両(法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。)の運転者としての責任を自覚し、法その他の法令を遵守するとともに、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。

2 自転車利用者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

3 自転車利用者は、歩行者及び自転車の安全な通行を確保するため、自転車の放置(自転車

が自転車駐車場以外の公共の場所に置かれており、かつ、その自転車の利用者がその自転車を離れて直ちに移動することができない状態をいう。)をしないよう努めなければならない。

第5条 自転車利用者は、法その他の法令を遵守するとともに、次の各号に掲げる事項を履行し、自転車に関係する交通事故を自ら防止するよう努めなければならない。

- 一 交差点を通行しようとするときは、信号機、道路標識及び道路標示を遵守するほか、状況に応じて一時停止又は徐行するなど、安全を確認して通行すること。
- 二 日没から日の出までの間のほか、夕方には前照灯を点灯すること。
- 三 他の自転車との並進その他の歩行者、自転車及び自動車等の通行の妨げとなるような運転をしないこと。
- 四 自転車の通行が認められている歩道において、歩行者に危害及び迷惑を及ぼすおそれがあるときは、その安全に配慮し、自転車を押して歩くこと。
- 五 他の交通の安全に配慮し、道路及び交通の状況に応じた適正な速度及び方法で走行すること。
- 六 傘若しくはスマートフォンその他の携帯電話を使用し、又はイヤホン若しくはヘッドホンを使用して音楽等を聴きながら運転するなど、運転に必要な注意を怠ることにつながる行為をしないこと。

(市町村の役割)

第6条 市町村は、その区域内の実情に応じた自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に必要な啓発及び指導を行うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
- 3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の役割)

第8条 関係団体は、自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努めるものとする。

- 2 関係団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(自転車小売業者等による情報提供等)

第9条 自転車の小売を業とする者(以下「自転車小売業者」という。)は、自転車を購入しようとする者(以下「自転車購入者」という。)に対し、防犯登録(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和五十五年法律第八十七号)第十二条第三項に規定する防犯登録をいう。)を受ける義務について説明するよう努めるものとする。

- 2 前項及び第十六条第一項に定めるもののほか、自転車小売業者は、自転車購入者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。
- 3 第十六条第三項に定めるもののほか、自転車の貸付けを業とする者(以下「自転車貸付業者」という。)は、自転車を借り受けようとする者(以下「借受人」という。)に対し、自転車の安全で適正な利用に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。

(県民に対する自転車交通安全教育)

第10条 県は、県民に対し、自転車を安全で適正に利用するための交通安全教育(以下「自転車交通安全教育」という。)を行うものとする。

(学校における自転車交通安全教育等)

第11条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の設置者及び長(以下「学校の設置者及び長」という。)は、在学する児童、生徒又は学生が自転車を安全で適正に利用することができるよう、その発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

- 2 学校の設置者及び長は、在学する児童、生徒又は学生が自転車の安全で適正な利用に関する活動を自ら進んで実践するよう配慮しなければならない。

- 3 学校教育法第一条に規定する大学又は同法第二百二十四条に規定する専修学校の設置者及び長は、在学する学生又は生徒に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発を行うよう努めなければならない。

(家庭における自転車交通安全教育等)

第12条 未成年者を保護する責任のある者(次条第二項及び第十四条第三項において「保護者」という。)は、その保護する未成年者に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

- 2 高齢者の家族は、その高齢者に対し、乗車用ヘルメットを着用させることその他の自転車の安全で適正な利用のために必要な助言をするよう努めなければならない。

(自転車の点検整備及び防犯対策)

第13条 自転車利用者、自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、その利用し、貸し付け、又は事業の用に供する自転車について、安全性を確保するため、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

- 2 保護者は、その保護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。
- 3 自転車利用者は、その利用する自転車について、盗難防止のための施錠その他の防犯対策に努めなければならない。

(反射器材の備付け及び乗車用ヘルメットの着用等)

第14条 自転車利用者、自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、その利用し、貸し付け、又は事業の用に供する自転車の側面に反射器材を備え付けるよう努めなければならない。

- 2 自転車利用者は、夜間等における反射材の装着その他その存在を示すために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 保護者は、その保護する未成年者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットその他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を着用させ、又は使用させるよう努めなければならない。
- 4 高齢者は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットその他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を着用し、又は使用するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等への加入)

第15条 自転車利用者(未成年者を除く。)

は、その利用に係る自転車損害賠償保険等(自転車の交通事故により他人の生命又は身体を害した場合において生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

- 2 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。)は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

3 自転車貸付業者は、その貸し付ける自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

4 自転車を事業の用に供する事業者は、その事業の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

(自転車損害賠償保険等の加入の確認等)

第16条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、その自転車購入者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、当該自転車小売業者は、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

2 事業者は、その従業員のうちに、自転車を利用して通勤する者がいるときは、当該従業員に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、当該事業者は、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、当該従業員に対し、自転車損害賠償保険等への

加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

- 3 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(学校における自転車損害賠償保険等の情報提供)

第17条 学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校又は同法第二百二十四条に規定する専修学校の設置者は、在学する児童、生徒又は学生及びこれらの保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(広報及び啓発等)

第18条 県は、国、市町村及び関係団体と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとする。

- 2 県は、自転車利用者がその利用する自転車に関係する交通事故によって生じた損害を賠償する責任を負う場合があることについて周知を図るとともに、自転車損害賠償保険等への加入を促進するために必要な情報を提供するものとする。

(道路環境の整備)

第19条 県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行できる道路環境の整備を図るものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 県は、この条例の施行後三年を目途として、自転車を取り巻く状況等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(千葉県交通安全条例の一部改正)

- 3 千葉県交通安全条例（平成13年千葉県条例

第53号）の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

(自転車事故の防止等)

第十八条 県は、自転車の交通事故を防止し、自転車の安全で適正な利用を促進するため、総合的かつ基本的な施策を策定し、及び実施するものとする。

附 則（令和三年十二月二十八日条例第五十三号）

この条例は、令和四年七月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年四月一日から施行する。

(3) 千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例

令和3年6月28日、本県八街市内において、下校途中の児童の列に飲酒運転のトラックが衝突し、5名の児童が死傷するという大変痛ましい交通事故が発生しました。飲酒運転を根絶するためには、運転者一人一人のみならず、その雇用主等まで含めた徹底した法令遵守をはじめ、県民の飲酒運転根絶意識の向上を図るための啓発や県民総ぐるみで対策を講じるための体制を整備するなど、県、県民、事業者等が一体となって、飲酒運転の根絶に取り組む必要があります。

そこで、県の責務及び県民、事業者等の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶を図るための施策を総合的に推進し、もって飲酒運転のない、県民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、この条例を制定しました。

また、その後も県や県警などでは、飲酒運転の根絶に向けた更なる取り組みを進めているところですが、残念ながらいまだに飲酒運転は後を絶たないことから、飲酒運転根絶に向けた取組を強化するため、令和4年12月に条例の一部を改正しました。

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例

(令和3年12月28日千葉県条例第55号)

令和3年6月28日、本県八街市において、自家用トラックの飲酒運転により、児童二人のかけがえのない尊い命が奪われ、三人が重篤となる痛ましく筆舌に尽くし難い交通事故が発生した。

県民は、この悲惨な事故に大きな衝撃を受け、飲酒運転は絶対に許されるべきではないと改めて痛感したところである。

飲酒運転に関しては、これまで、度重なる法改正によって厳罰化がなされてきたほか、県においても、飲酒運転の根絶を図るべく様々な対策を講じてきたところであるが、今回の事故の発生により、いまだにその対策が十分でないことが明らかとなった。

飲酒運転で検挙される者が跡を絶たない現状において、飲酒運転の根絶に向けた対策を一層強化する必要があることは言うまでもないが、そのためには、運転者一人一人のみならずその雇用主等まで含めた徹底した法令遵守をはじめ、県民の飲酒運転の根絶に対する意識を向上させるための啓発や県民総ぐるみで

対策を講じるための体制の充実等を図ることが急務である。

私たちは、これ以上、極めて悪質かつ危険な犯罪である飲酒運転が、県民の安全で安心な日々の生活を脅かす状況を見過ごすわけにはいかない。

よって、私たちは、関係する機関及び団体はもとより、家庭、学校、職場、地域等が一丸となって飲酒運転の根絶に取り組むことを決意し、ここに千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、飲酒運転の根絶に関し、県、県民、事業者等の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶を図るための施策を総合的に推進し、もって飲酒運転のない、県民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

一部改正〔令和四年条例四五号〕

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 自動車等 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車及び同項第十一号の二に規定する自転車をいう。

二 飲酒運転 酒気を帯びて自動車等を運転する行為をいう。

三 飲食店営業者 店舗その他の設備（以下「飲食店」という。）を設けて客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）を行う者をいう。

四 酒類小売業者 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の九第一項に規定する酒類小売業者（同項の販売場（以下「販売場」という。）において対面により販売する者に限る。）をいう。

五 タクシー事業者 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九条の三第一項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者をいう。

六 運転代行業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第二項に規定する自動車運転代行業者をいう。

七 駐車場所有者等 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第二号に規定する路外駐車場（以下「路外駐車場」という。）を所有し、又は管理する者をいう。

八 違反者 飲酒運転を行い、道路交通法第百十七条の二第一項第一号又は第百十七条の二の二第一項第三号に規定する状態（以下「違反」という。）にあった者として検挙されたものをいう。

一部改正〔令和四年条例四五号・五年二三号〕

(公職にある者の率先垂範)

第3条 知事、県議会議員その他の県の特別職である者及び県職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する県の職員をいう。）は、自らの行動を厳しく律するとともに、県民に範を示すべき立場であることを深く自覚し、飲酒運転をしない、させない、許さないという強固な決意をもって、飲酒運転の根絶

に率先して取り組むものとする。

2 公職にある者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する職にある者並びに国及び地方公共団体の職員をいう。）及びこれに準ずる者（前項の者を除く。）は、同項の趣旨を踏まえ、飲酒運転の根絶に率先して取り組むよう努めるものとする。

(県の責務)

第4条 県は、飲酒運転の根絶を図るための総合的な施策を策定するとともに、国、市町村、県民、事業者その他飲酒運転の根絶に関する活動を行う団体（以下「関係団体」という。）と相互に連携協力して、当該施策を実施する責務を有する。

2 県は、市町村、県民、事業者その他関係団体が実施する飲酒運転の根絶を図るための取組を促進するため、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、飲酒運転が重大な交通事故を引き起こす原因となること及び重大な違法行為であることを自覚した上で、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

一 飲酒運転をしないこと。

二 自動車等を運転する必要がある場合又はその必要が生じると見込まれる場合であって、飲酒することにより酒気を帯びて自動車等を運転することとなるおそれがあるときは、飲酒しないこと。

2 県民は、飲酒が身体に及ぼす影響について理解を深めるとともに、家庭、職場、地域等において、飲酒運転の根絶を図るための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

3 県民は、国、県及び市町村が実施する飲酒運転の根絶を図るための施策に協力するよう努めるものとする

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業の用に供する自動車等の運行に当たっては、当該自動車等の運転をする者が酒気を帯びていないことを確認する等、飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第七条第四項に規定するアルコール検知器その他の飲酒運転の防止に資する機器を積極的

- に活用するよう配慮するものとする。
- 2 事業者は、その従業員に対し、飲酒運転の根絶に関する教育、指導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 事業者は、国、県及び市町村が実施する飲酒運転の根絶を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

(飲食店営業者の役割)

- 第7条** 飲食店営業者は、その営む飲食店ごとに、客が見やすい場所に、県、関係団体その他関係者が提供する立看板、貼り札、ポスターその他の飲酒運転の根絶に関する意識の啓発を図るための広告物(以下「啓發文書」という。)及び飲酒運転をするおそれのある客に対しては酒類を提供しない旨の表示を掲示するよう努めるものとする。
- 2 飲食店営業者は、客の飲酒運転を防止するために必要な次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 一 酒類の提供を求める客に対し、当該飲食店までの交通手段を確認すること。
 - 二 前号の規定により確認した交通手段が自動車等の場合にあつては、当該客が講ずる飲酒運転を防止するための措置を確認すること。
 - 三 前号の規定による確認ができない場合及び当該確認をした措置では客の飲酒運転を防止することができないおそれがあると認める場合にあつては、当該客に対して酒類の提供をしないこと。
 - 四 当該飲食店に客の用に供する駐車場が設置されている場合は、当該駐車場の見やすい場所に、啓發文書を掲示すること。
 - 3 飲食店営業者及びその従業員は、客が飲酒運転をするおそれがあると認めるときは、これを防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(酒類小売業者の役割)

- 第8条** 酒類小売業者は、販売場ごとに、当該販売場において酒類を購入した者(以下「酒類購入者」という。)が見やすい場所に、啓發文書を掲示するよう努めるものとする。
- 2 酒類小売業者及びその従業員は、酒類購入者が飲酒運転をするおそれがあると認めるときは、これを防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(タクシー事業者及び運転代行業者の役割)

- 第9条** タクシー事業者及び運転代行業者は、県民に対し、その事業を利用することが飲酒運転の防止に資する旨の広報を行うよう努めるものとする。
- 2 タクシー事業者及び運転代行業者並びにこれらの従業員は、その事業を利用した者が飲酒運転をするおそれがあると認めるときは、これを防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(駐車場所所有者等の役割)

- 第10条** 駐車場所所有者等は、その所有し、又は管理する路外駐車場ごとに、その利用をする者が見やすい場所に、啓發文書を掲示するよう努めるものとする。

(イベント等主催者の役割)

- 第11条** イベント等(多数の者が集合する催しをいう。以下同じ。)を主催するものは、そのイベント等に参加する者による飲酒が想定される場合には、当該イベント等に参加する者に対し、飲酒運転の根絶に関する意識の啓発その他の飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通報)

- 第12条** 県民は、飲酒運転をしている者又はその疑いのある者を発見したときは、速やかにその旨を警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 飲食店営業者、酒類小売業者並びにタクシー事業者及び運転代行業者並びにこれらの従業員は、客、酒類購入者若しくはその事業を利用した者(以下「客等」という。)が飲酒運転をしていることを確認したとき又は第七条第三項、第八条第二項若しくは第九条第二項の規定による措置を講ずることができないとき若しくは当該措置を講じてもお当該客等が飲酒運転をするおそれがあると認めるときは、速やかにその旨を警察官に通報するよう努めなければならない。

(事業者に対する措置)

- 第13条** 知事は、事業者に対し、その従業員が違反者となった場合(その違反が通勤(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二及び地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項に規定する

通勤をいう。)の途上の運転に係るものである場合に限る。)には、その違反の内容を通知することができる。

- 2 事業者は、前項の規定による通知を受けた場合には、第六条第一項及び第二項に規定する措置を講じなければならない。

追加〔令和四年条例四五号〕

(飲食店営業者に対する措置)

第14条 知事は、飲食店営業者が違反者に対しその違反に係る酒類を提供していたことが判明した場合には、規則で定めるところにより、当該飲食店営業者に対しその旨を通知するものとする。

- 2 飲食店営業者は、前項の規定による通知を受けた場合には、第七条第一項及び第二項に規定する措置を講じなければならない。

- 3 知事は、第一項の規定による通知を受けた飲食店営業者が、第七条第一項及び第二項に規定する措置を講じていない場合(当該措置が講じられていることが確認できない場合を含む。)として規則で定める場合に該当すると認めるときは、当該飲食店営業者に対し、規則で定めるところにより、客の飲酒運転を防止するために必要な指示をすることができる。

- 4 知事は、前項の規定による指示を受けた飲食店営業者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 5 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その対象となる飲食店営業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

- 6 知事は、第三項の規定による指示を受けた飲食店営業者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、規則で定めるところにより、当該飲食店営業者に対し、期間を定めて、その指示に係る書面の掲示を命ずることができる。

追加〔令和四年条例四五号〕

(立入調査等)

第15条 知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、同条第一項の規定による通知を受けた飲食店営業者に対し、客の飲酒運転を防止するために必要な措置の実施状況に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、当該飲食店営業者が営む飲食店その他必要な場所に立ち入り、客の飲酒運転

を防止するために必要な措置の実施状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

追加〔令和四年条例四五号〕

(知事及び公安委員会の相互協力)

第16条 公安委員会は、知事が前三条の規定に基づく事務を遂行する上で必要となる違反者に関する情報の提供その他の協力を行うものとし、知事は、当該事務の遂行の状況に関する情報を公安委員会に提供するものとする。

- 2 前項の規定による公安委員会の協力について必要な事項は、公安委員会規則で定める。

追加〔令和四年条例四五号〕

(教育及び知識の普及)

第17条 県は、飲酒運転の根絶に関する県民の理解を深めるため、飲酒運転の根絶に関する教育の充実、知識の普及のための広報及び啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔令和四年条例四五号〕

(再発防止のための措置)

第18条 県は、飲酒運転をした者に対し、飲酒運転の再発を防止するための教育その他必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔令和四年条例四五号〕

(情報の提供等)

第19条 県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に資するため、飲酒運転による交通事故の発生状況等に関する情報の収集、整理及び分析を行い、県民、事業者等に対し、その結果を提供するものとする。

一部改正〔令和四年条例四五号〕

(千葉県飲酒運転根絶連絡協議会)

第20条 県は、県の執行機関、関係団体その他の関係者により構成される千葉県飲酒運転根絶連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置く。

- 2 連絡協議会は、飲酒運転根絶計画の策定並びに飲酒運転の根絶を図るための施策の実施

に関し必要な協議及び調整を行うものとする。
3 前二項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔令和四年条例四五号〕

(飲酒運転根絶計画)

第21条 前条第二項の飲酒運転根絶計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
一 飲酒運転の根絶に関する教育、知識の普及、啓発、意識の高揚等に関する事項
二 飲酒運転の根絶を図るための体制に関する事項
三 その他飲酒運転の根絶に関し必要な事項
2 知事は、前項の飲酒運転根絶計画が策定され、又は変更されたときは、これを公表するものとする。

追加〔令和四年条例四五号〕

(表彰)

第22条 知事は、飲酒運転の根絶に関し顕著な功績があったと認められるものについて、表彰することができる。

一部改正〔令和四年条例四五号〕

(財政上の措置)

第23条 県は、飲酒運転の根絶を図るための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

一部改正〔令和四年条例四五号〕

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔令和四年条例四五号〕

(罰則)

第25条 第十四条第六項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

追加〔令和四年条例四五号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行後においても、飲酒運転を取り巻く状況等を勘案し、この条例の施行の状況について随時検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、

実効性を確保するための規定の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

(千葉県交通安全条例の一部改正)

3 千葉県交通安全条例（平成十三年千葉県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

(飲酒運転の根絶)

第十六条 県は、国、市町村、県民、事業者その他飲酒運転の根絶に関する活動を行う団体と相互に連携協力して、飲酒運転の根絶を図るための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

附 則（令和四年十二月二十七日条例第四十五号）

この条例は、令和五年六月二十八日から施行する。

附 則（令和五年五月二十三日条例第二十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

・ 条例第16条第1項に基づく情報提供による
通知件数

令和6年度 事業者通知件数 25件

飲食店通知件数 277件

・ 条例第15条第1項に基づく立入調査数

令和6年度 8件

(4) 千葉県飲酒運転根絶計画

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例第 20 条及び第 21 条の規定により、千葉県飲酒運転根絶連絡協議会が令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間の計画期間とする「千葉県飲酒運転根絶計画」を令和 6 年 3 月に策定しました。

計画の概要

① 計画の性格

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例第 20 条及び第 21 条の規定により、飲酒運転の根絶に関する教育、知識の普及、啓発、意識の高揚等に関する事項や飲酒運転の根絶を図るための体制に関する事項等を定めるもの。

② 基本方針 ～飲酒運転ゼロを目指して～

県、県警、市町村、関係機関・団体は、「飲酒運転を絶対に根絶する」という強い意識を持ち、また、相互に連携して「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という県民意識の定着を図るため、飲酒運転の根絶に関する教育や知識の普及、啓発活動等を推進する。

③ 計画期間 令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 か年

④ 計画の目標

項目	目標
飲酒運転による死亡事故件数（毎年度）	0 件
飲酒運転による交通事故件数（毎年度）	着実な減少
公職にある者の飲酒運転件数（毎年度）	0 件
飲酒運転根絶宣言事業所登録数（令和 10 年度）	10,000 件
飲酒運転根絶宣言店（令和 10 年度）	3,000 件

⑤ 推進体制及び評価

- ・千葉県飲酒運転根絶連絡協議会は、計画の策定及び必要な調整等を行う。
- ・県等は連絡協議会を通じて情報交換・連携を図りながら取組を推進する。
- ・毎年度、千葉県飲酒運転根絶連絡協議会において評価を行い、評価結果に応じて柔軟に計画を見直す。

飲酒運転根絶連絡協議会 会員一覧

飲酒運転根絶連絡協議会会則（抄）

（組織）

第三条 連絡協議会は、別表に掲げる構成団体から推薦された会員で構成する。

(別表)		
	区分	機関・団体名
1	会長	環境生活部生活安全・有害鳥獣担当部長
2	県の執行機関	環境生活部くらし安全推進課
3	県の執行機関	健康福祉部障害者福祉推進課
4	県の執行機関	教育庁教育振興部児童生徒安全課
5	県の執行機関	千葉県警察本部交通部交通総務課
6	市町村	千葉市市民局市民自治推進部地域安全課
7	市町村	県市長会
8	市町村	県町村会
9	関係団体	公益財団法人千葉県交通安全協会
10	関係団体	一般社団法人千葉県安全運転管理協会
11	関係団体	千葉県PTA連絡協議会
12	事業者団体	一般社団法人千葉県商工会議所連合会
13	特定事業者の団体	公益社団法人全国運転代行協会
14	特定事業者の団体	一般社団法人千葉県タクシー協会
15	特定事業者の団体	一般社団法人千葉県トラック協会
16	特定事業者の団体	千葉県小売酒販組合連合会
17	特定事業者の団体	全国共済農業協同組合連合会千葉県本部
18	特定事業者の団体	一般社団法人千葉県建設業協会
19	特定事業者の団体	千葉県自転車軽自動車商協同組合

・令和6年度飲酒運転根絶計画に示す目標達成状況

目 標		R 6 年度実績	評 価	達成率
飲酒運転による死亡事故件数	(毎年度) 0 件	4 件 (- 1)	未達成	—
飲酒運転による交通事故件数	(毎年度) 着実な減少	1 2 1 件 (+ 9)	未達成	—
公職にある者の飲酒運転件数	(毎年度) 0 件	1 1 件 (- 3)	未達成	—
飲酒運転根絶宣言事業所登録数	(R 6 年度) 2, 0 0 0 件	2, 0 2 3 件	達 成	101.1%
飲酒運転根絶宣言店登録数	(R 6 年度) 6 0 0 件	5 9 5 件	未達成	99.1%

(5) 第11次 千葉県交通安全計画

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第1項の規定により、千葉県交通安全対策会議が令和3年度から令和7年度までの5年間に、千葉県及び国の関係指定地方行政機関が講ずべき交通安全に関する施策大綱である「第11次千葉県交通安全計画」を令和3年3月に策定しました。

ア. 計画の概要

① 計画の性格

交通安全対策基本法第25条の規定により、都道府県交通安全対策会議が作成する法定計画で、陸上交通における県の交通安全施策の大綱となるもの。

② 計画の基本理念

人命尊重の理念のもとに、総合的かつ長期的な交通安全施策を実施し、交通事故のない、安全で安心して、いきいきと暮らせる「交通安全県ちば」の実現を目指す。

③ 計画期間 令和3年度から令和7年度までの5年間

④ 計画の構成 「道路交通」、「鉄道交通」、「踏切道における交通」の3編構成。

イ. 目標値

◆ 道路交通の安全

24時間死者数 110人以下 重傷者数 1,300人以下

◆ 鉄道交通の安全 乗客の死者数ゼロ、運転事故全体の死者数減少

◆ 踏切道における安全 踏切事故件数を令和7年度までに減少

ウ. 計画の特徴

「道路交通の安全」において重点事項（下記3項目）を設定

【重点事項1】 高齢者の交通安全対策の強化

- 交通事故に遭わないための取組〔高齢歩行者等の対策〕
- 交通事故を起こさせないための取組〔高齢運転者の対策〕

【重点事項2】 自転車安全利用対策の強化

- 自転車を安全に利用できる環境づくりの推進
〔ルール・マナーの向上、利用者の安全対策、自転車通行空間の確保〕

【重点事項3】 悪質・危険な運転者対策の強化【新規追加】

- 悪質・危険な運転等をしない・させない環境づくり
〔あおり運転等の危険性の周知啓発、飲酒運転根絶の環境づくり〕
- 飲酒運転などの悪質・危険な運転に対する取締りの強化

エ. 計画の構成

第1編 道路交通の安全

<p>〔対策の考え方：6つの視点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高齢者・子供の安全確保 ②歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上 ③生活道路・幹線道路における安全確保 ④地域が一体となった交通安全の推進 ⑤交通実態を踏まえたきめ細かな対策の推進 ⑥先端技術の活用推進 	<p>〔事業の展開：8つの柱〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ①県民一人一人の交通安全意識の高揚 ②安全運転の確保 ③道路交通環境の整備 ④車両の安全性の確保 ⑤道路交通秩序の維持 ⑥救助・救急活動の充実 ⑦被害者支援の充実と推進 ⑧交通事故調査・分析の充実
---	--

第2編 鉄道交通の安全

<p>〔対策の考え方：2つの視点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ①重大な列車事故の未然防止 ②利用者等の関係する事故の防止 	<p>〔事業の展開：6つの柱〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ①鉄道交通環境の整備 ②鉄道交通の安全に関する知識の普及 ③鉄道の安全な運行の確保 ④鉄道車両の安全性の確保 ⑤救助・救急活動の充実 ⑥被害者支援の推進
---	--

第3編 踏切道における交通の安全

<p>〔対策の考え方：視点〕</p> <p>それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進</p>	<p>〔事業の展開：4つの柱〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ①踏切道の立体交差化、構造の改良の促進 ②踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 ③踏切道の統廃合の促進 ④その他踏切道の交通の安全と円滑化等を図るための措置
---	--

※参考：千葉県交通安全計画の変遷

本計画は昭和46年度から実施され、計画期間は5年毎となっています。

計画次数	計画年度	計画次数	計画年度
第1次	昭和46年度～昭和50年度	第7次	平成13年度～平成17年度
第2次	昭和51年度～昭和55年度	第8次	平成18年度～平成22年度
第3次	昭和56年度～昭和60年度	第9次	平成23年度～平成27年度
第4次	昭和61年度～平成2年度	第10次	平成28年度～令和2年度
第5次	平成3年度～平成7年度	第11次	令和3年度～令和7年度
第6次	平成8年度～平成12年度		

(6) 千葉県交通安全対策会議

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第16条の規定に基づき、昭和45年10月15日に県の附属機関として設置しました。

交通安全対策基本法（抄）

（都道府県交通安全対策会議の設置及び所掌事務）

第十六条 都道府県に、都道府県交通安全対策会議を置く。

2 都道府県交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
- 三 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関し、都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

（都道府県交通安全対策会議の組織等）

第十七条 都道府県交通安全対策会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、都道府県知事をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
- 二 都道府県教育委員会の教育長
- 三 警視總監又は道府県警察本部長
- 四 都道府県知事が都道府県の部内の職員のうちから指名する者
- 五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県にあつては、指定都市の長又はその指名する職員
- 六 都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから都道府県知事が任命する者
- 七 その他都道府県知事が必要と認めて任命する者

4 都道府県交通安全対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

千葉県行政組織条例（抄）

（設置等）

第二十八条 県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

2～7 （略）

（組織等）

第二十九条 前条第一項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第三のとおりとする。

2 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている各附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第四のとおりとする。

別表第四

附属機関名	組織	構成	定数	任期
千葉県交通安全対策会議	会長・委員		二十五人以内	二年

千葉県交通安全対策会議 委員一覧

会長：千葉県知事

	区 分	機関名	職
1	知事が県の部内職員のうちから指名する者 (17条第3項第4号)	千葉県	総務部長
2			総合企画部長
3			防災危機管理部長
4			健康福祉部長
5			環境生活部長
6			生活安全・有害鳥獣担当部長
7			商工労働部長
8			県土整備部長
9	県警察本部長 (17条第3項第3号)	千葉県警察本部	警察本部長
10	県教育委員会の教育長 (17条第3項第2号)	千葉県教育委員会	教育委員会教育長
11	指定地方行政機関の長又はその指名する職員 (17条第3項第1号)	関東管区警察局	総務監察部長兼広域調整部長
12		関東経済産業局	総務企画部長
13		銚子地方気象台	台長
14		関東地方整備局	局長
15		関東運輸局	局長
16		千葉労働局	局長
17		関東総合通信局	局長
18	市町村長及び消防機関の長のうちから知事が任命する者 (17条第3項第6号)	千葉県市長会	会長
19		千葉県町村会	会長
20		千葉市消防局	局長
21	指定都市の長又はその指名する職員 (17条第3項第5号)	千葉市	市民局市民自治推進部長
特別委員			
22	東日本高速道路(株)その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員 (17条第4項)	東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	支社長
23		千葉県道路公社	理事長
24		東日本高速道路(株) 関東支社	千葉管理事務所長

(7) 千葉県交通安全対策推進委員会

千葉県交通安全条例（平成13年千葉県条例第53号）第9条第1項の規定により千葉県の交通安全対策を各交通安全推進機関・団体及び県民が一体となって推進し、「交通安全県ちば」の実現を図ることを目的として設置した。

ア. 構成メンバー（令和7年4月1日現在）

① 千葉県交通安全対策推進委員会

官公庁、交通・運輸関係団体、教育関係団体、少年・福祉関係団体、報道関係等の計234機関・団体

② 常任委員会（※県の機関については記載省略）

国土交通省関東運輸局千葉運輸支局	(一社)千葉県タクシー協会
国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所	(一社)千葉県指定自動車教習所協会
千葉市市民局市民自治推進部	(一社)日本自動車販売協会連合会
千葉県市長会	千葉県支部
千葉県町村会	千葉県軽自動車協会
(公財)千葉県交通安全協会	(一社)日本損害保険協会関東支部
(一社)千葉県安全運転管理協会	(一社)千葉県商工会議所連合会
(一社)千葉県ダンプカー協会	千葉県自転車軽自動車商協同組合
(一社)千葉県トラック協会	イオンバイク株式会社
(一社)千葉県バス協会	(一社)日本自動車連盟千葉支部

イ. 会議等の開催状況

① 常任委員会

R6. 5. 21	令和6年夏の交通安全運動実施要綱（案）等について
R6. 8. 8	令和6年秋の全国交通安全運動千葉県実施要綱（案）等について
R6. 10. 25	令和6年冬の交通安全運動実施要綱（案）等について
R7. 2. 18	1. 令和7年度千葉県交通安全県民運動基本方針（案）について 2. 令和7年春の全国交通安全運動千葉県実施要綱（案）等について

② 安全施設部会

R7. 1. 16	1. 令和3年度の共同現地診断による事故抑止効果について 2. 令和6年度の共同現地診断の実施状況について 3. 令和6年度の共同現地診断箇所における対策及び今後の取扱いについて 4. 令和7年度の共同現地診断実施方針について
-----------	--

③ 自転車安全利用部会

R7. 1. 22	1. 自転車関係する交通事故発生状況（令和6年中） 2. 各機関の取組について 3. 自転車乗車用ヘルメット着用推進モデル校事業等について 4. 自転車乗車用ヘルメット着用率向上に向けた各関係機関の取組について
-----------	--

(8) その他の交通安全に関する会議等

【千葉県暴走族等追放促進連絡協議会】

千葉県暴走族及び暴走行為者等の追放の促進に関する基本方針に基づき、県民総ぐるみによる暴走族等の追放対策を円滑かつ効果的に推進するため、県並びに関係機関及び団体で組織された「千葉県暴走族等追放促進連絡協議会」を平成14年8月8日に設置し、暴走族等の追放対策の推進を図っています。

第Ⅱ章 地域における交通安全対策の概要

1 交通安全広報の実施状況【市町村・令和6年度実績】

* 啓発物資等については、県が作成したものを除く。

市町村	市町村民大会	パレード	ポスター	パンフレット	チラシ	その他啓発物	懸垂幕立看板	安全旗
千葉市					6,000 枚			
銚子市		1 回						
市川市								8 本
船橋市				137 部	18,984 枚	反射材9,578 個		
館山市								
木更津市								
松戸市			100 枚		17,850 枚	反射材 5,300個 消しゴム 300個 自転車ハンドルライト 857個		
野田市						無し	37 個	
茂原市								
成田市					3,600 枚	チーバくん反射ストラップ 440個 自転車スポークリフレクター 1,200個 交通定規 990個 交通安全折り紙 1,200個	18 個	160 本
佐倉市					11,780 枚	交通票行定規 1,222個	128 個	100 本
東金市						トイレトペーパー800個	6 個	
旭市				1,550 部	1,100 枚	反射材2,200個	3 個	
習志野市								
柏市				4,960 部	1,260 枚	エコバック 1260個 反射材 853個		
勝浦市						新一年生用腕章66個 新入園児用ワッペン38個		

広報紙	広報車	交通事故相談所の広報			その他
		広報紙掲載	ホームページ	その他	
4回		12回(市政だより区版)	○		市役所、区役所等の庁内放送による広報4回
		11回			毎月10日に交通安全啓発のLINE送信
8回		12回	○		交通安全運動に合わせて広報掲載、市役所庁内放送、ホームページの更新
19回		11回	○		庁内放送4回、メール配信21回、X投稿20回、Facebook投稿16回
4回	4回	8回	○		交通安全運動期間に合わせ、広報誌掲載
4回		12回	○		ホームページ掲載
7回		12回	○	市役所本館玄関にポスター掲示(市が実施する交通事故相談)	安全・安心メール26回、ホームページ通年掲載、電子モニターへの掲示、交通安全運動期間の庁内放送4回
4回		12回	○		交通安全運動に合わせて庁内放送や電光掲示板随時、ホームページに交通安全に関するページを通年掲載
4回		12回			ホームページ掲載
11回		24回	○		交通安全ポスター展1回、街頭啓発3回、交通安全運動期間中の庁内放送、電子モニターへの掲示、交通事故発生件数をホームページに掲載、交通白書の作成
4回		11回	○	日程掲示	・交通安全運動時に広報紙、webサイト、市民向けメール、公式LINE、懸垂幕、庁内放送などで周知・啓発を実施 ・令和5年交通白書を作成し、webサイトで公表
10回		13回	○	ポスター掲示 チラシ配布	・交通事故発生状況をホームページに掲載12回 ・交通安全運動期間中にホームページ・広報掲載、横断幕・ポスター掲示、啓発キャンペーンの実施(年4回) ・LINE送信3回(飲酒運転根絶、ヘルメット着用促進、交通死亡事故防止)
10回		11回	○		防災行政無線による広報、ホームページ・庁内デジタルサイネージに掲載
		7回	○		ホームページ通年掲載
4回		11回	○	ポスター掲示 リーフレット配架	ホームページ4回、シニアクラブ連合会ホームページ掲載依頼7回、メール配信2回、LINE配信1回、X配信1回、キャンペーンの実施6回、自転車用ヘルメット庁舎内展示
			○		交通安全運動に合わせてホームページ掲載4回

* 啓発物資等については、県が作成したものを除く。

市町村	市町村民大会	パレード	ポスター	パンフレット	チラシ	その他啓発物	懸垂幕立看板	安全旗
市原市			200 枚	5,500 部	5,700 枚	のぼり旗 925本 サイクルリフレクター3,600 ランドセルカバー 2,500 ウェットティッシュ 2,300		260 本
流山市						ランドセルカバー 2,830		57 本
八千代市					3,909 枚	反射キーホルダー2,030 クリアファイル1,989 ノート1,821 小冊子1,878 旗振り誘導ハンドブック 40		
我孫子市						リフレクター1,000個		
鴨川市								
鎌ヶ谷市						反射キーホルダー 300個 不織布バック 500個	2 個	18 本
君津市						反射材1,020個		
富津市		1 回				反射ストラップ 1165個		40 本
浦安市						ポケットティッシュ1,000個 反射材1,000個 ウェットティッシュ1,000個		
四街道市						反射ストラップ5500個	61 個	
袖ヶ浦市	1 回			165 部	15,568 枚	マスク 1,788枚 うちわ 300本 ポケットティッシュ 3,493個 ジッパーバッグ 749個 反射材 1,284個 フードクリップ 200個		
八街市						啓発物1,250個	1 個	20 本
印西市						丸形反射シール2800枚 ポケットティッシュ8500個 反射ストラップ1394個 啓発カイロ920個 チラシ3800枚	4 個	10 本
白井市						マスク 500枚	4 個	4回
富里市								
南房総市								
匝瑳市		6 回	200 枚	480部	3,500 枚	のぼり旗20枚、反射材2,400個、自転車リフレクター900個、児童用黄色い帽子150個、ランドセルカバー186枚、ポケットティッシュ2,000個		90 本

広報紙	広報車	交通事故相談所の広報			その他
		広報紙掲載	ホームページ	その他	
4回	243回	12回	○		交通安全運動に合わせ、市SNS・情報配信メール発信、ホームページ掲載。
4回		10回	○		交通安全運動に合わせホームページ掲載4回、 新入学児童ランドセルカバー配布
5回	154回	11回	○		ホームページ12回掲載。交通安全運動期間(年4回)、シートベルトチャイルドシート着用推進強化月間、ゼブラストップ活動強化月間(年3回)に横断幕を設置。
5回		11回	○		交通安全運動の周知のため、ホームページ4回掲載、庁内放送4回 ※新小学一年生にリフレクターを配布
4回	随時				交通安全週間に合わせ、広報誌掲載
4回		14回	○		〈実施〉 交通安全ポスター・標語コンクール(秋1回) ホームページに掲載 〈例年〉 ホームページに掲載(春秋冬計3回)、交通安全キャンペーン(春秋計2回)、出動式(春1回)、横断幕の設置(春秋計2回)
6回		12回	○		・交通事故発生状況を広報紙に掲載12回 ・交通安全運動期間周知のため、ホームページ掲載4回
4回		12回	○	ポスター掲示 チラシ配布	・交通安全運動(年4回)のホームページ掲載及び安全安心メールにより周知
		12回	○		交通安全ポスター掲示(年4回) 交通安全運動キャンペーン及び団結式(春秋冬計3回) イオン新浦安店及びアトレ浦安駅前店にて交通安全の館内アナウンス(年4回)
3回		11回	○	リーフレット配布	市ホームページ掲載(随時)、交通安全運動の広報(市政だより掲載、横断幕・ポスター掲示、市役所庁舎内放送・デジタルサイネージ)
10回	25回	12回	○		交通安全運動に合わせて生活安全メール、市政情報モニターの活用、横断幕2枚
5回	4回	11回 (4月除く)	○	日程の掲示 リーフレット配付	
4回		11回 (4月除く)	○	ポスター掲示 チラシ配布	新小学1年生に「交通安全ワークブック」を配布 各交通安全運動・各強化月間においてX啓発
2回	4回	11回 (4月除く)	○	ポスター掲示 チラシ配布	交通安全運動中、横断幕及びのぼり旗の設置
4回		11回	○	ポスター掲示 チラシ配布	庁内放送4回
1回				ポスター掲示 チラシ配架	夏の交通安全運動の際、市内高校と協力し、啓発品の配布及び交通安全の呼びかけを実施
4回	6回	11回 (4月除く)	○	ポスター掲示 リーフレット配布	ホームページ掲載随時 防災行政無線

* 啓発物資等については、県が作成したものを除く。

市町村	市町村民大会	パレード	ポスター	パンフレット	チラシ	その他啓発物	懸垂幕立看板	安全旗
香取市				1,394 部	308 枚	交通安全身長計341枚 交通安全あいうえお表343枚 反射材付リストバンド344本 トイレトペーパー650個 ランドセルカバー346枚		15 本
山武市							15 個	
いすみ市		1 回						
大網白里市						トイレトペーパー 800個	6 個	
酒々井町								
栄町							4 個	
神崎町								30 本
多古町		1 回						
東庄町						反射キーホルダー200個 ウエットティッシュ 30個 キッチンタオル 100枚 ランドセルセルカバー 70枚		
九十九里町								
芝山町							2 個	6 本
横芝光町						自由帳160冊 ポケットティッシュ1,000個		0 本
一宮町			4 枚		2,000 枚	うちわ200個 ウエットティッシュ200個 マスク200個		40 本
睦沢町						ウエットティッシュ200個 ジッパーバッグ200個		
長生村								8 本
白子町								
長柄町					200 枚	クリアファイル300枚 反射ストラップ200個		6 本
長南町								
大多喜町								
御宿町								
鋸南町								
合計	1 回	10 回	504 枚	13,706 部	91,759 部		291 本	868 本

広報紙	広報車	交通事故相談所の広報			その他
		広報紙掲載	ホームページ	その他	
	19回	11回 (4月除く)	○	ポスター掲示	交通安全運動に合わせ、ホームページへの掲載及び防災行政無線での周知 幼児交通安全教室時にパンフレット及び啓発品の配布 小学校新入生ヘランドセルカバーを配布 幼保・小中学校へのぼり旗を配布(年1回)
4回	12回	6回	○	ポスター掲示	防災行政無線による周知・啓発 小学校新入生に「あいうえおひょう」を配布
12回	随時	12回			防災行政無線による周知・啓発 交通安全運動に合わせ啓発物の配布
12回		11回	○		防災行政無線や電光掲示板等での周知・啓発 ホームページ掲載随時(交通事故発生状況等)
4回	随時				・ホームページに4回掲載(春・夏・秋・冬) ・交通安全啓発キャンペーン(秋・冬計2回) ・保護者のための安全・安心ハンドブック作成(ホームページ掲載)
7回	随時	12回	○		・ホームページに掲載 ・情報メールによる広報
1回	2回				防災行政無線での周知
4回					防災行政無線での周知・啓発
4回	16回				防災行政無線での周知
2回	36回	12回	○		
1回	4回			日程の掲示 リーフレット配付	交通安全運動に合わせて、登録制メールによる広報、ホームページ更新
6回	18回				・防災行政無線、ホームページにて周知・啓発 ・小学校新入学児童へ通学用帽子を配布 ・敬老会において、ポケットティッシュと反射材を配布
3回					・交通安全運動に合わせて、防災行政無線、HP更新
4回					
1回	14回				
4回					ホームページ掲載(交通安全運動期間)
1回					
3回		3回		日程の掲示	ホームページ掲載(交通安全運動期間)、交通安全ポスターコンクール
4回					防災行政無線での周知、情報配信アプリでの周知
1回					
4回	12回				
244回	569回				

2 交通安全教育

(1) 交通安全教育の実施状況【市町村・令和6年度実績】

市町村名	学校・幼稚園・保育所の設置状況											
	学校			認定こども園			幼稚園			保育所		
	小学校	中学校	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計
千葉市	(1) 110	(3) 59	(4) 169	2	54	56		45	45	48	183	231
銚子市	11	5	16		1	1		1	1	2	7	9
市川市	(3) 41	(5) 20	(8) 61		8	8	6	29	35	17	136	153
船橋市	(1) 56	(1) 27	(2) 83		11	11		39	39	27	102	129
館山市	10	3	13	3		3	6	1	7	3	4	7
木更津市	(1) 19	(2) 14	(3) 33		12	12		7	7	3	7	10
松戸市	(1) 46	(2) 23	(3) 69		8	8		39	39	17	51	68
野田市	20	(1) 12	(1) 32		4	4	3	6	9	9	14	23
茂原市	12	6	18		3	3	1	5	6	6	2	8
成田市	(1) 20	(1) 9	(2) 29		3	3	1	3	4	12	12	24
佐倉市	23	11	34		8	8	1	4	5	6	27	33
東金市	8	4	12	3	3	6	5		5	2	2	4
旭市	15	5	20		3	3		1	1	12	6	18
習志野市	16	(1) 8	(1) 24	6	3	9	4	4	8	4	19	23
柏市	42	(4) 26	(4) 68		21	21		17	17	22	57	79
勝浦市	5	1	6	1		1				2		2
市原市	(1) 41	21	(1) 62	6	7	13		17	17	4	20	24
流山市	(1) 19	10	(1) 29		9	9	1	9	10	5	97	102
八千代市	19	(2) 12	(2) 31		2	2		16	16	8	25	33
我孫子市	13	6	19		9	9		3	3	3	20	23
鴨川市	7	3	10	6	1	7						
鎌ヶ谷市	9	5	14		1	1		9	9	4	9	13
君津市	12	(1) 8	(1) 20	2	2	4		2	2	5	7	12
富津市	8	3	11		2	2		1	1	7	4	11
浦安市	17	(1) 10	(1) 27		1	1	14	5	19	8	35	43
四街道市	12	5	17		4	4		5	5	3	22	25
袖ヶ浦市	7	5	12		1	1	1	2	3	4	11	15
八街市	8	4	12		2	2	3	2	5	6	2	8
印西市	18	(1) 9	(1) 27		8	8	1	5	6	5	24	29
白井市	9	5	14		3	3		6	6	3	3	6
富里市	7	3	10	2		2	2	3	5		4	4
南房総市	6	5	11		1	1	6		6	5	3	8
匝瑳市	10	3	13		1	1	1		1	4	7	11
香取市	15	7	22		7	7		2	2	6	5	11
山武市	11	4	15	5		5	1		1		3	3
いすみ市	9	3	12							10	1	11
大網白里市	7	3	10				3	2	5	2	6	8
酒々井町	2	1	3		1	1		1	1	2		2
栄町	4	1	5		1	1		1	1		4	4
神崎町	2	1	3							2		2
多古町	3	1	4	1		1						
東庄町	1	1	2				1		1		3	3
九十九里町	3	1	4	2		2		1	1			
芝山町	1	1	2					1	1	3		3
横芝光町	5	2	7		2	2				1	5	6

令和7年3月31日現在

対象者別 交通安全教育の実施状況										計		講習会		講演会		その他	
保護者向け		幼児向け		小中学生向け		高齢者向け		その他									
回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
		218	11,879	170	32,964			2	75	390	44,918	7	1,107				
		19	774	20	685	1	23			40	1,482						
		133	7,027	96	10,754					229	17,781	4	803				
		130	8,510	116	14,664	22	980	5	88	273	24,242						
		21	833							21	833						
		23	1,233	44	3,740					67	4,973						
		75	1,125	195	5,555			210	1,869	480	8,549						
		26	2,680	127	11,000	3	59	3	83	159	13,822						
		1	22	16	2,859					17	2,881						
		88	2,767							88	2,767						
		2	19	34	3,371					36	3,390						
		10	259							10	259						
42	774	62	1,199	35	1,322					139	3,295						
		35	1,823	23	6,646	1	45			59	8,514						
		17	493	128	23,108	12	360			157	23,961						
		3	192	5	397					8	589						
		151	5,859	106	6,039	61	1,233	12	318	330	13,449						
		23	2,448	22	5,595			1	82	46	8,125						
27	318	78	5,075	88	9,325	4	180			197	14,898						
		8	694	7	1,010					15	1,704					4	35
4	82	18	710	11	530					33	1,322						
		9	549	12	1,374	1	20			22	1,943						
		100	2,896	21	1,903	6	129	1	20	128	4,948						
		54	1,152							54	1,152						
1	31	46	2,071	37	2,699			1	10	85	4,811						
2	50	28	1,064	51	3,355			3	1,380	84	5,849						
12	361	57	1,995	20	3,009	10	164	6	771	105	6,300					15	375
		25	908	19	3,688	1	24			45	4,620			3	36		
		37	606	18	3,086	9	181			64	3,873						
		19	1,732	36	2,861					55	4,593						
		7	272	10	1,417					17	1,689						
				6	1,186					6	1,186						
		18	612	15	1,246			1	53	34	1,911						
		88	1,337			4	196			92	1,533						
		24	651	14	1,919	6	202			44	2,772						
				15	1,519					15	1,519						
		5	252	10	3,166					15	3,418						
		1	20	2	345					3	365						
				4	648					4	648						
		8	80	2	70					10	150						
		10	632	4	503					14	1,135						
		21	574	3	234	1	34			25	842						
		2	173	3	421					5	594						
		10	138	1	266	1	18			12	422						
7	154	12	322	7	818					26	1,294						

市町村名	学校・幼稚園・保育所の設置状況											
	学校			認定こども園			幼稚園			保育所		
	小学校	中学校	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計
一宮町	2	1	3							1	3	4
陸沢町	1	1	2	1		1						
長生村	3	1	4	3		3						
白子町	3	1	4							3		3
長柄町	2	1	3	1		1						
長南町	1	1	2					1	1	1		1
大多喜町	2	(2)	2	(2)	4						2	2
御宿町	2	1	3	1		1						
鯨南町	1	1	2				1		1	1		1
計	(10) 756	(27) 386	(37) 1,142	45	207	252	62	295	357	300	952	1,252

(注) 1「小中学校」は国立・公立・私立の合計数。欄内()は、私立学校数
2 休校含む

令和7年3月31日現在

対象者別 交通安全教育の実施状況										計		講習会		講演会		その他	
保護者向け		幼児向け		小中学生向け		高齢者向け		その他									
回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
		1	34	1	318					2	352						
		1	99	2	180					3	279						
		1	68	2	347					3	415						
		1	30	3	150					4	180						
		11	58	4	194					15	252						
		3	129	3	207					6	336						
95	1,770	1,740	74,075	1,568	176,693	143	3,848	245	4,749	3,791	261,135	11	1,910	3	36	19	410

2 (2) 幼児交通安全クラブ(ベコちゃんクラブ) 設置状況

令和7年3月31日現在

市町村	クラブ数	会員数			
		幼児数	保護者数	指導員数	計
千葉市					
銚子市					
市川市	8	631	537	216	1,384
船橋市					
館山市	2	83	83	36	202
木更津市	1	220	220	13	453
松戸市					
野田市	1	88	88	16	192
茂原市					
成田市					
佐倉市					
東金市					
旭市	21	388	366		754
習志野市	14	1,044	1,044		2,088
柏市					
勝浦市	3	188	157		345
市原市					
流山市					
八千代市	1	169	153	39	361
我孫子市					
鴨川市					
鎌ヶ谷市					
君津市	12	928	928		1,856
富津市					
浦安市					
四街道市					
袖ヶ浦市	8	728	728		1,456
八街市					

市町村	クラブ数	会 員 数			
		幼児数	保護者数	指導員数	計
印西市					
白井市					
富里市					
南房総市					
匝瑳市					
香取市	22	361	361	4	726
山武市					
いすみ市					
大網白里市					
酒々井町					
栄町					
神崎町					
多古町	1	191	191	2	384
東庄町	4	112	112	2	226
九十九里町	2	151	132		283
横芝光町	8	217	217	2	436
一宮町					
睦沢町	1	147	147		294
長生村					
白子町					
長柄町					
長南町	1	81			81
大多喜町	2	118	98	21	237
御宿町	1	58		4	62
鋸南町	1	43	41	5	89
計	114	5,946	5,603	360	11,909

(注) 市町村における現況調査による

2 (3) 交通公園の整備状況

市町村	設置事業主体	開園年月日	担当課	所在地	面積 (㎡)	入園料
千葉市	花見川緑地 (交通公園)	平成元. 5.27	市民自治推 進部 地域安全課	千葉市美浜区打瀬 2-101	30,335 (104,94 9)	無料
松戸市	ユーカー交通公園	昭和46.5.24	市民部 市民安全課	松戸市小金原1-25	15,000 (22,000)	無料
茂原市	茂原市萩原公園	昭和48.7.24	都市建設部 都市整備課	茂原市上林173-9	10,922	無料
市川市	東菅野児童交通公園 ※都市公園名 市川児童交通公園	昭和45.8.23	道路交通部 交通計画課	市川市東菅野 2-23-3	3,870	無料
市川市	南沖児童交通公園 ※都市公園名 南沖公園	昭和52.4.1 交通公園は 昭和55.4.1	道路交通部 交通計画課	市川市行徳駅前 3-4	4,300 (8,617)	無料
浦安市	交通公園	昭和50.5.5	都市整備部 みどり公園課 交通公園	浦安市美浜2-15-1	8,054	無料
市原市	宮田公園	S52.4.8	都市部 公園緑地課	市原市五井東2-9	7,003	無料
木更津市	交通公園 (吾妻公園内)	昭和55.6.9	市民協働部 地域共生推 進課	木更津市吾妻1-4	12,892 (41,200)	無料
佐倉市	上座総合公園	昭和58.4.7	都市部 公園緑地課 土木部 道路維持課	佐倉市上座915	20,000 (99,000)	無料

施設・設備	遊 具		指導員	備考
教室(100人収容) 道路延長 785.4m 幅員 3~7.5m 警報機付踏切 3ヶ所 標識 37本	足踏式ゴーカート 28台 特殊自転車10台 自転車176台		—	(一財)千葉市交通安全協会に業務委託
教室1 道路延長500m、幅員 4~6m 信号機 3基 警報機付踏切 1ヶ所 標識 15種 39本 機関車プラットフォーム 自転車競技コース 延長約200m 幅員2m	足踏式ゴーカート36台 自転車107台 バッテリーカー 4台		平日4 土日6 ※繁忙期などは、配置人数が異なる。 (最大11)	送迎用バス1台(教育指導業務) 松戸東交通安全協会に委託(施設運営業務)松戸市
道路延長 582m、幅員 2~6m 信号機1ヶ所 警報機付踏切 1ヶ所 標識 47本 機関車	足踏式ゴーカート15台 自転車29台(うち15台補助輪付き) 二人乗り自転車2台 三輪車3台 幼児用四輪車2台 幼児用自転車1台	4連ブランコ1基 鉄棒(3連)2基 スプリング遊具2基 すべり台1台 飛行機ジャングルジム1基 リゴラント1台 砂場1ヶ所	—	(公社)茂原市シルバー人材センターに業務委託
道路延長 477m、幅員 4m 信号機17基(うち歩行者 6基) 警報機付踏切1ヶ所 踏切(線のみ) 標識 28本 横断歩道14ヶ所	足踏式ゴーカート8台 自転車38台	ジャングルジム1基 ウエーブジム1基 すべり台1台 鉄棒(2連)1基 4連ブランコ1基 グローブジャングル1基	平日1 土日2	(公社)市川市シルバー人材センターに委託
道路延長 565m、幅員 4m 信号機 20 基(うち歩行者 4 基) 標識 46本 照明 6 基 横断歩道 27 ヶ所	足踏式ゴーカート9台 自転車35台	ジャングルジム1基 砂場2ヶ所 すべり台2台 鉄棒(3連)2基 大型4連ブランコ1基	平日1 土日2	(公社)市川市シルバー人材センターに委託
道路延長約520m 幅員車道 4~5m 歩道 1~2m 信号機 7基 標識 33本	三輪車4台 バッテリーカー4台 小型四輪車12台 一輪車6台 自転車23台 大型四輪車4台	動物ふれあい 動物展示 すべり台1台 砂場1ヶ所 2連ブランコ1基	—	(公社)浦安市シルバー人材センターに委託
道路延長 565m 幅員 2~6m 歩道延長 240m 幅員 3m 四ツ角式信号機 1ヶ所 押ボタン式信号機 1ヶ所 警報機付踏切1ヶ所 標識 60本 教室 1	自転車14台 足踏式ゴーカート17台	飛行機型ジャングルジム1基 すべり台1台 砂場1ヶ所 プレイウォール1基	—	(公財)市原市地域振興財団を指定管理者に指定
管理棟、講習室(50人収容) 信号機 3基 踏切1基 横断歩道 13ヶ所 標識 79枚	自転車 82台 幼児用乗物 6台	ジャングルジム1基 砂場1ヶ所	—	木更津交通安全協会に業務委託
道路延長 250m、幅員 3~6m 歩道延長 90m、幅員 2m 信号機7基 標識 76本 警報機付踏切 1ヶ所		砂場1ヶ所	—	指定管理者 (一財)千葉県まちづくり公社

3 交通指導員など

(1) 交通指導員の状況【市町村】

【配置市町村数】 共同設置を含め16市町 (54市町村中 30%) 任命10市町、委嘱6市町

市町村名	所属部課	任命・委嘱 (運用者)	設置の 根拠	指導員 総数	身分(職務内容)					
					常勤			非常勤		
					教育	街頭	事務	教育	街頭	事務
船橋市	市民生活部市民安全推進課 交通安全係	市長任命 (市長)	条例	4				4		
館山市	危機管理部市民協働課 生活安全係	市長委嘱 (市長)	要綱	28					28	
成田市	市民生活部交通防犯課 交通対策係	市長任命 (市長)		2				2		
旭市	市民生活課 市民生活支援班	市長委嘱 (市長)	要綱	218						
市原市	市民生活部地域連携推進課	市長任命 (市長)	要領	5	5					
八千代市	都市整備部土木維持課 交通安全対策班	市長任命 (市長)	規則	3				3		
君津市	市民生活部市民活動支援課	市長任命 (市長)	規則	4	2					
浦安市	市民経済部市民安全課	市長任命 (市長)	条例	3	3					
袖ヶ浦市	総務部防災安全課 交通防犯班	市長任命 (市長)	規則	1	1					
印西市	市民部市民活動推進課 市民安全係	市長委嘱 (市長)	要綱	56				56		
白井市	市民環境経済部市民活動支 援課市民安全班	市長委嘱 (市長)	規則	21				21		
南房総市	市民生活部消防防災課 消防防災係	市長委嘱 (市長)	規則	71					71	
匝瑳市	環境生活課 (市職員の中から任命)	市長任命 (市長)	規則	50			50			
香取市	生活経済部環境安全課 生活安全班	市長任命 (市長)	条例	4			4			
東庄町	総務課庶務係	町長任命 (町長)	要綱	2				2		
横芝光町	環境防災課防災班	町長委嘱 (町長)	規則	56				2	54	
合計				528	11	0	54	90	153	0

令和7年3月31日現在

臨時			制服 有無	災害補償の適用				
				公務 災害	労災 保険	交通 傷害	他の 規定	適用 なし
教育	街頭	事務						
			○	4				
			×			28		
			×	2				
218			○			218		
			×	5				
			○	3	3			
2			○	4				
			×	3				
			×	1				
			○				56	
			○			21		
			○	71				
			○	50				
			○	4				
			○	2				
			○				56	
220	0	0		149	3	267	112	0

※注1：調査対象は、辞令もしくは委嘱状により交通指導員（名称は問わない）として任命又は委嘱を受けている者

※注2：「身分（職務内容）」欄
「教育」
主として交通安全教育活動に従事している指導員数
「街頭」
主として街頭活動において学童等の整理、誘導等に従事している指導員数
「事務」
市町村職員を兼務する等、主として事務職に従事する指導員数

※注3：「災害補償の適用」欄
「公務災害」
地方公務員災害補償法の適用により災害補償を受けられる指導員数
「労災保険」
労働者災害補償法の適用により災害補償を受けられる指導員数
「交通傷害」
保険会社との契約により災害補償を受けられる指導員数
「他の規則定」
交通事故被害者救済のため市町村が定めている条例等により災害補償の適用を受けられる指導員数

3 (2) 交通指導員の状況【交通安全協会・地区別】

令和7年4月1日現在

地区 協会名	会 員	交通指導員数		
		男性	女性	計
千葉中央	1,171人	35人	37人	72人
千葉東	6,354人	20人	25人	45人
千葉西	5,986人	37人	18人	55人
千葉南	5,597人	24人	11人	35人
千葉北	5,197人	40人	15人	55人
習志野	4,102人	57人	13人	70人
八千代	9,480人	40人	20人	60人
船橋	6,823人	67人	18人	85人
船橋東	9,791人	111人	6人	117人
鎌ヶ谷	5,287人	27人	13人	40人
市川	9,896人	59人	6人	65人
行徳	4,243人	33人	12人	45人
浦安	5,933人	21人	12人	33人
松戸	6,887人	60人	17人	77人
松戸東	11,070人	31人	14人	45人
野田	6,601人	72人	38人	110人
柏	13,986人	58人	32人	90人
流山	4,434人	52人	24人	76人
我孫子	5,651人	27人	13人	40人
佐倉	29,825人	49人	19人	68人
四街道	5,984人	18人	15人	33人
成田	25,860人	97人	57人	154人

地区 協会名	会 員	交通指導員数		
		男性	女性	計
印西	8,222人	87人	43人	130人
香取	10,620人	41人	5人	46人
多古町	3,352人	26人	14人	40人
小見川	10,355人	21人	17人	38人
銚子	12,015人	22人	38人	60人
旭	19,992人	58人	21人	79人
匝瑳	9,748人	52人	10人	62人
山武	19,903人	52人	24人	76人
東金	9,739人	46人	23人	69人
茂原	20,996人	48人	24人	72人
一宮	4,927人	33人	10人	43人
いすみ	11,480人	25人	26人	51人
勝浦	2,413人	27人	9人	36人
大多喜	2,673人	22人	7人	29人
市原	17,713人	76人	25人	101人
南総	1,115人	28人	14人	42人
木更津	12,025人	121人	19人	140人
君津	9,191人	79人	21人	100人
富津	8,937人	42人	10人	52人
館山	17,207人	75人	26人	101人
千倉	7,225人	38人	35人	73人
鴨川	10,382人	45人	45人	90人
計	420,388人	2,099人	901人	3,000人

3 (3) 安全運転管理者数【安全運転管理者協議会・地区協議会別】

令和7年4月1日現在

地区別	安全運転 管理者	副安全運転管 理者	計 (人)
千葉中央	1,373	369	1,742
千葉東	497	82	579
千葉西	642	202	844
千葉南	300	55	355
千葉北	652	122	774
習志野	221	39	260
八千代	428	52	480
船橋	742	193	935
船橋東	417	56	473
鎌ヶ谷	217	23	240
市川	532	115	647
行徳	202	44	246
浦安	250	63	313
松戸	674	125	799
松戸東	235	28	263
野田	397	69	466
柏	1,007	190	1,197
流山	304	52	356
我孫子	187	23	210
佐倉	555	107	662
四街道	202	26	228
成田	699	131	830

地区別	安全運転 管理者	副安全運転管 理者	計 (人)
空港	66	58	124
印西	361	52	413
香取	236	32	268
多古	80	7	87
小見川	229	15	244
銚子	301	26	327
旭	317	39	356
匝瑳	179	18	197
山武	327	43	370
東金	375	66	441
茂原	529	83	612
いすみ	187	21	208
勝浦	76	6	82
大多喜	62	6	68
市原	1,078	190	1,268
木更津	800	132	932
君津	451	108	559
富津	211	26	237
館山	403	72	475
鴨川	199	27	226
計	17,200	3,193	20,393

3(4)市町村における交通安全見守り活動の制度

市町村名	市町村における交通安全見守り活動の制度					
	交通ボランティア・交通指導員制度の有無	制度の概要				
		名称	設置根拠	制度開始年	人数	活動頻度
千葉市	無					
銚子市	無					
市川市	無					
船橋市	無					
館山市	有	館山市交通指導員	館山市交通指導員設置要綱	令和2年4月1日	28	2回/月
木更津市	無					
松戸市	無					
野田市	無					
茂原市	無					
成田市	無					
佐倉市	無					
東金市	無					
旭市	有	旭市交通安全指導員連絡協議会	旭市交通安全指導員設置要綱	令和2年4月1日	260人以内	1回/月
習志野市	無					
柏市	無					
勝浦市	無					
市原市	無					
流山市	無					
八千代市	無					
我孫子市	無					
鴨川市	有	交通指導員	鴨川市交通指導員設置規則	平成17年2月11日(現在の鴨川市合併の日)		
鎌ヶ谷市	無					
君津市	無					
富津市	無					
浦安市	有	安全指導員	浦安市自転車の安全利用に関する条例	平成21年	3人	5回/週
四街道市	無					
袖ヶ浦市	無					
八街市	無					
印西市	有	印西市交通指導員	印西市交通指導員設置要綱	平成7年	56人	
白井市	有	白井市交通指導員	白井市交通指導員設置規則	昭和56年	21人(定員30人以内)	7回/年
	有	学校防犯ボランティア	規定なし	不明	53名(令和3年度)	各学校毎にお願いしており、活動頻度は、各学校により異なる。
富里市	無					
南房総市	有	交通指導員	南房総市交通指導員設置規則	平成18年	71名(令和6年度)	規定なし
匝瑳市	有	八日市場見守り隊	八日市場地区社会福祉協議会事業	平成27年	52人	八日市場小学校児童生徒下校時
香取市	無					

		交通安全見守り活動への支援
		交通安全見守り活動への支援状況
給与	災害補償	
		千葉市が事務局である「千葉市交通安全推進協議会」にて、各小学校地区交通安全協議会への助成金(年間2万円)の交付や、地域の交通安全推進を実施する団体への横断旗の配布を実施している。
		横断旗の支給
3,000円/日	交通傷害	市長が委嘱し、1回当たり3,000円の報酬を支払っている。
		市立小学校の学校安全ボランティアの活動に伴い、市教委より随時黄色い防犯ベストと横断旗を納入している
		平成29年度より、市内小学校通学路の指定箇所において交通指導員が街頭指導をするよう(一社)野田交通安全協会に業務委託を行っている。
		交通安全指導旗の支給
		教育委員会が各小中学校の見守りボランティアに対し、ベスト・腕章・たすき・横断旗などの貸与を行っている。
25,500円/年	交通傷害	
		交通安全指導旗の支給
	公務災害	※令和3年4月1日から廃止
		学校にボランティアとして登録している方を対象に、市教育委員会がボランティア保険に加入しています。(交通安全の見守りボランティアの方にも適用されます。)
		横断旗の配布
1,776円/時間	公務災害	
		(教育委員会)地域学校協働本部活動として見守り活動を行う団体から要望があれば、予算の範囲内で必要な物品の提供を行っている。
3,000円/日	他の規定	
26,000円/年	交通傷害	
給与なし	他の規定	ボランティア活動保険への加入。 防犯用品(ベスト、帽子、腕章)の貸与。
14,000円/年(報酬)	公務災害	
給与なし	ボランティア活動保険	八日市場地区社会福祉協議会でボランティア活動保険の加入及び帽子的貸与

市町村名	市町村における交通安全見守り活動の制度					
	交通ボランティア・交通指導員制度の有無	制度の概要				
		名称	設置根拠	制度開始年	人数	活動頻度
山武市	無					
いすみ市	無					
大網白里市	無					
酒々井町	無					
栄町	無					
神崎町	無					
多古町	無					
東庄町	有	東庄町交通指導員	東庄町交通指導員設置要綱	平成22年10月1日	2人	3回/週 5回/週
九十九里町	無					
芝山町	有	芝山町交通安全協会	山武交通安全協会会則	平成19年6月1日	12人	16回/年
横芝光町	有	横芝光町交通安全協会	横芝光町交通安全協会規則	平成18年	54	18回/年
一宮町	無					
睦沢町	無					
長生村	有	長生村交通安全対策協議会			54人	規定なし
白子町	無					
長柄町	無					
長南町	無					
大多喜町	無					
御宿町	無					
鋸南町	無					

用語定義

- (1) 「交通安全ボランティア」「交通指導員」 街頭監視(交通安全見守り活動)を行っている者が対象です。駐車・駐輪対策の指導員は対象外です。
(2) 「給与」 実費(交通費・食事・茶菓子代等)として計上されたものは対象外です。
(3) 「災害補償」 ア. 公務災害地方公務員災害補償法の適用により災害補償が受けられるもの
イ. 労災保険 労働者災害補償保険法の適用により災害補償が受けられるもの
ウ. 交通傷害 保険会社との契約により災害補償が受けられるもの
エ. その他規則 交通事故被害者救済のため市町村が定める条例等により災害補償の適用が受けられるもの
オ. なし 全く災害補償のないもの

		交通安全見守り活動への支援
		交通安全見守り活動への支援状況
給与	災害補償	
1,516円/時間	公務災害	
給与なし	他の規定 (山武警察署による保 険あり)	
30,500円/年(報償)	他の規定	
給与なし	交通傷害	
		町教委より見守りボランティアへ、帽子・黄色の防犯ベスト・横断旗を支給し、児童生徒の登下校を見守っている学 校安全ボランティアの活動時等に活用されている。
		ベスト及び横断旗の支給

4 高齢者の交通事故防止

(1) 高齢者交通事故防止対策推進会議設置状況【市町村】

市町村	名称	設置年月日	設置の方法	令和6年度 会議開催数
銚子市	交通安全都市推進協議会 高齢者交通事故防止部会	H.17.8.26	新たに設置	0
木更津市	木更津市交通安全推進協議会 高齢者交通安全対策部会	H19.6.1	既存組織活用	0
野田市	交通安全対策協議会	H16.8.17	既存組織活用	0
茂原市	交通安全対策会議	H15.4.1	既存組織活用	1
成田市	高齢者交通事故対策推進会議	H18.2.2	新たに設置	0
東金市	交通安全対策会議	H17.10.17	既存組織活用	0
柏市	高齢者安全安心推進会議	H25.9.9	既存組織活用	0
市原市	高齢者交通事故防止連絡会議	H16.8.26	既存組織活用	0
八千代市	高齢者交通事故防止対策推進会議	H21.11.26	既存組織活用	0
君津市	高齢者交通安全対策専門部会	H16.6.15	新たに設置	0
富津市	交通安全対策推進協議会	S46.4.26	既存組織活用	1 (書面決議)
匝瑳市	交通安全対策協議会 高齢者事故防止対策推進専門部会	H19.11.30	既存組織活用	1
大多喜町	高齢者交通事故防止協議会	H17.10.12	新たに設置	0

令和7年3月31日現在

構成メンバー	防止対策
銚子市、警察署、交通安全協会、安全運転管理者協議会 交通安全活動推進委員協議会	
県、警察署、交通安全協会、安管協、 安協木更津部会、シニアクラブ連合会、 (一財)木更津自動車学校付属公益事業推進センター	
市長、副市長、教育長、警察署、交通安全協会、安管協、自治会長 国交省・県・小・中・高校校長、消防長 等交通安全関係者計22名	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教育の推進 ・交通安全に関する情報の提供及び共有化
県、警察署、消防長、市長、教育長、市部長職	<p>関係行政機関及び交通安全協力団体と緊密な連携を図り、市民の交通安全意識の高揚や交通安全を確保するため、啓発活動、道路環境整備等の総合的な交通安全施策の実施に努めている。</p>
成田市、警察署、交通安全協会、安管協 自治会、社会福祉協議会	
県、警察署、消防長、市長、教育長、市部長職	
警察署、防犯協会、地域包括支援センター、介護専門員協議会、 社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、シニアクラブ連合会、 金融機関防犯協会、交通安全協会、安管協	
県、警察署、交通安全協会、 民生委員、老人クラブ連合会	
警察署、交通安全協会、自治会、民生委員、安管協、 社会福祉協議会、教習所、長寿会連合会、 シルバー人材センター	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関及び団体で実施できる高齢者交通事故防止策について協議 ・関係機関及び団体と連絡体制の構築
警察署、交通安全協会、安管協、シニアクラブ、 自治会、日本製鉄君津交通安全推進会	
警察署、交通安全協会、 市長、副市長、市交通関連部長、交通安全関係者	
警察署、交通安全協会、安管協、 区長会、民生委員児童委員協議会、シニアクラブ連合会、市	
警察署、交通安全協会、自治会 民生委員、老人クラブ連合会、社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者宅への各戸訪問 ・老人クラブ総会時における交通安全講話 ・ぬくもり、思いやり給食会時における交通安全講話 ・町福祉大会時における交通安全講話 ・広報誌・防災行政無線での啓発

4 (2) 老人クラブ交通安全指導班設置状況【市町村】

令和7年3月31日現在

市町村	65歳以上人口	老人クラブ		交通安全指導班結成数		
		クラブ数	会員数	クラブ数	会員数	指導員数
千葉市	258,113	176	7,909			
銚子市	21,842	17	352			
市川市	106,515	89	3,213	26	1,052	
船橋市	155,059	196	8,626	137	6,101	137
館山市	17,705	35	1,093			
木更津市	38,050	19	489			
松戸市	128,723	168	5,997			
野田市	47,693	54	1,815	8	358	8
茂原市	29,729	42	1,091	14	522	15
成田市	32,240	59	2,757	29	1,577	34
佐倉市	56,989	41	1,722			
東金市	18,393	49	1,359			
旭市	20,248	46	1,160			
習志野市	41,511	43	1,676			
柏市	113,742	63	3,370			
勝浦市	7,110	9	215			
市原市	82,420	111	5,521			
流山市	47,390	49	1,776			
八千代市	51,100	42	2,254			
我孫子市	40,360	30	1,308			
鴨川市	11,599	14	493			
鎌ヶ谷市	31,177	21	789	21	789	21
君津市	26,814	42	1,246			
富津市	16,060	9	208			
浦安市	32,039	49	3,150			
四街道市	27,049	35	1,508	29	1,259	29
袖ヶ浦市	17,894	17	576	8	229	8
八街市	22,078	25	1,035			

市町村	65歳以上人口	老人クラブ		交通安全指導班結成数		
		クラブ数	会員数	クラブ数	会員数	指導員数
印西市	27,550	37	1,380			
白井市	17,789	19	857			
富里市	14,665	12	370	6	290	9
南房総市	16,237	39	1,592			
匝瑳市	12,339	80	2,797			
香取市	26,757	81	2,401			
山武市	18,003	49	1,573			
いすみ市	14,829	22	433			
大網白里市	16,553	12	697			
酒々井町	6,674	20	320			
栄町	8,327	11	309	10	299	
神崎町	1,954	15	479			
多古町	5,285	34	929			
東庄町	5,168	15	312			
九十九里町	5,935	16	466			
芝山町	2,444	13	168			
横芝光町	8,321	36	958			
一宮町	4,011	14	248			
睦沢町	2,771	4	120			
長生村	4,777	6	88			
白子町	4,382	6	83			
長柄町	2,750	6	83			
長南町	3,365	12	283			
大多喜町	3,534	6	96			
御宿町	3,618	5	55			
鋸南町	3,343	10	179			
計	1,741,023	2,130	79,984	288	12,476	261

5 自転車関係

(1) 自転車関係条例の制定状況【市町村】

市町村名	条例名	公布. (直近の改正)	施行. (直近の改正)
千葉市	千葉市自転車等の放置防止に関する条例	S58.3.15 (H24.12.19)	S58.9.5 (H25.4.1)
市川市	市川市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	H4.12.25. (H26.9.30)	H5.6.1 (H26.9.30)
	市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例	H14.12.20 (R5.9.29)	H15.4.1 (R6.4.1)
船橋市	船橋市自転車等の放置防止に関する条例	S61.9.30 (H31.3.29)	S62.4.1 (R元.10.1)
	船橋市自転車等駐車場条例	H27.9.30 (R7.10.7)	H28.4.1 (R7.11.1)
	船橋市船橋駅南口地下駐車場条例	H15.3.31 (H31.3.29)	H15.4.14 (R元.10.1)
木更津市	木更津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	H14.12.20 (H23.3.19)	H15.4.1 (H23.4.1)
	木更津市自転車等の放置防止に関する条例	H3.3.27 (H14.12.20)	H3.7.1 (H15.4.1)
松戸市	松戸市自転車の放置防止に関する条例	S58.12.27 (H27.3.26)	S59.4.1 (H27.4.1)
	松戸市自転車駐車場附置義務条例	S58.12.27	S59.4.1
	松戸市自転車駐車場条例	H8.9.26 (R元.6.27)	H9.4.1 (R元.10.1)
野田市	野田市自転車等駐車対策等に関する条例	S63.10.1 (R3.3.24)	H元.4.1 (R3.4.1)
	野田市自転車等駐車場条例	H14.12.27 (R6.9.30)	H15.4.1 (R7.4.1)
茂原市	茂原市自転車等放置防止に関する条例	H6.9.27	H7.1.5
	茂原市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	S63.9.28 (R3.3.30)	S64.1.1 (R3.8.1)
成田市	成田市自転車等の放置防止に関する条例	H9.12.24 (H31.3.7)	H10.4.1 (R元.10.1)
佐倉市	佐倉市自転車等の放置防止に関する条例	H5.3.31	H5.10.1
	佐倉市営自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	H5.3.31 (R元.7.10)	H5.10.1 (R元.10.1)

令和7年4月1日現在

放置 規制	附置 義務	置場 管理	協議会	直近の改正内容
○	○	◎	○	駐輪場の附置義務 自動二輪車(125CC以下)の受入 自転車等駐車対策協議会公募委員の追加 外
○	○	◎		消費税改正に伴う料金改定
				駐輪場の廃止
○	○		○	消費税改正に伴う料金改定
		◎		駐輪場の新設に伴う改定
		◎		消費税改正に伴う料金改定
		◎		施設の住所変更、施設の廃止に伴う改正
○				
○			○	松戸市自転車等駐車対策協議会の設置条項を追加
	○			
		◎		短時間無料制度の導入
○			○	条例名称、協議会名称、協議会の所掌事務の追加に関する改正
		◎		野田市駅市営自転車等駐車場廃止に伴う改正
○			○	
		◎		・駐車場使用時間の変更 ・別表の変更(使用時間・休業日を定めた別表第1を削除、別表第2を別表とした)
○		◎		・消費税改定に伴う駐輪場使用料、撤去保管料の改正
○				
		◎		消費税率の改定

市町村名	条例名	公布. (直近の改正)	施行. (直近の改正)
習志野市	習志野市自転車等の放置防止に関する条例	S56.10.9 (R6.12.24)	S57.4.1 (R7.4.1)
柏市	柏市自転車等放置防止条例	S58.10.7 (R2.6.26)	S59.1.10 (R2.6.26)
	柏市駐輪場等条例	H15.10.17 (R2.12.22)	H15.12.1 (R3.4.1)
市原市	市原市自転車駐車場の整備及び自転車等の放置防止に関する条例	H元.12.15 (H30.12.25)	H2.4.1 (H31.4.1)
流山市	流山市自転車駐車場条例	H20.3.24 (R6.12.24)	H21.4.1 (R7.4.1)
	流山市自転車の放置防止に関する条例	H20. 3.24	H21.4.1
八千代市	八千代市自転車の放置防止に関する条例	S61.11.28 (R3.3.25)	S62.6.1 (R3.4.1)
我孫子市	我孫子市自転車の放置防止に関する条例	S63.10.7 (R2.3.24)	H元.4.1 (R2.7.1)
	我孫子市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	S63.10.7 (R2.3.24)	H元.4.1 (R2.7.1)
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市自転車等の放置防止に関する条例	S58.3.26 (H9.4.1)	S58.9.1 (H9.10.1)
君津市	君津市自転車の放置防止に関する条例	S61.10.1	S62.3.1
	君津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	H6.9.30 (R元.6.27)	H6.12.1 (R元.10.1)
浦安市	浦安市自転車駐車場の整備及び自転車の放置防止に関する条例	S60.10.1 (H31.3.15)	S61.3.29 (R元.10.1)
四街道市	四街道市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	H2.12.25 (H13.3.27)	H3.6.24 (H13.3.27)
	四街道市営自転車等駐車場条例	S62.12.22 (R6.3.29)	S62.12.22 (R6.7.1)
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市自転車の放置防止に関する条例	H3.3.28	H3.4.1
	袖ヶ浦市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	H3.3.28 (R元.9.30)	H3.4.1 (R元.9.30)
八街市	八街市自転車等の放置防止に関する条例	H3.12.27 (H23.2.7)	H3.12.27 (H23.2.7)
	八街市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	H3.12.27 (R元.11.7)	H3.12.27 (H30.12.28)

放置 規制	附置 義務	置場 管理	協議会	直近の改正内容
○	○	◎	○	放置自転車移送保管料の改正
○	○		○	協議会の設置の改正
		◎		駐輪場の位置の改正
○	○	◎		<ul style="list-style-type: none"> ・撤去対象に原動機付自転車(50cc以下)を追加。 ・「放置整理区域」から「放置禁止区域」に名称変更。 ・小型自動二輪車(125cc以下)の受入拡充。 ・自転車への住所・氏名の明記規定を削除。
		◎		<ul style="list-style-type: none"> ・自転車駐車場使用料の改正 ・小型・中型バイク(400ccまで)の受入拡充 ・減免対象の拡大(免許返納者・難病指定者・ひとり親)規定 ・回数券の廃止
○				
○	○	◎		
○				放置自転車移送保管料の改正
		◎		自転車駐車場使用料の改正
○				
○				
		◎		消費税増税に伴う、自転車駐車場利用料の改正
○	○	◎	○	消費税法改正に伴う、自転車駐車場利用料の改正
○	○			
		◎		駐車場使用料の改正
○	○			
		◎		換地処分に伴う所在地番の改正
○				
		◎		名称、位置の変更及び、駐輪場の新設

市町村名	条例名	公布. (直近の改正)	施行. (直近の改正)
印西市	印西市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の 附置義務に関する条例	H6.12.14 (H31.3.22)	H7.4.1 (R元.10.1)
	印西市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	H6.12.14 (R4.12.19)	H7.3.1 (R5.4.1)
白井市	白井市自転車等の放置防止に関する条例	H6.12.22 (H29.9.28)	H7.6.1 (H30.4.1)
	白井市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例	H22.3.29	H22.7.1
富里市	富里市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	H14.4.1 (H28.3.17)	H14.4.1 (H28.4.1)
匝瑳市	匝瑳市自転車等の放置防止に関する条例	R3.12.20	R4.4.1
香取市	香取市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	H18.3.27	H18.3.27 (R2.4.1)
	香取市自転車等の放置防止に関する条例	R6.3.22	R6.4.1
山武市	山武市自転車等駐車場条例	H19.3.28 (R5.3.10)	H19.4.1 (R5.4.1)
	山武市自転車等の放置防止に関する条例	H18.12.26	H19.4.1
いすみ市	いすみ市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	H17.12.5 (H29.3.17)	H17.12.5 (H29.3.17)
大網白里市	大網白里市自転車等の放置防止及び駐輪場の整備に 関する条例	H5.6.18 (H24.12.26)	H5.9.1 (H25.1.1)
酒々井町	酒々井町自転車等の放置防止に関する条例	H6.12.28 (R元.12.24)	H7.4.1 (R2.4.1)
	酒々井町自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例	H6.12.28 (R元.12.24)	H7.4.1 (R2.4.1)
栄町	栄町自転車等の放置防止に関する条例	H14.3.13 (R元.6.17)	H14.10.1 (R元.10.1)
芝山町	芝山町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例	H28.12.13	H28.12.13
長生村	長生村自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	S61.6.26	S61.6.26
御宿町	御宿町自転車等の放置防止に関する条例	H20.6.19.	H20.10.1

注: 置場管理の◎は「有料」、○は「無料」である。

令和7年4月1日現在

放置 規制	附置 義務	置場 管理	協議会	直近の改正内容
○	○			
		◎		消費税率の引上げに伴う利用料金上限額(定期使用に係るもの)の改定
○				放置自転車撤去費用の改定
		◎		
○		○		
○				
		○		管轄する駅の追加
○				
○		◎		”個人情報の保護に関する法律”の施行に伴う修正
○				
		○		
○		◎		利用料・利用対象車両の見直し、市制施行に伴う改正(用語の整理等含む)
○				用語の整理
		◎		無料駐輪場の有料化に伴う駐輪場使用料の改正
○	○	○		消費税率等の引き上げに伴う放置自転車等の撤去、保管費用の改正
◎		○		
		○		
○				

5（2）自転車等駐車施設の現況【市町村】

令和7年4月1日現在

※収容可能台数、実収容台数は、自転車・原動機付自転車・自動二輪車の合計。

※面積は、延床面積・利用面積を指す。ただし、延床が不明の場合は敷地面積を掲載。

市町村名	施設数	面積	収容可能台数	実収容台数
千葉市	147箇所	73,876.00m ²	57,904台	33,557台
銚子市	2箇所	495.00m ²	340台	340台
市川市	41箇所	36,328.26m ²	29,818台	25,353台
船橋市	83箇所	44,710.86m ²	36,850台	26,934台
館山市	4箇所	1,129.77m ²	590台	370台
木更津市	11箇所	5,614.42m ²	3,520台	2,252台
松戸市	65箇所	33,168.86m ²	28,005台	15,688台
野田市	8箇所	5,800.20m ²	4,607台	3,399台
茂原市	7箇所	4,619.00m ²	3,606台	2,210台
成田市	15箇所	11,410.00m ²	6,547台	5,853台
佐倉市	12箇所	12,276.32m ²	9,055台	4,055台
東金市	8箇所	1,798.00m ²	1,620台	1,620台
旭市	5箇所	894.00m ²	474台	474台
習志野市	29箇所	17,929.99m ²	14,944台	11,194台
柏市	38箇所	33,512.17m ²	19,455台	18,845台
勝浦市	1箇所	323.00m ²	118台	96台
市原市	15箇所	16,883.90m ²	10,779台	6,499台
流山市	39箇所	19,744.95m ²	17,920台	13,386台
八千代市	25箇所	20,174.68m ²	16,671台	16,671台
我孫子市	15箇所	17,420.05m ²	12,924台	8,149台
鴨川市	3箇所	301.00m ²	293台	293台
鎌ヶ谷市	25箇所	11,339.22m ²	6,457台	4,197台
君津市	2箇所	3,373.43m ²	2,956台	903台

市町村名	施設数	面積	収容可能台数	実収容台数
富津市	8箇所	6,237.00m ²	1,871台	406台
浦安市	27箇所	47,920.21m ²	20,243台	8,284台
四街道市	10箇所	7,428.51m ²	8,675台	5,065台
袖ヶ浦市	7箇所	7,322.31m ²	3,141台	3,141台
八街市	8箇所	5,356.49m ²	4,169台	4,169台
印西市	9箇所	9,141.56m ²	10,167台	10,167台
白井市	7箇所	6,433.26m ²	4,502台	4,059台
富里市	4箇所	539.00m ²	440台	175台
南房総市	8箇所	1,191.80m ²	1,107台	1,107台
匝瑳市	2箇所	107.00m ²	105台	64台
香取市	7箇所	3,381.00m ²	1,482台	698台
山武市	7箇所	2,258.00m ²	1,640台	1,064台
いすみ市	6箇所	1,386.72m ²	963台	437台
大網白里市	4箇所	2,328.65m ²	2,183台	2,183台
酒々井町	4箇所	3,372.27m ²	1,581台	1,155台
栄町	6箇所	3,489.00m ²	3,038台	3,038台
神崎町	2箇所	500.00m ²	320台	320台
東庄町	2箇所	1,810.00m ²	300台	165台
芝山町	1箇所	306.00m ²	110台	110台
一宮町	6箇所	723.00m ²	470台	402台
長生村	1箇所	210.00m ²	315台	315台
大多喜町	8箇所	225.00m ²	216台	216台
御宿町	1箇所	207.00m ²	107台	107台
鋸南町	2箇所	2,146.00m ²	288台	288台
合計(47市町村)	742箇所	486,248.86m ²	352,412台	243,146台

5 (3) 自転車駐車場等料金一覧【市町村】

市町村名	自転車			
	居住者		非居住者	
	一般	学生・生徒	一般	学生・生徒
千葉市	(別紙1)参照			
銚子市	無料		無料	
市川市	<ul style="list-style-type: none"> ・月2,250円 ・月1,760円 ・月1,430円 ・月1,100円 ・月710円 機械式駐輪場 ・2時間まで無料、以後2時間ごとに110円(24時間ごとまで550円を限度とする) 機械式及び有人駐輪場 ・24時間ごとに110円	<ul style="list-style-type: none"> ・月1,120円 ・月880円 ・月710円 ・月550円 ・月350円 機械式駐輪場 ・2時間まで無料、以後2時間ごとに110円(24時間ごとまで550円を限度とする) 機械式駐輪場 ・24時間ごとに110円 有人駐輪場 ・24時間ごと50円	同左	
船橋市	月330～1,210円 一時利用(24時間まで) 1日1回100円 機械式駐輪場(24時間まで) 1日1回100円(入庫後90分まで無料) 一時利用回数券 11回分1,000円	月160～600円 一時利用(24時間まで) 1日1回100円 機械式駐輪場(24時間まで) 1日1回100円(入庫後90分まで無料) 一時利用回数券 11回分1,000円	月490～1,810円 一時利用(24時間まで) 1日1回100円 機械式駐輪場(24時間まで) 1日1回100円(入庫後90分まで無料) 一時利用回数券 11回分1,000円	月245～905円 一時利用(24時間まで) 1日1回100円 機械式駐輪場(24時間まで) 1日1回100円(入庫後90分まで無料) 一時利用回数券 11回分1,000円
	※利用区分、利用期間によって料金が差あり	船橋駅南口地下駐輪場 上段 月 770円 下段 月 1,210円 一時利用(24時間まで) 1日1回100円(入庫後90分まで無料) 一時利用回数券 33回分3,000円	船橋駅南口地下駐輪場 上段 月 380円 下段 月 600円 一時利用(24時間まで) 1日1回100円(入庫後90分まで無料) 一時利用回数券 33回分3,000円	船橋駅南口地下駐輪場 上段 月1,155円 下段 月1,815円 一時利用(24時間まで) 1日1回100円(入庫後90分まで無料) 一時利用回数券 33回分3,000円
館山市	無料		無料	
木更津市	年2,500円(10月～3月申込は半額) 1回利用100円	年1,500円(10月～3月申込は半額) 1回利用100円	年3,000円(10月～3月申込は半額) 1回利用100円	年2,000円(10月～3月申込は半額) 1回利用100円
松戸市	【定期使用】 最寄り駅から屋根なし 200m以内 月1,040円 200m超 月 830円 屋根あり 200m以内 月1,570円 200m超 月1,250円 【一時使用】 1回:100円 回数券:100円券11枚綴り1,000円	【定期使用】 最寄り駅から屋根なし 200m以内 月 730円 200m超 月 520円 屋根あり 200m以内 月1,040円 200m超 月 830円 【一時使用】 1回:100円 回数券:100円券11枚綴り1,000円	同左	
野田市	・梅郷駅東口市営 地下1階・1階・2階 月 1,570円 3階(屋根なし) 月 1,040円	・梅郷駅東口市営 1階 月1,570円 地下1階・2階 月1,040円 3階(屋根なし) 月520円	同左	
茂原市	第1・2・3・5・6・7自転車駐車場 月1,500円 第4自転車駐車場 月1,000円	第1・2・3・5・6・7自転車駐車場 月1,000円 第4自転車駐車場 月700円	同左	
成田市	年3,140円	年1,570円	左の倍額	
佐倉市	屋根なし 年3,980円 半屋内 年5,970円 屋根あり 年7,960円	屋根なし 年1,710円 半屋内 年2,560円 屋根あり 年3,420円	左の倍額	

原動機付自転車				撤去手数料	
居住者		非居住者		自転車	原動機付自転車
一般	学生・生徒	一般	学生・生徒		
(別紙1)参照				2,000円	3,000円
無料		無料		—	—
・月3,520円 ・月2,860円 ・月2,200円 ・月1,430円 機械式駐輪場 ・24時間ごとに220円	・月1,760円 ・月1,430円 ・月1,100円 ・月710円 機械式駐輪場 ・24時間ごとに220円 有人駐輪場 ・24時間ごとに110円	同左		3,000円	6,000円
月660～1,980円 一時利用(24時間まで) 1日1回200円 一時利用回数券 11回分2,000円	月330～990円 一時利用(24時間まで) 1日1回200円 一時利用回数券 11回分2,000円	月990～2,970円 一時利用(24時間まで) 1日1回200円 一時利用回数券 11回分2,000円	月490～1,480円 一時利用(24時間まで) 1日1回200円 一時利用回数券 11回分2,000円	2,750円	3,300円
—		—			
無料		無料		—	—
年3,500円(10月～3月申込は半額) 1回利用200円		年4,000円(10月～3月申込は半額) 1回利用200円		500円	1,000円
【定期使用】 最寄り駅から 屋根なし 200m以内 月1,780円 200m超 月1,460円 屋根あり 200m以内 月2,300円 200m超 月1,880円 【一時使用】 1回:150円 回数券:150円券11枚綴り1,500円		同左		3,000円	6,000円
・梅郷駅東口市営(屋外のみ) 月2,610円		同左		1,650円	3,300円
第1・2・3・5・6・7自転車駐 車場 月2,000円 第4自転車駐車場 月1,500円	第1・2・3・5・6・7自転車駐 車場 月1,500円 第4自転車駐車場 月1,000円	同左		1,000円	2,000円
年5,230円	年2,610円	左の倍額		1,040円	2,090円
屋根なし年5,970円 半屋内 年8,950円 屋根あり 年11,940円		左の倍額		2,000円	4,000円

市町村名	自転車			
	居住者		非居住者	
	一般	学生・生徒	一般	学生・生徒
東金市	無料		無料	
旭市	無料		無料	
習志野市	屋根なし 年4,720円 屋根あり 年7,850円 JR津田沼駅南口第二自転車 等駐車場 10,960円 一時利用 1日 100円	屋根なし 年2,360円 屋根あり 年3,920円 JR津田沼駅南口第二自転車 等駐車場 5,470円 一時利用 1日 100円	左の倍額 ただし、一時利用は市内居住者と同額	
柏市	(別紙2)参照			
勝浦市	無料		無料	
市原市	1階または平面で 最寄り駅から 300m以内 年9,600円 300m以上 年2,400円 2階または3階 年4,800円 一時利用(24時間まで) 50円	左記の半額。ただし中学生 以下の子ども料金は無料。 (一時利用を除く)	居住者・非居住者の区別なし	居住者・非居住者の区別なし
流山市	(別紙3)参照			
八千代市	屋根なし 月440～550円 年4,840～6,050円 屋根あり 月1,100円 年12,100円	屋根なし 月300～380円 年3,380～4,230円 屋根あり 月770円 年8,470円	左の倍額	
我孫子市	我孫子駅北口、(地下1階) 年12,000円、(地下1階上 段、地下2階)年9,000円 本町3丁目、(1階)年15,000 円、(2階)年12,000円、(3階) 年6,000円 サイクルパーク我孫子南・サ イクルパーク天王台南、(1 階・2階下段)年12,000円、(1 階・2階上段)年9,000円、(3 階)年6,000円 我孫子・天王台(屋外)、年 6,000円 湖北・新木・布佐(屋外)、年 4,200円 【一時使用】 12時間ごとに100円	我孫子駅北口、(地下1階) 年9,600円、(地下1階上段、 地下2階)年6,600円 本町3丁目、(1階)年12,600 円、(2階)年9,600円 サイクルパーク我孫子南・サ イクルパーク天王台南、(1 階・2階下段)年9,600円、(1 階・2階上段)年6,600円	同左	
鴨川市	無料		無料	
鎌ヶ谷市	平成20年度をもって市営は廃止			
君津市	北口自転車駐車場 1ヶ月 530円 6ヶ月 3,040円 年 5,760円 一時利用 50円 南口自転車駐車場 一時利用 100円 ・1階 1ヶ月 1,700円 6ヶ月 9,730円 年 18,450円 ・2階 1ヶ月 1,380円 6ヶ月 7,920円 年 15,010円 ・屋上 1ヶ月 530円 6ヶ月 3,040円 年 5,760円	北口自転車駐車場 1ヶ月 260円 6ヶ月 1,510円 年 2,880円 一時利用 50円 南口自転車駐車場 一時利用 100円 ・1階 1ヶ月 850円 6ヶ月 4,860円 年 9,220円 ・2階 1ヶ月 690円 6ヶ月 3,960円 年 7,490円 ・屋上 1ヶ月 260円 6ヶ月 1,510円 年 2,880円	同左	
富津市	無料		無料	

原動機付自転車				撤去手数料	
居住者		非居住者			
一般	学生・生徒	一般	学生・生徒	自転車	原動機付自転車
無料		無料		—	—
無料		無料		—	—
屋根なし 年7,540円 屋根あり 年12,570円 JR津田沼駅南口第二自転車等駐車場 年17,550円 一時利用 1日 200円		左の倍額 ただし、一時利用は市内居住者と同額		3,970円	7,940円
(別紙2)参照				3,140円	3,140円
無料		無料		無料	
最寄り駅から 300m以内 年14,400円 300m以上 年3,600円 一時利用(24時間まで) 100円	左記の半額 (一時利用を除く)	居住者・非居住者の 区別なし	居住者・非居住者の 区別なし	2,100円	4,200円
(別紙3)参照				1,000円	—
屋根なし 月550～660円 年6,050～7,260円 屋根あり 月1,320円 年14,520円	屋根なし 月380～460円 年4,230～5,080円 屋根あり 月920円 年10,160円	左の倍額		2,200円	—
本町3丁目・サイクルパーク天王台南、年30,000円 我孫子・天王台(屋外)、年12,000円 湖北・新木・布佐(屋外)、年8,400円 【一時使用】 12時間ごとに200円		同左		2,000円	4,000円
無料		無料		—	—
平成20年度をもって市営は廃止				2,000円	3,000円
北口自転車駐車場 1ヶ月 800円 6ヶ月 4,560円 年 8,650円 一時利用 100円 南口自転車駐車場 一時利用 210円 1ヶ月 2,450円 6ヶ月 14,000円 年 26,530円	北口自転車駐車場 1ヶ月 420円 6ヶ月 2,430円 年 4,610円 一時利用 100円 南口自転車駐車場 一時利用 210円 1ヶ月 1,220円 6ヶ月 6,990円 年 13,260円	同左		—	—
無料		無料		—	—

市町村名	自転車			
	居住者		非居住者	
	一般	学生・生徒	一般	学生・生徒
浦安市	(定期:駐車場所指定) 浦安第1(3階)浦安第2 ・新浦安第4 月1,320円 新浦安第13(地下) 月1,620円 新浦安第1(2階) 月1,650円 新浦安第13(機械) 月1,830円 新浦安第1(1階) 新浦安第5 月1,870円 (定期:場所指定なし) 浦安第3~8・13 新浦安第3・8, 舞浜第1~3 月740円 浦安第9(1階、屋外)・新浦安 第2 月490円 浦安第9(2階) 月440円	(定期:駐車場所指定) 浦安第1(3階)・浦安第2 ・新浦安第4 月880円 新浦安第13(地下) 月1,080円 新浦安第1(2階) 月1,100円 新浦安第13(機械) 月1,220円 新浦安第1(1階)・ 新浦安第5 月1,240円 (定期:場所指定なし) 浦安第3~8・13 新浦安第3・8, 舞浜第1~3 月490円 浦安第9(1階、屋外)・新浦安 第2 月330円 浦安第9(2階) 月290円	(定期:駐車場所指定) 新浦安第13(地下) 月1,620円 浦安第1(3階)浦安第2 ・新浦安第4 月2,240円 新浦安第1(2階) 月2,800円 新浦安第1(1階)・新浦安第5 月3,170円 新浦安第13(機械) 月1,830円 13(地下) 月1,620円 (定期:場所指定なし) 浦安第3~8・13・14 新浦安第3・8, 舞浜第1~3 月1,260円 浦安第9(1階、屋外)・新浦安 第2 月840円 浦安第9(2階) 月740円	(定期:駐車場所指定) 浦安第1(3階)・浦安第2 ・新浦安第4 月1,490円 新浦安第13(地下) 月1,080円 新浦安第13(機械) 月1,220円 新浦安第1(2階) 月1,870円 新浦安第1(1階)・ 新浦安第5 月2,110円 (定期:場所指定なし) 浦安第3~8・13 新浦安第3・8, 舞浜第1~3 月840円 浦安第9(1階、屋外)・新浦安 第2 月560円 浦安第9(2階) 月490円

原動機付自転車				撤去手数料	
居住者		非居住者			
一般	学生・生徒	一般	学生・生徒	自転車	原動機付自転車
(定期) 浦安第3・7 新浦安第3・10 舞浜第2 月1,230円 浦安第9 月820円	(定期) 浦安第3・7 新浦安第3・10 舞浜第2 月820円 浦安第9 月550円	(定期) 浦安第3・7 新浦安第3・10 舞浜第2 月2,100円 浦安第9 月1,400円	(定期) 浦安第3・7 新浦安第3・10 舞浜第2 月1,400円 浦安第9 月930円	3,000円	6,000円

市町村名	自転車			
	居住者		非居住者	
	一般	学生・生徒	一般	学生・生徒
四街道市	年5,340円	年3,050円	年10,690円	年6,110円
袖ヶ浦市	年3,000円	年1,500円	同左	
八街市	・八街駅前第1・5自転車駐 車場 年3,000円 ・八街駅前第2・3自転車駐 車場 無料 ・榎戸駅前第1・2・3自転車 駐車場 無料	・八街駅前第1・5自転車駐 車場 年1,500円 ・八街駅前第2・3自転車駐 車場 無料 ・榎戸駅前第1・2・3自転車 駐車場 無料	左の倍額	
印西市	年5,500円 ※木下駅南口自転車駐車 場、小林駅北口自転車駐車 場、印旛日本医大駅前第一 自転車駐車場は、料金無料	年2,750円 ※木下駅南口自転車駐車 場、小林駅北口自転車駐車 場、印旛日本医大駅前第一 自転車駐車場は、料金無料	左の倍額 ※木下駅南口自転車駐車場、小林駅北口自転車駐車場、印 旛日本医大駅前第一自転車駐車場は、料金無料	
白井市	年4,000円	年2,000円	左の倍額	左の倍額
富里市	無料		無料	
南房総市	無料		無料	
匝瑳市	無料		無料	
香取市	無料		無料	
山武市	屋根なし 月50円、無料 屋根あり 月300円	屋根なし 月50円、無料 屋根あり 月200円	屋根なし 月100円、無料 屋根あり 月600円	屋根なし 月100円、無料 屋根あり 月400円
いすみ市	無料		無料	
大網白里市	月1,200円	月500円	月2,000円	月750円
酒々井町	・京成酒々井駅東口第1・第 2駐輪場 年 3,960円 ・JR酒々井駅西口・東口駐輪 場 年 5,520円	・京成酒々井駅東口第1・第 2駐輪場 年 1,980円 ・JR酒々井駅西口・東口駐輪 場 年 2,760円	左の倍額	
栄町	無料		無料	
神崎町	無料		無料	
東庄町	無料		無料	
芝山町	無料		無料	
横芝光町	—	—	—	—
長生村	無料		無料	
一宮町	民間：月2,300円 日180円 町：無料		同左	
御宿町	無料		無料	
鋸南町	無料		無料	

原動機付自転車				撤去手数料	
居住者		非居住者		自転車	
一般	学生・生徒	一般	学生・生徒		
年10,690円	年6,110円	左の倍額		2,100円	4,200円
年6,000円		同左		—	—
・八街駅前第1・5自転車駐車場 年5,000円 ・八街駅前第4自転車駐車場 無料 ・榎戸駅前第1・2・3自転車駐車場 無料	・八街駅前第1・5自転車駐車場 年2,500円 ・八街駅前第4自転車駐車場 無料 ・榎戸駅前第1・2・3自転車駐車場 無料	左の倍額		2,000円	4,000円
年7,700円 ※木下駅南口自転車駐車場、小林駅北口自転車駐車場、印旛日本医大駅前第一自転車駐車場は、料金無料	年3,850円 ※木下駅南口自転車駐車場、小林駅北口自転車駐車場、印旛日本医大駅前第一自転車駐車場は、料金無料	左の倍額 ※木下駅南口自転車駐車場、小林駅北口自転車駐車場、印旛日本医大駅前第一自転車駐車場は、料金無料		2,140円	4,280円
年6,000円	年3,000円	左の倍額	左の倍額	3,000円	4,500円
無料	無料	無料		—	—
無料	無料	無料		—	—
無料	無料	無料		500円	1,000円
無料	無料	無料		—	—
屋根なし 月50円、無料 屋根あり 月400円	屋根なし 月50円、無料 屋根あり 月300円	屋根なし 月100円、無料 屋根あり 月800円	屋根なし 月100円、無料 屋根あり 月600円	500円	1,000円
無料	無料	無料		—	—
月1,600円	月750円	月3,000円	月1,000円	1,000円	2,000円
・京成酒々井駅東口第1・第2駐輪場 年 6,600円 ・JR酒々井駅西口・東口駐輪場 年 9,000円		左の倍額		2,000円	4,000円
無料	無料	無料		1,050円	2,100円
無料	無料	無料		無料	無料
無料	無料	無料		—	—
無料	無料	無料		200円	処分に必要な費用
—	—	—	—	—	—
無料	無料	無料		—	—
民間：月3,000円 日230円 町：無料		同左		—	—
無料	無料	無料		1,000円	2,000円
無料	無料	無料		—	—

千葉市駐輪場 定期利用料金表

令和7年4月1日現在

No.	駅名	駐輪場	定期利用		一時利用	
			月額	年額	自転車	原付
1	幕張本郷駅	第1	1,000	11,000	○	○
		第2	600	6,600	○	○
		第3	400	4,400		
		第4	1,200	13,200	○	
		第5	1,200	13,200		
		第6	1,200	13,200		
2	幕張駅	第1	600	6,600		
		第3	600	6,600		
		第4	1,400	15,400	○	
		第6	1,600	17,600	○	
		第7	600	6,600		
		第8	400	4,400		
		第9	800	8,800		
		第10(原付専用:料金は原付料金)	600	6,600		
		第11	800	8,800		
		第12	一時利用専用		○	○
		第13	400	4,400		
		第14	400	4,400		
		京成幕張第1	1,800	19,800	○	
		3	新検見川駅	第1	400	4,400
第2	400			4,400		
第3	1,200			13,200		
第4	800			8,800		
第5	800			8,800		
第6	400			4,400	○	○
第7	1,000			11,000		
第8	1,200			13,200		
第9	400			4,400		
第10	1,000			11,000	○	○
4	稲毛駅	第1(1階)	800	8,800	○	○
		第1(2階)	400	4,400		
		第2(1階)	1,000	11,000	○	○
		第2(2階)	600	6,600		
		第3	400	4,400		
		第4	800	8,800		
5	西千葉駅	第1	400	4,400	○	○
		第2	400	4,400		
		第3	一時利用専用		○	
6	千葉駅	西口第1(1階)(定期利用は原付のみ:料金は原付料金)	2,100	23,100	○	○
		西口第1(2階)	1,000	11,000	○	
		西口第2	一時利用専用		○	
		西口第3	一時利用専用		○	
		東口第1	1,000	11,000	○	
		東口第3	2,000	22,000		
		東口第4	600	6,600		
		東口第5(原付・自動二輪専用:料金は原付料金)	600	6,600		○
		東口第2	800	8,800	○	
		北口第1	800	8,800	○	
		北口第2(1階)(原付専用:料金は原付料金)	1,800	19,800		
		北口第2(2階)	700	7,700		
		北口第2(屋上)	400	4,400		
		北口第3	600	6,600	○	○
		北口第4	1,200	13,200		
北口第5	一時利用専用		○			

No.	駅名	駐輪場	定期利用		一時利用	
			月額	年額	自転車	原付
7	東千葉駅	第1	1,400	15,400	○	
		第2	1,800	19,800		
8	都賀駅	第1	600	6,600		
		第2	400	4,400		
		第3	1,000	11,000	○	○
		第4	600	6,600		
		第5	400	4,400		
		第6	600	6,600		
		第7	800	8,800	○	
		第8	1,400	15,400	○	
9	本千葉駅	第1	700	7,700	○	○
		第2	600	6,600		
10	蘇我駅	第1	1,200	13,200		
		第2	800	8,800		
		第3	400	4,400		
		第4	800	8,800		
		第5	600	6,600	○	○
		第6	800	8,800		
		第7	600	6,600		
		第8	400	4,400		
		第9	400	4,400		
		第10	400	4,400		
		第11	1,200	13,200	○	○
11	鎌取駅	第1	1,200	13,200		
		第2	1,600	17,600	○	
		第3	1,400	15,400		
		第4	1,200	13,200		○
		第5	600	6,600		○
		第7	1,200	13,200		
		第8	800	8,800		
		第9	400	4,400		
		第10	400	4,400		
		第11	1,400	15,400	○	
		12	誉田駅	第1(1階)	1,600	17,600
第1(2階)	900			9,900		
第1(屋上)	400			4,400		
第4	1,000			11,000	○	○
第5	1,200			13,200	○	○
13	土気駅	第1(1階)	1,600	17,600	○	○
		第1(2階)	900	9,900		
		第1(屋上)	400	4,400		
		第2(1階)	1,400	15,400		○
		第2(2階)	800	8,800		
		第2(屋上)	400	4,400		
		第3	1,200	13,200		
		第4	一時利用専用		○	
		第6	1,600	17,600		
14	浜野駅	第1	600	6,600	○	○
		第2	800	8,800		
		第3	600	6,600	○	○
15	幕張豊砂駅	第1	600	6,600	○	○
16	海浜幕張駅	第1	1,200	13,200	○	○
		第2(1階)	1,400	15,400		
		第2(2階)	1,000	11,000		
		第3	600	6,600		
		第4	一時利用専用		○	
		第5	600	6,600		
		第6	600	6,600		

No.	駅名	駐輪場	定期利用		一時利用	
			月額	年額	自転車	原付
17	検見川浜駅	第1(1階)	1,600	17,600	○	○
		第1(2階)	900	9,900		
		第1(屋上)	400	4,400		
		第2	1,400	15,400		
		第3	一時利用専用		○	
		第4	1,400	15,400		
		第5	1,200	13,200		
18	稲毛海岸駅	第1(1階)	1,600	17,600	○	○
		第1(2階)	900	9,900		
		第1(屋上)	400	4,400		
		第4	1,400	15,400		
		第5	1,600	17,600		
		第6	1,600	17,600		
		第7	400	4,400		
		第8	一時利用専用		○	
19	千葉みなと駅	第1	800	8,800		
		第2	1,600	17,600		
		第3	1,200	13,200	○	○
		第4	1,800	19,800		
20	京成検見川駅	第1	800	8,800		
		第2	1,800	19,800		
		第3	一時利用専用		○	
21	京成稲毛駅	第1	1,200	13,200	○	○
		第2	1,400	15,400		
22	京成みどり台駅	第1	1,400	15,400	○	
23	京成千葉中央駅	第1	一時利用専用		○	
24	京成千葉寺駅	第1	1,800	19,800		
		第2	1,200	13,200		
		第3(定期利用は原付・自動二輪専用:料金は原付料金)	2,400	26,400	○	○
		第4	800	8,800		
25	京成大森台駅	第1	1,600	17,600	○	○
		第2	1,200	13,200		
26	京成学園前駅	第2	1,800	19,800	○	
27	京成おゆみ野駅	第1	1,000	11,000	○	○
		第2	一時利用専用		○	
28	千城台駅	第1	800	8,800	○	○
29	スポーツセンター駅	第1	1,400	15,400	○	○
		第2	1,400	15,400		

※一時利用(1日1回自転車100円、原付150円)

※ 上記表は千葉市住民の一般が自転車で利用する場合に料金。その他の利用区分の者は、概ね右記の換算倍率表に示した倍率を乗じた額。

利用区分別の換算倍率表

利用区分		倍率	
		一般	表のとおり
千葉市の住民の方	自転車	一般	1.5倍
		高校生以下	0.5倍
	原付	一般	1.5倍
千葉市の住民でない方	自転車	一般	1.5倍
		高校生以下	0.75倍
	原付	一般	2.25倍
		高校生以下	1.125倍

柏市自転車等駐車場料金

令和7年4月1日現在

単位:円

駐輪場名	定額使用料(年額)・定額利用料金(年額)			
	自転車		原動機付自転車 (50cc以下)	自動二輪車 (50ccを超える)
	一般	高校生以下		
柏駅東口第一駐輪場	17,040	17,040		
柏駅東口第二駐輪場	17,040	17,040		
柏駅東口第三駐輪場(1, 2階)	9,720	4,920	17,040	
柏駅東口第三駐輪場(3階)	6,120	3,000		
柏駅東口第三駐輪場(屋上)	3,840	1,800		
柏駅東口第四駐輪場	4,920	2,400	11,040	
柏駅東口第五駐輪場	11,040	5,520		
柏駅東口第六駐輪場	6,120	3,000	13,440	18,360
柏駅西口第一駐輪場(地下1, 1, 2階)	11,040	5,520		
柏駅西口第一駐輪場(3階)	8,520	4,320		
柏駅西口第二駐輪場	11,040	5,520		
柏駅西口第四駐輪場	4,920	2,400	11,040	17,040
柏駅西口第五駐輪場	6,120	3,000		
柏駅西口第六駐輪場	8,520	4,320	17,040	
柏駅西口第七駐輪場(1,2階)	9,720	4,920	21,960	
柏駅西口第七駐輪場(3階)	6,120	3,000		
柏駅西口第八駐輪場	6,120	3,000		
南柏駅東口第一駐輪場(地下1, 1, 2階)	11,040	5,520	21,960	
南柏駅東口第一駐輪場(3階)	9,720	4,920		
南柏駅東口第二駐輪場	6,120	3,000	11,040	14,640
北柏駅南口第一駐輪場(1, 2階)	12,240	6,120	19,560	
北柏駅南口第一駐輪場(3階)	9,720	4,920		
北柏駅南口第二駐輪場	3,840	1,800	17,040	19,560
北柏駅南口第三駐輪場	12,240	12,240		
北柏駅北口第一駐輪場	6,120	3,000	14,640	18,360
北柏駅北口第二駐輪場	6,120	3,000		
豊四季駅南口第一駐輪場	6,120	3,000	14,640	17,040
豊四季駅北口第一駐輪場	7,320	3,720	18,360	21,960
新柏駅東口第一駐輪場	8,520	4,320	17,040	
新柏駅西口第一駐輪場	6,120	3,000		
新柏駅西口第二駐輪場	6,120	3,000	11,040	
増尾駅東口第一駐輪場	7,320	3,720	17,040	
増尾駅東口第二駐輪場	8,520	4,320		
増尾駅西口第一駐輪場(建物)	11,040	5,520		
増尾駅西口第二駐輪場(平置)	8,520	4,320	18,360	
逆井駅東口第一駐輪場	7,320	3,720	14,640	
逆井駅西口第一駐輪場	7,320	3,720	14,640	
高柳駅東口第一駐輪場	11,040	5,520		
高柳駅東口第二駐輪場	11,040	5,520		
高柳駅東口第三駐輪場	7,320	3,720	14,640	19,560
高柳駅東口第五駐輪場	一時利用専用駐輪場			
高柳駅西口第一駐輪場(1, 2階)	11,040	5,520		
高柳駅西口第一駐輪場(3階)	8,520	4,320		
大津ヶ丘駐輪場	3,840	1,800	7,560	
中ノ橋駐輪場	3,840	1,800	7,560	

(別紙3)

流山市営自転車駐車場定期使用料一覧表

令和7年4月1日現在

駅名	駐車場名	自転車			原付・小型		中型	
		居住者		非居住者	居住者	非居住者	居住者	非居住者
		一般(年間)	高校生以下(年間)	同左	一般・高校生以下(年間)	同左	一般・高校生以下(年間)	同左
	西側第2				自転車専用		自転車専用	
	東側							
平和台駅	第1							
	第2							
鱸ヶ崎駅	鱸ヶ崎駅							
運河駅	堤防	4,800円	2,400円		7,680円		/	
	東口	6,000円	3,000円		9,600円		12,000円 (西口のみ)	
	西口							
江戸川台駅	東口階層式1階	9,600円	4,800円		自転車専用		自転車専用	
	東口階層式2階	7,800円	3,900円					
	東口第1	6,000円	3,000円		9,600円		12,000円	
	東口第2							
	西口階層式1階	9,600円	4,800円		自転車専用		自転車専用	
	西口階層式2階	7,800円	3,900円					
	西口第1	6,000円	3,000円		9,600円		12,000円	
	西口第2							
初石駅	東側第1				自転車専用		自転車専用	
	東側第2	5,020円	2,510円		9,600円		12,000円	
	東側第3							
	西側第1	6,000円	3,000円		自転車専用		自転車専用	

条例外自転車駐車場については、 https://search.jitensha.jp/search/area/prefectures/0012/areas/00012220/parking_lots

6 交通遺児に対する福祉制度の状況

(1) 県及び関係法人による制度

令和7年4月1日現在

実施主体	対 象	種別・内容
<p>教育庁 財務課 TEL(各県立高等学校)</p>	<p>交通遺児家庭で授業料の納入に困難な事情があると認められるとき</p>	<p>高等学校授業料の減免 ○県立 全額又は1/2 〈参考〉授業料 (全日制) 月額 9,900 円 (定時制) 1,740円/単位 (通信制) 330円/単位</p>
<p>社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会 TEL 043(245)1101</p>	<p>18歳未満(ただし満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間に高等学校に在学している者を含む)の交通遺児(又は世帯)</p>	<p>交通遺児援護激励 ○見舞金(遺児となった日から1年以内) 遺児1人 100,000円 2人目以降 各々50,000円加算 ○勉学奨励金(小・中学校入学時) 30,000円 ○激励金(中学校・高等学校等卒業時) 60,000円 ○受験費用助成金 高等学校等の受験料 50,000円(上限) 大学等の受験料 100,000円(上限)</p>
<p>独立行政法人 自動車事故対策機構 TEL 043(350)1730</p>	<p>自動車事故のため、保護者が死亡又は重度後遺障害者(「自動車損害賠償保障法施行令」別表第1の全て及び別表第2の第3級以上)となった中学校卒業までの方</p>	<p>交通遺児等無利子貸付 ○一時金 155,000円 ○育成資金 月額 20,000円又は10,000円(選択可能) ○小・中学校入学支度金 44,000円</p>
<p>公益財団法人 交通遺児育英会 TEL 0120-521286 (フリーダイヤル) または TEL 03(3556)0773 (奨学課・直通)</p>	<p>保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のため働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること(申込時25歳まで)</p> <p>(1)高等学校・高等専門学校奨学生は、現在高等学校・高等専門学校に在学している生徒 (2)大学・短期大学奨学生は、現在、大学・短期大学に在学している学生 (3)大学院奨学生は、現在、大学院に在籍している学生 (4)専修学校・各種学校奨学生は、国の省庁の認可又は都道府県知事の認可を受けた専修学校専門課程及びこれと同等の各種学校並びに専修学校高等課程で、修業年限1年以上の課程に在籍している生徒(いわゆる無認可校の生徒は不可)</p> <p>募集には、在学中に申し込む在学募集と、進学前に奨学金の貸与を予約する予約募集がある</p>	<p>奨学金の貸付 【奨学金の月額】 ○高校・高専(1～3年生)奨学生 2万円3万円又は4万円から選択(うち1万円は給付) ○大学・短大奨学生・高専4・5年生 4万円5万円又は6万円から選択(うち2万円は給付) ○大学院奨学生 5万円8万円又は10万円から選択(うち2万円は給付) ○専修専門課程・各種学校奨学生 4万円5万円又は6万円から選択(うち2万円は給付) ○専修高等課程奨学生 2万円3万円又は4万円から選択(うち1万円は給付) 【入学一時金】 ○高校・高専 20万円、40万円、60万円から選択 ○大学・短大 40万円、60万円、80万円から選択 ○専修専門課程・各種学校 40万円、60万円、80万円から選択 ○専修高等課程 20万円、40万円、60万円から選択 【進学準備金】(入学一時金の前払) ○高校奨学生3年生で大学予約・専修予約申込者 40万円、60万円、80万円から選択</p>

<p>公益財団法人 交通遺児等育成基金</p> <p>TEL 0120-16-3611 (フリーダイヤル) または TEL 03(5212)4511</p>	<p>【交通遺児育成基金事業】 国内で発生した自動車事故で父あるいは母を亡くした満16歳未満のお子様、自動車事故の損害賠償金等の中から拠出金を払い込んで「交通遺児育成基金制度」に加入すると、この拠出金を同基金が安全・確実に運用し、これに国や民間からの援助金を加えてお子様が満19歳に達するまで育成給付金として年4回(3,6,9,12月)一定額が支給されます。</p>	<p>【拠出金金額】 0～4歳 700万円 5歳 665万円 6歳 630万円 7～8歳 595万円 9歳 560万円 10歳 525万円 11歳 485万円 12歳～12歳6ヶ月未満 455万円 12歳6ヶ月～13歳未満 430万円 13歳～13歳6ヶ月未満 400万円 13歳6ヶ月～14歳未満 370万円 14歳～14歳6ヶ月未満 340万円 14歳6ヶ月～15歳未満 310万円 15歳～15歳6ヶ月未満 280万円 15歳6ヶ月～16歳未満 240万円</p> <p>【給付金受取総額】 加入時年齢／受取総額 0～2歳／1,070～993万円 3～5歳／955～878万円 6～8歳／840～744万円 9～11歳／696～588万円 12～13歳／534～468万円 14～15歳／402～336万円</p>
	<p>【交通遺児等支援給付事業】 自動車事故で配偶者を亡くした方や重い後遺障害(自賠責1～3級)が残った方などで、中学生以下のお子様を扶養している方を対象に一定条件の下に、「越年資金」^{エツネンシキン}「入学支度金」「進学等支援金」「緊急時見舞金」を支給しています。</p>	<p>【越年資金】 交通遺児等1人につき30,000円</p> <p>【入学支度金】 入学する交通遺児等1人につき60,000円</p> <p>【進学等支援金】 進学または就職する交通遺児等1人につき60,000円</p> <p>【緊急時見舞金】 交通遺児等またはその扶養者が死亡されたか交通重度後遺障害を負われた場合または災害等により交通遺児等の居住する家屋が全壊または半壊の被害を受けた場合1家庭につき100,000円または50,000円</p>

6 (2) 市町村における制度

市町村名	条例の名称	施行年月日	支給・貸付の内容	支給貸付額	月額(円)	支給回数	
市川市	市川市遺児手当支給条例	昭和53.4.1	遺児手当	就学前 小学生 中学生	6,000 7,000 8,000	年3回 (7・11・3月)	
船橋市	船橋市遺児手当支給条例	昭和46.3.31	遺児手当	乳幼児 小学生 中学生	7,000 7,500 8,000	年2回 (9・3月)	
木更津市	木更津市遺児福祉基金に関する条例	昭和61.4.1	遺児手当	就学前 小学生 中学生 高校生	5,000 6,000 7,000 8,000	年2回 (9・3月)	
松戸市	松戸市遺児手当支給条例	昭和47.4.1	遺児手当	一方と死別 就学前 小学生 中学生	両親と死別 5500 5500 5500	10,500 10,500 10,500	年3回 (4・8・12月)
成田市	成田市交通遺児及び母子家庭等就学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例	昭和50.3.22	就学資金 (高等学校)	就学資金 入学一時金	月額1万円以内 20万円以内	就学資金 年2回貸付 入学一時金 随時	
	成田市遺児等手当支給条例	平成2.3.29	遺児等手当	義務教育終了まで	6,000	年3回 (7・11・3月)	
柏市	柏市遺児等養育手当等支給条例	昭和46.4.1	遺児等養育	就学前 小学生 中学生	8,000 8,500 9,000	年2回 (9・3月)	

令和7年4月1日現在

支給または貸付の条件	所得制限	令和6年度中の支給状況		
		人	千円	
① 両親もしくはどちらか一方が死亡、事故などにより1年以上の生死不明、あるいは災害によって1・2級程度の障害となった義務教育終了前の児童を養育している保護者の方 ② 保護者・児童とも市川市内に住所を有すること	市民税の前年の所得割額が12万円未満であること	就学前	3	216
		小学生	1	84
		中学生	2	192
義務教育終了前の遺児を養育する者	保護者の家族全員の所得合計額が市の定める所得基準額を超える場合は支給しない	交通遺児のみとしての支給状況は出していない		
父又は母が死亡、若しくは一定の障害となった当該児童を養育する者 本市に住所を有する保護者	児童扶養手当に準じる	就学前		
		小学生		
		中学生	1	7
		高校生	1	48
本市の住民基本台帳に記載されている者で、父・母または父母の一方と死別した義務教育終了以前の児童を、扶養している者	児童扶養手当に準じる	交通遺児のみとしての支給状況は出していない。		
本市の住民基本台帳に記載されている者で、保護者が交通事故により死亡又は重度の障害になった児童の家庭及び母子家庭等	所得が250万円以下	交通遺児に対する支給状況は出していない		
本市に居住し、住民基本台帳法又は外国人登録法に基づき記録又は登録されている者で、父母又は父母の一方が死亡もしくは重度の障害を持つ、義務教育終了前の児童と同居し、養育している者	児童扶養手当に準ずる	就学前	1	72
		小学生	3	216
		中学生	1	72
本市に在住し、両親又は両親のいずれかと死別した義務教育終了までの児童を養育している母・父及び養育者	扶養者が父又は母の場合、所得が214万8千円未満。扶養親族等1人につき29万円加算。それ以外の扶養者の場合で、扶養親族が0人の時、568万8千円未満。1人の時、593万7千円未満。その後、1人につき21万3千円を593万7千円に加算。	就学前		
		小学生	5	510
		中学生	3	324

市町村名	条例の名称	施行年月日	支給・貸付の内容	支給貸付額	月額(円)	支給回数
勝浦市	石井久雄福祉手当支給規程	昭和49.4.1	遺児手当	就学前(年額) 小学生(年額) 中学生(年額)	25,000 25,000	年1回 (3月)
市原市	市原市遺児手当支給条例	昭和51.12.23	遺児手当	就学前 小学生 中学生	6,000 7,000 8,000	年2回 (4・10月)
流山市	流山市遺児等手当支給条例	昭和56.4.1	遺児等手当	12歳以下 13歳以上～16歳未満	4,000 6,000	年6回 (奇数月)
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市遺児手当支給条例	昭和50.4.1	遺児手当	死亡又は障害が 父母の一方 父母 就学前 2,500 5,000 小学生 3,000 6,000 中学生 3,500 7,000		年3回 (8・12・4月)
君津市	君津市交通遺児等手当支給条例	昭和49.7.1	保育手当 就学手当	就学前 小学生 中学生	5,000 7,000 7,000	年2回 (9・3月)
富津市	富津市交通遺児等手当支給条例	昭和53.4.1	保育手当 就学手当	就学前 小学生 中学生	3,000 4,000 4,000	年2回 (9・3月)
四街道市	四街道市交通遺児激励金支給要綱	昭和63.11.30	激励金	小学生 中学生	5,000 5,000	年1回 (3月)
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市交通遺児等手当支給条例	昭和48.10.1	保育手当 就学手当	就学前 小学生 中学生	4,000 5,000 6,000	毎月
香取市	香取市交通遺児手当支給条例	平成18.3.27	遺児手当	小学生 中学生	3,000 4,000	年3回 (7・11・3月)
横芝光町	横芝光町交通遺児に手当を支給する条例	平成18.3.27	交通遺児手当	就学前 小学生 中学生	6,000 6,000 6,000	年3回 (7・11・3月)

令和7年4月1日現在

支給または貸付の条件	所得制限	令和6年度中の支給状況		
		人	千円	
本市に居住し、交通事故により父母又は父母の一方と死別した義務教育終了前の児童	なし	就学前 小学生 中学生		
①市内に住所があること ②児童が父母の片方または両方と死別している ③国民年金法で1級または2級以上の障害者	扶養人数による	就学前 小学生 中学生	2 6 3	120 420 240
本市に居住し、かつ市の住民基本台帳に登録されている者で次のいずれかに該当する者 ①遺児等を監護する父または母 ②①以外で遺児等を養育する者	児童扶養手当に準じる	交通遺児のみとしての支給状況は出していない		
本市に居住し、かつ住民基本台帳に登録されている養育者ただし父又は母と死別した児童を監護する当該児童の母又は父で現に配偶者を有する者を除く	児童扶養手当に準ずる	交通遺児のみとしての支給状況は出していない		
本市の住民基本台帳に登録されている保護者	なし	就学前 小学生 中学生	1 2	84 168
本市の住民基本台帳に記載されている保護者	なし	就学前 小学生 中学生	1	12
当該市に居住する義務教育就学中の者で交通事故により父又は母が死亡の場合	なし	小学生 中学生	2 2	10 10
交通災害により父又は母が死亡若しくは重度の障害になった、住民基本台帳に登録されている義務教育終了前の児童の保護者	なし	就学前 小学生 中学生	1 2	16 120
本市に住所を有し、住民基本台帳に登録されている保護者	なし	小学生 中学生	1 1	36 48
保護者が交通事故により死亡または重度心身障害になった義務教育課程修了前の者の保護者	なし	就学前 小学生 中学生	1 1	72 72

7 交通安全都市宣言・条例・各種宣言・会議設置状況【市町村】

市町村	交通安全都市宣言	交通安全条例		暴走族追放決議等実施状況	
				決議年月日	対策協議会等設置年月日
千葉市		R3.4.1改正 (当初H29.3.21) H17.10.1	千葉市自転車を活用したまちづくり条例 千葉市交通安全対策会議条例	S56.9.25	-
銚子市	S37.1.9	R4.4.1	銚子市付属機関の設置等に関する条例	H元.9.29	S55.7.19
市川市	S38.12.23	H23.4.1 (R5.9.29改正)	市川市自転車の安全利用に関する条例	H元.6.26	-
船橋市		H13.3.30	船橋市交通安全基本条例	H元.7.12	-
館山市	H31.3.22 改正 (当初 S40.9.29)				
木更津市	S41.12.22				
松戸市	S37.3.12			S60.7.1	-
野田市	S37.2.21				
茂原市	S57.12.11	H15.4.1	茂原市交通安全基本条例		
成田市	S41.9.22				
佐倉市	S38.10.4	H13.6.29	佐倉市交通安全条例		
東金市	S37.4.16				
旭市	H17.11.1	H17.7.1	旭市交通安全条例		
習志野市	S37.3.5	S40.12.28	習志野市交通安全推進に関する条例	H元.6.22	-
柏市	S38.6.26				
勝浦市	S56.4.8				
市原市	S42.3.14	S46.3.30	交通安全対策会議設置条例		
流山市		H24.3.30	流山市自転車の安全利用に関する条例		

交通安全に係るその他の宣言		交通安全対策会議・交通安全対策協議会等の設置状況		
		千葉市交通安全対策会議	S46.6.25	
H2.6.19	違法駐車 of 追放に関する決議	銚子市交通安全対策会議	S46.3.10	銚子市交通安全都市推進協議会(2機関25団体で構成、主に交通安全運動に参加)昭和37年2月15日設置
H2.6.20	違法駐車 of 追放に関する決議	船橋市交通安全対策会議	H13.4.1	
		木更津市交通安全対策会議	S46.4.1	
		木更津市交通安全推進協議会	H7.4.1	
		野田市交通安全対策協議会	S42.9.7	
		茂原市交通安全対策会議	H15.4.1	
R4.3.28	佐倉市飲酒運転根絶宣言	佐倉市交通安全対策協議会	H13.10.1	
		東金市交通安全対策会議	H5.4.1	
		旭市交通安全対策会議	H17.7.1	
S59.9.27 H8.12.10	シートベルト着用推進に関する決議	習志野市交通安全推進審議会	S40.12.28	
		飲酒運転根絶対策会議	H20.12.10	飲酒運転根絶を最重点活動項目に、関係機関が連携し飲酒運転を「しない、させない、許さない」社会環境づくりを推進 柏警察署・安協・安管協・バー組合・飲食店組合・旅館業組合・モーリスホテル組合 事務局: 柏警察署
		勝浦市交通安全対策会議	S46.7.1	
H2.5.23	違法駐車 of 放置に関する決議	市原市交通安全対策会議	S46.4.1	
		市原市交通安全対策推進協議会	H元.9.7	
		交通安全対策会議	S46.3	
		交通安全対策協議会	H21.7.17	事務局: 流山警察署

市町村	交通安全 都市宣言	交通安全条例		暴走族追放決議等実施状況	
				決議年月日	対策協議会等 設置年月日
八千代市				S56.12.22	S58. 3.18
我孫子市	S37.3.30	H17.12.28	我孫子市生活安全条例		
鴨川市		H17.2.11	鴨川市交通安全に関する条例		
鎌ヶ谷市	S46.10.12	H12.9.29	鎌ヶ谷市交通安全基本条例		
君津市	S40.7.1	S46.7.1	君津市交通安全対策会議条例		
富津市	-				
浦安市		H21.3.31	浦安市自転車の安全利用に関する条例		
四街道市		H11.4.1	四街道市交通安全条例		
袖ヶ浦市					
八街市		H22.3.24	八街市交通安全条例	S56.6.11	-
印西市	S45.9.21	H25.4.1 (改R4.7.1)	印西市自転車の安全・安心利用に関する条例		
白井市	S58.11.26				
富里市	S60.4.13	H13.4.1	富里市交通安全条例		
南房総市		H18.3.20	南房総市交通安全条例		
匝瑳市		H18.1.23	匝瑳市交通安全対策会議条例		
香取市	S19.12.21	H18.3.27	香取市交通安全条例		
山武市		H18.3.27	山武市交通安全条例		
いすみ市		H17.12.5	いすみ市交通安全条例		

交通安全に係るその他の宣言		交通安全対策会議・交通安全対策協議会等の設置状況		
		我孫子市交通安全推進協議会	H18.4.1	構成：警察署・交通安全協会・安全運転管理者協議会・小中学校 等
		鴨川市交通安全対策会議	H17.2.11	
		鎌ヶ谷市交通安全対策会議	H12.10.1	
		君津市交通安全対策会議	S46.7.1	
		君津市交通安全対策協議会	S60.4.1	
		富津市交通安全対策会議	S46.4.25	
		富津市交通安全対策推進協議会	S46.4.26	
		浦安市交通安全対策推進会議	R2.8.4	
		四街道市交通安全対策協議会	H11.4.1	
		袖ヶ浦市交通安全対策会議	S51.6.19	
		八街市交通安全対策会議	H22.3.24	
		印西市交通安全対策会議	S46.6.22	総合的施策の調査・研究及び推進。
		印西警察署管内交通安全対策会議	S61.6.20	総合的施策の調査・研究及び推進。 交通安全施策に関する相互の連絡調整に関すること。
		印西警察署管内交通安全対策会議	S46.11.1	印西警察署管内交通安全対策会議：総合的施策の調査・研究及び推進。 交通安全に関する相互の連絡調整に関すること。
		富里市交通安全対策会議	S47.4.1	
		南房総市交通安全対策会議	H18.3.20	
		匝瑳市交通安全対策会議	H18.1.23	
		匝瑳市交通安全対策協議会	H18.4.1	
		香取市交通安全対策会議	H21.10.1	
		香取市安全・安心のための協議会	H22.4.1	
		山武市交通安全対策会議	H18.3.27	

市町村	交通安全 都市宣言	交通安全条例		暴走族追放決議等実施状況	
				決議年月日	対策協議会等 設置年月日
大網白里市	S37.4.28	H12.4.1	大網白里市交通安全条例		
酒々井町	S41.6.28				
栄町		H13.12.10	栄町交通安全条例		
神崎町	S63.2.29	H11.3.15	神崎町交通安全条例		
多古町	S63.7.13	H11.3.18	多古町交通安全条例		
東庄町	S37.6.19	H11.3.12	東庄町交通安全条例		
九十九里町	S37.4.28				
芝山町		H13.3.16	芝山町交通安全条例		
横芝光町					
一宮町	S58.5.12				
睦沢町	S58.9.23				
長生村	S52.6.17			-	S56.9.17
白子町	S58.3.25	H10.9.24	白子町交通安全条例	S58.3.25	-
長柄町	S58.12.11				
長南町	S58.5.14			S58.9.14	-
大多喜町					
御宿町	H10.9.20	H11.3.29	御宿町交通安全条例	S57.6.18	-
鋸南町	H29.4.5				

交通安全に係るその他の宣言		交通安全対策会議・交通安全対策協議会等の設置状況		
		大網白里市交通安全対策会議	H13.8.24	
		酒々井町交通安全対策会議	H9.9.25	
		栄町交通安全対策会議	H14.9.6	
		神崎町交通安全対策会議	S46.4.1	
		多古町交通安全対策協議会	S45.4.1	
		東庄町交通安全対策協議会	S40.5.1	
		九十九里町交通安全対策会議	S55.3.17	通学路安全推進協議会:継続的に通学路の安全を確保するための点検を実施。
H15.9.19	交通事故を防止する宣言	山武警察署管内交通安全対策連絡協議会	H18.3.27	
H19.1.20	飲酒運転追放宣言の町	横芝光町交通安全対策会議	H18.3.27	
		一宮町交通安全対策協議会	S63.4.1	
		睦沢町交通安全対策会議	S47.1.1	
		睦沢町交通安全対策協議会	S58.7.20	
R7.3.4	長生村 Slow for Kids 宣言	長生村交通安全対策協議会	S.49.5.29	
		白子町交通安全対策会議	H10.9.24	
		長南町交通安全対策会議	H7.12.11	
H9.3.8	シートベルト着用推進の町			

第三章 參考資料

1. 交通事故の状況

(1) 交通事故年次推移

年次	千 葉 県			全 国		
	事故件数	死者数	負傷者数	事故件数	死者数	負傷者数
30	1,987	127	1,929	93,981	6,379	76,501
31	2,572	165	2,405	122,691	6,751	102,072
32	3,070	163	2,861	146,833	7,575	124,530
33	3,961	151	3,666	288,193	8,248	185,396
34	5,823	205	4,902	371,763	10,079	230,504
35	5,324	252	6,104	449,917	12,055	289,156
36	5,755	295	6,608	493,693	12,865	308,697
37	6,589	393	7,702	479,325	11,445	313,813
38	7,146	357	8,520	531,966	12,301	359,089
39	8,192	369	10,010	557,183	13,318	401,117
40	9,879	393	10,426	567,286	12,484	425,666
41	10,843	426	13,492	425,944	13,904	517,775
42	13,927	409	17,751	521,481	13,618	655,377
43	17,221	511	22,904	635,056	14,256	828,071
44	19,333	627	26,377	720,880	16,257	967,000
45	19,460	702	27,109	718,080	16,765	981,096
46	19,481	695	26,789	700,290	16,278	949,689
47	18,748	660	25,588	659,283	15,918	889,198
48	16,032	602	22,298	586,713	14,574	789,948
49	13,193	489	18,037	490,452	11,432	651,420
50	12,570	444	16,756	472,938	10,792	622,467
51	12,841	387	16,936	471,041	9,734	613,957
52	11,920	372	16,059	460,649	8,945	593,211
53	12,708	322	17,415	464,037	8,783	594,116
54	15,607	372	20,362	471,573	8,466	596,282
55	16,483	432	21,485	476,677	8,760	598,719
56	17,490	415	22,123	485,578	8,719	607,346
57	16,902	369	21,671	502,261	9,073	626,192
58	16,837	389	21,588	526,362	9,520	654,822
59	16,241	433	21,073	518,642	9,262	644,321
60	17,805	438	22,840	552,788	9,261	681,346
61	20,404	445	26,166	579,190	9,317	712,330
62	20,843	452	26,542	590,723	9,347	722,179
63	23,010	456	29,539	614,481	10,344	752,845
元	25,718	483	33,421	661,363	11,086	814,832
2	24,995	508	32,442	643,097	11,227	662,392
3	25,774	518	33,455	662,392	11,109	811,109
4	27,042	544	34,890	695,346	11,452	844,003
5	29,177	553	37,752	724,678	10,945	878,633
6	29,415	463	37,468	729,461	10,653	881,723
7	30,386	457	38,692	761,794	10,684	922,677
8	30,135	465	38,195	771,085	9,943	942,204
9	31,332	464	39,728	780,401	9,642	958,925
10	31,474	404	40,080	803,882	9,214	990,676
11	33,907	422	43,442	850,371	9,012	1,050,399
12	37,979	416	48,325	931,950	9,073	1,155,707
13	37,650	390	48,182	947,253	8,757	1,181,039
14	37,788	379	48,462	936,950	8,396	1,168,029
15	37,576	358	47,870	948,281	7,768	1,181,681
16	38,251	343	48,219	952,720	7,436	1,183,617
17	36,701	315	46,073	934,346	6,937	1,157,113
18	33,844	278	42,500	887,267	6,415	1,098,564
19	31,174	268	39,116	832,704	5,796	1,034,652
20	27,598	225	34,076	766,394	5,209	945,703
21	26,309	208	32,504	737,637	4,979	911,215
22	25,935	210	32,199	725,924	4,948	896,297
23	23,406	203	28,888	692,084	4,691	854,613
24	22,950	202	28,554	665,157	4,438	825,392
25	21,479	201	26,853	629,033	4,388	781,492
26	19,705	182	24,525	573,842	4,113	711,374
27	18,650	180	23,262	536,899	4,117	666,023
28	18,022	185	22,396	499,201	3,904	618,853
29	18,030	154	22,106	472,165	3,694	580,850
30	17,374	186	21,160	430,345	3,532	524,695
元	16,476	172	19,904	381,002	3,215	460,715
2	12,873	128	15,415	309,178	2,839	369,476
3	13,534	121	16,107	305,196	2,636	362,131
4	13,223	124	15,839	300,839	2,610	356,601
5	13,564	127	16,259	307,930	2,678	365,595
6	12,587	131	14,963	290,895	2,663	344,395

注： 千葉県の昭和34年以前の事故件数は、物損事故を含む。

(2) 市町村別交通事故発生状況

区分 市町村別	発生件数		死者数		負傷者数		人口	人口千人当 りの死傷者数
	令和6年	令和5年	令和6年	令和5年	令和6年	令和5年		
千 葉 市	2,304	2,223	14	18	2,731	2,630	984,598	2.8
習志野市	281	300	2	1	309	327	176,101	1.8
八千代市	408	401	2	2	482	463	204,426	2.4
船 橋 市	976	1,036	6	6	1,125	1,200	648,214	1.7
鎌ヶ谷市	226	242	3	1	259	288	109,674	2.4
市 川 市	958	933	7	6	1,142	1,100	499,383	2.3
松 戸 市	862	1,000	7	5	998	1,145	499,533	2.0
野 田 市	387	395	6	3	452	478	151,930	3.0
柏 市	961	1,088	8	5	1,101	1,320	436,219	2.5
我孫子市	140	209	4	0	171	256	129,997	1.3
流 山 市	373	352	2	1	417	398	212,901	2.0
佐 倉 市	307	302	2	3	371	354	164,425	2.3
成 田 市	366	413	3	7	430	505	134,003	3.2
香 取 市	131	116	2	2	171	137	67,608	2.6
銚 子 市	95	98	0	4	127	115	53,356	2.4
旭 市	98	131	5	2	121	163	61,051	2.1
匝 瑳 市	45	63	1	2	55	84	32,729	1.7
東 金 市	158	190	3	0	177	235	56,920	3.2
茂 原 市	247	265	5	3	285	316	84,368	3.4
勝 浦 市	28	37	0	0	33	47	15,326	2.2
市 原 市	575	659	6	8	704	805	262,670	2.7
木更津市	348	444	3	3	466	585	137,103	3.4
君 津 市	165	223	6	5	222	292	78,804	2.9
富 津 市	49	51	5	4	65	62	39,394	1.8
館 山 市	113	121	1	1	144	157	42,930	3.4
鴨 川 市	79	84	1	1	100	102	30,107	3.4
浦 安 市	198	258	1	0	263	297	172,084	1.5
四街道市	169	220	2	3	195	260	94,802	2.1
袖ヶ浦市	158	152	2	3	197	201	65,108	3.1
八 街 市	170	211	2	3	198	246	65,441	3.1
印 西 市	240	234	2	1	312	287	108,830	2.9
白 井 市	135	153	1	3	170	184	61,523	2.8
富 里 市	121	158	1	0	133	205	49,595	2.7
いすみ市	79	90	0	3	100	110	33,165	3.0
山 武 市	67	135	2	3	81	157	45,939	1.8
南房総市	50	53	2	2	53	71	32,854	1.7
大網白里市	106	105	4	2	127	130	46,874	2.8
小 計	12,173	13,145	123	116	14,487	15,712	6,089,985	2.4

区分 市町村別		発生件数		死者数		負傷者数		人口	人口千人当たりの死傷者数
		令和6年	令和5年	令和6年	令和5年	令和6年	令和5年		
町	酒々井町	71	57	0	1	82	73	20,124	4.1
	栄町	19	20	0	0	19	26	19,487	1.0
	神崎町	6	7	1	0	5	7	5,519	1.1
	多古町	28	23	0	0	33	30	12,782	2.6
	東庄町	23	16	0	0	25	17	12,210	2.0
	横芝光町	56	56	0	5	68	67	20,843	3.3
	芝山町	19	32	0	0	22	39	6,568	3.3
	九十九里町	33	31	1	2	34	41	13,316	2.6
	長南町	12	18	1	1	13	24	6,560	2.1
	白子町	19	19	1	0	28	21	9,713	3.0
	長柄町	15	18	1	0	15	21	6,209	2.6
	一宮町	33	38	1	1	34	58	11,850	3.0
	御宿町	8	7	0	1	10	7	6,473	1.5
	大多喜町	16	18	0	0	20	30	8,105	2.5
	鋸南町	18	14	0	0	24	25	6,235	3.8
	睦沢町	15	11	0	0	17	12	6,366	2.7
	小計	391	385	6	11	449	498	172,360	2.6
村	長生村	23	34	2	0	27	49	13,078	2.2
	合計	12,587	13,564	131	127	14,963	16,259	6,275,423	2.4

注：人口は、令和6年10月1日現在の県総合企画部統計課の資料による。

高速道路の発生分は、各発生市町村に算入。

2. 交通安全関係機関及び団体等一覧

(1) 国及び県関係機関

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電 話
内閣府政策統括官 (共生・共助担当)	100-8914	東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第8号館	03(5253)2111
関東管区警察局 広域調整部広域調整第二課	330-9726	さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館	048(600)6000
関東経済産業局 総務企画部総務課	330-9715	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館	048(600)0213
関東運輸局鉄道部 技術第一課	231-8433	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎	045(211)7241
関東総合通信局 総合通信相談所	102-8795	東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第3合同庁舎	03(6238)1940
関東運輸局千葉運輸支局	261-0002	千葉市美浜区新港 198	043(242)7336
国土交通省関東地方整備局	330-9724	さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館	048(601)3151
〃 千葉国道事務所	263-0016	千葉市稲毛区天台 5-27-1	043(287)0311
〃 千葉出張所	260-0001	千葉市中央区都町 5-37-10	043(233)0456
〃 柏維持修繕出張所	277-0853	柏市吉野沢 3-9	04(7143)4230
〃 船橋出張所	273-0002	船橋市東船橋 5-2-1	047(424)5699
〃 酒々井出張所	285-0905	印旛郡酒々井町上岩橋 1155	043(496)5171
〃 木更津出張所	292-0834	木更津市潮見 3-17	0438(22)4543
銚子地方气象台	288-0001	銚子市川口町 2-6431 銚子港湾合同庁舎3F	0479(23)7705
千葉労働局労働基準部監督課	260-8612	千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043(221)2304
千葉県千葉土木事務所	260-0023	千葉市中央区出洲港 11-1	043(242)6101
〃 葛南土木事務所	273-0012	船橋市浜町 2-5-1	047(433)2421
〃 東葛飾土木事務所	271-0072	松戸市竹ヶ花 24	047(364)5136
〃 柏土木事務所	277-0005	柏市柏 745	04(7167)1201
〃 印旛土木事務所	285-0026	佐倉市鎌木仲田町 8-1	043(483)1140
〃 成田土木事務所	286-0036	成田市加良部 3-3-2	0476(26)4831
〃 香取土木事務所	287-0003	香取市佐原イ 92-11	0478(52)5191
〃 銚子土木事務所	288-0837	銚子市長塚町 2-44-9	0479(22)6500
〃 海匝土木事務所	289-2144	匝瑳市八日市場イ 1999	0479(72)1100
〃 山武土木事務所	283-0006	東金市東新宿 1-11	0475(54)1131
〃 長生土木事務所	297-0026	茂原市茂原 1102-1	0475(24)4521
〃 夷隅土木事務所	298-0004	いすみ市大原 8513-1	0470(62)3311
〃 安房土木事務所	294-0045	館山市北条 402-1	0470(22)4341
〃 君津土木事務所	292-0833	木更津市貝渕 3-13-34	0438(25)5131
〃 市原土木事務所	290-0067	市原市八幡海岸通 1969	0438(41)1300
千葉県自動車税事務所	260-8523	千葉市中央区問屋町 1-11	043(243)2721
〃 千葉支所	261-0002	千葉市美浜区新港 200	043(241)6855
〃 習志野支所	274-0063	船橋市習志野台 8-57-1	047(466)3532
〃 野田支所	278-0013	野田市上三ヶ尾 207-25	04(7121)2112
〃 袖ヶ浦支所	299-0265	袖ヶ浦市長浦 580-221	0438(62)6055
千葉県葛南地域振興事務所	273-8560	船橋市本町 1-3-1 船橋フェイスペインビル7階	047(424)8281
〃 東葛飾地域振興事務所	271-8560	松戸市小根本 7	047(361)2111
〃 印旛地域振興事務所	285-8503	佐倉市鎌木仲田町 8-1	043(483)1122
〃 香取地域振興事務所	287-8502	香取市佐原イ 92-11	0478(54)6811
〃 海匝地域振興事務所	289-2504	旭市ニ 1997-1	0479(62)0261
〃 山武地域振興事務所	283-0006	東金市東新宿 1-11	0475(54)0222
〃 長生地域振興事務所	297-8533	茂原市茂原 1102-1	0475(22)1711
〃 夷隅地域振興事務所	298-0212	夷隅郡大多喜町猿稻 472-2	0470(82)2211
〃 安房地域振興事務所	294-0045	館山市北条 402-1	0470(22)7111
〃 君津地域振興事務所	292-8520	木更津市貝渕 3-13-34	0438(23)1111

(2) 警察・交通安全協会・安全運転管理者協議会

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電 話	各地区交通 安全協会Ⅱ	各地区安全 運転管理者 協議会Ⅱ
千葉県警察本部	260-8668	千葉市中央区長洲 1-9-1	043(201)0110		
千葉中央警察署	260-8510	千葉市中央区中央港 1-13-1	043(244)0110	043(241)2871	043(244)1391
千葉東警察署	264-0007	千葉市若葉区小倉町 859-2	043(233)0110	043(233)2630	043(233)3826
千葉西警察署	261-0011	千葉市美浜区真砂 2-1-1	043(277)0110	043(279)2811	043(277)9681
千葉南警察署	266-0032	千葉市緑区おゆみ野中央 8-1-2	043(291)0110	043(292)4733	043(292)5203
千葉北警察署	263-0001	千葉市稲毛区長沼原町 199-1	043(286)0110	043(286)5301	043(286)6060
習志野警察署	275-0015	習志野市鷺沼台 2-4-1	047(474)0110	047(474)0805	
八千代警察署	276-0044	八千代市萱田町 681-39	047(486)0110	047(484)8411	047(483)1775
船橋警察署	273-0001	船橋市市場 4-18-1	047(435)0110	047(425)2102	047(422)0066
船橋東警察署	274-0063	船橋市習志野台 7-9-20	047(467)0110	047(467)9088	047(465)7171
鎌ヶ谷警察署	273-0107	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 4-8-35	047(444)0110	047(442)2255	047(444)0110
市川警察署	272-0015	市川市鬼高 4-4-1	047(370)0110	047(377)4332	047(370)0110
行徳警察署	272-0127	市川市塩浜 3-10-18	047(397)0110	047(399)0008	047(303)3033
浦安警察署	279-0011	浦安市美浜 5-13-2	047(350)0110	047(354)0040	
松戸警察署	271-8557	松戸市松戸 558-2	047(369)0110	047(362)5632	047(364)4271
松戸東警察署	270-0023	松戸市八ヶ崎 4-51-9	047(349)0110	047(343)4860	047(309)0930
野田警察署	278-0005	野田市宮崎 147-4	04(7125)0110	04(7123)2000	04(7123)7755
柏警察署	277-8554	柏市松ヶ崎 722-1	04(7148)0110	04(7148)0300	04(7148)5180
流山警察署	270-0128	流山市おおたかの森西 3-744-4	04(7159)0110	04(7159)4299	04(7158)1199
我孫子警察署	270-1177	我孫子市柴崎 904-1	04(7182)0110	04(7184)8141	04(7183)2133
佐倉警察署	285-0811	佐倉市表町 3-17-1	043(484)0110	043(485)0708	043(486)9291
四街道警察署	284-0044	四街道市和良比 635-5	043(432)0110	043(433)0019	043(433)3580
成田警察署	286-0036	成田市加良部 3-5	0476(27)0110	0476(26)6720	0476(29)0678
成田国際空港 警察署	282-0011	成田市古込字込前 133	0476(32)0110		0476(32)0110
印西警察署	270-1327	印西市大森 2514-13	0476(42)0110	0476(42)4124	0476(85)6679

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電 話	各地区交通 安全協会☎	各地区安全運 転管理者協議 会☎
香取警察署	287-0002	香取市北 2-1-1	0478(54)0110	0478(52)1130	0478(54)7131
銚子警察署	288-0814	銚子市春日町 1922-2	0479(23)0110	0479(22)0719	0479(23)0110
旭警察署	289-2504	旭市ニ 1-1	0479(64)0110	0479(62)2383	0479(62)3714
匝瑳警察署	289-2144	匝瑳市八日市場イ 559-1	0479(72)0110	0479(72)0812	0479(73)3004
山武警察署	289-1321	山武市富田ト 1177-3	0475(82)0110	0475(82)2057	070(2676)2786
東金警察署	283-0061	東金市北之幸谷 10-12	0475(54)0110	0475(52)1596	0475(54)3811
茂原警察署	297-0031	茂原市早野新田 7	0475(22)0110	0475(23)3503	0475(25)3245
いすみ警察署	298-0004	いすみ市大原 8312-4	0470(62)0110	0470(62)0450	0470(62)0110
勝浦警察署	299-5231	勝浦市沢倉 515-6	0470(73)0110	0470(73)1255	0470(77)0121
市原警察署	290-0067	市原市八幡海岸通 1965-17	0436(41)0110	0436(43)5688	0436(42)2336
木更津警察署	292-0834	木更津市潮見 1-1-5	0438(22)0110	0438(22)3074	0438(37)3722
君津警察署	299-1152	君津市久保 4-1-1	0439(54)0110	0439(54)8115	0439(54)4800
富津警察署	299-1616	富津市海良 121-1	0439(66)0110	0439(67)2022	0439(66)1127
館山警察署	294-0045	館山市北条 648-1	0470(23)0110	0470(22)8606	0470(22)3035
鴨川警察署	296-0001	鴨川市横渚 1465	04(7092)0110	04(7092)0585	04(7092)0110

*各警察署内に事務局をおく交通安全協会・
安全運転管理者協議会のみ記載

(3) 市町村

市町村名	担当課(係)	郵便番号 所在地	電話	FAX
千葉市	市民局市民自治推進部地域安全課	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1	043-245-5148	043-245-5155
銚子市	総務課危機管理室	〒288-8601 銚子市若宮町1-1	0479-24-8193	0479-25-0277
市川市	交通計画課 管理・交通安全担当	〒272-8501 市川市南八幡2-20-2	047-712-6341	047-712-6340
船橋市	市民安全推進課安全推進係	〒273-0011 船橋市湊町2-10-18	047-436-2292	047-436-2299
館山市	市民協働課生活安全係	〒294-8601 館山市北条1145-1	0470-22-3142	0470-22-8901
木更津市	地域共生推進課くらし安心係	〒292-8501 木更津市朝日3-10-19	0438-23-7492	0438-25-3566
松戸市	市民安全課交通安全班	〒271-8588 松戸市根本387-5	047-366-7341	047-366-7615
野田市	市民生活課交通指導係	〒278-8550 野田市鶴奉7-1	04-7199-4898	04-7123-1737
茂原市	生活課生活安全係	〒297-8511 茂原市道表1番地	0475-20-1505	0475-20-1600
成田市	交通防犯課交通対策係	〒286-8585 成田市花崎町760	0476-20-1527	0476-24-2858
佐倉市	道路維持課交通班	〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地	043-484-6152	043-486-2505
東金市	消防防災課消防安全係	〒283-8511 東金市東岩崎1-1	0475-50-1119	0475-50-1299
旭市	市民生活課市民生活支援班	〒289-2595 千葉県旭市ニの2132番地	0479-62-5396	0479-62-2170
習志野市	防犯安全課自転車対策係	〒275-8601 習志野市鷺沼2-1-1	047-453-9304	047-453-5578
柏市	防災安全課防犯・交通安全担当	〒277-8505 柏市柏5-10-1	04-7168-1605	04-7163-2188
勝浦市	消防防災課消防防災係	〒299-5292 勝浦市新官1343-1	0470-73-6640	0470-73-3937
市原市	市民生活部地域連携推進課	〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1	0436-23-9801	050-3102-3405
流山市	土木部道路管理課 交通安全対策係	〒270-0192 流山市平和台1-1-1	04-7150-6093	04-7150-2862
八千代市	都市整備部 土木維持課 交通安全対策班	〒276-8501 八千代市大和田新田312-5	047-421-6786	047-486-0033
我孫子市	建設部交通政策課 交通政策係	〒270-1192 我孫子市我孫子1858	04 - 7185 - 1111	04-7185-8013
鴨川市	企画総務部危機管理課	〒296-8601 千葉県鴨川市横渚1450	04-7093-7833	04-7093-3626
鎌ヶ谷市	道路河川管理課 交通安全・道路河川維持係	〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	047-445-1457	047-445-1155
君津市	市民生活課 交通防犯係	〒299-1192 君津市久保2-13-1	0439-56-1225	0439-56-1629
富津市	市民部市民課市民活動推進係	〒293-8506 富津市下飯野2443番地	0439-80-1252	0439 (80) 1394
浦安市	市民安全課市民安全係	〒279-8501 浦安市猫実1-1-1	047-712-6590	047-351-8600
四街道市	くらし安全交通課くらし安全係	〒284-8555 四街道市鹿渡無番地	043-421-6107	043-424-8922
袖ヶ浦市	防災安全課交通防犯班	〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1-1	0438-62-3106	0438-62-5916
八街市	建設部道路河川課道路交通係	〒289-1192 八街市八街ほ35-29	043-443-1420	043-442-6416

市町村名	担当課（係）	郵便番号 所在地	電 話	FAX
印西市	市民活動推進課市民安全係	〒270-1396 印西市大森2364-2	0476-33-4435	0476-42-7242
白井市	市民活動支援課市民安全班	〒270-1492 白井市復1123	047-492-1111	047-491-3510
富里市	市民活動推進課市民安全班	〒286-0292 富里市七栄652 - 1	0476-93-1117	0476-93-4123
南房総市	消防防災課消防防災係	〒299-2492 南房総市富浦町青木28	0470-33-1052	0470-33-2323
匝瑳市	環境生活課市民協働班	〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ793-2	0479-73-0088	0479-72-1116
香取市	環境安全課生活安全班	〒287-8501 香取市佐原口2127番地	0478-50-1248	0478-54-1290
山武市	市民自治支援課生活安全係	〒289-1392 山武市殿台296	0475-80-1271	0475-80-1234
いすみ市	危機管理課消防安全班	〒298-8501 いすみ市大原7400-1	0470-62-2000	0470-63-1252
酒々井町	くらし安全協働課危機管理室	〒285-8510 印旛郡酒々井町中央台4-11	043-496-1171	043-496-5455
栄町	くらし安全課安全協働推進班	〒270-1592 印旛郡栄町安食台1-2	0476-33-7710	0476-95-4274
神崎町	総務課管財係	〒289-0292 香取郡神崎町神崎本宿163	0478-72-2111	0478-72-2110
多古町	総務課交通防災係	〒289-2292 多古町多古584	0479-76-2611	0479-76-7144
東庄町	総務課 庶務係	〒289-0692 東庄町笹川14713-131	0478-86-6082	0478-86-2312
大網白里市	安全対策課生活安全班	〒299-3292 大網白里市大網115-2	0475-70-0387	0475-72-8454
九十九里町	総務課生活安全係	〒283-0195 九十九里町片貝4099	0475-70-3107	0475-70-3188
芝山町	総務課自治振興係	〒289-1692 山武郡芝山町小池992	0479-77-3903	0479-77-3957
横芝光町	環境防災課防災班	〒289-1793 横芝光町宮川11902	0479-84-1216	0479-84-2713
一宮町	都市環境課建設係	〒299-4396 長生郡一宮町一宮2457	0475-42-1430	0475-40-1075
睦沢町	総務課消防防災室	〒299-4492 睦沢町下之郷1650-1	0475-44-2500	0475-44-1729
長生村	総務課庶務係	〒299-4394 長生村本郷1-77	0475-32-2111	0475-32-1194
白子町	企画財政課企画政策係	〒299-4292 千葉県長生郡白子町関5074-2	0475-33-2180	0475-33-4132
長柄町	総務課防災対策室	〒297-0298 長柄町桜谷712番地	0475-35-2111	0475-35-4732
長南町	総務課自治振興係	〒297-0192 長生郡長南町2110	0475-46-2111	0475-46-1214
大多喜町	総務課消防防災係	〒298-0292 夷隅郡大多喜町大多喜93	0470-82-2111	0470-82-4461
御宿町	総務課防災総合対策班	〒299-5192 御宿町須賀1522	0470-68-2511	0470-68-3293
鋸南町	総務企画課総務管理室	〒299-2192 安房郡鋸南町下佐久間3458	0470-55-4801	0470-55-1342

(4)自動車・交通関係団体等

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電 話
千葉県市長会	260-0013	千葉市中央区中央 4-17-8 自治会館内	043(311)4150
千葉県町村会	260-0013	千葉市中央区中央 4-17-8 自治会館内	043(311)4145
千葉市消防局	260-0854	千葉市中央区長洲 1-2-1 5F	043(202)1611
東日本旅客鉄道(株)千葉支社	260-8551	千葉市中央区弁天 2-23-3	043(284)6833
東日本高速道路(株)関東支社 千葉管理事務所	263-0001	千葉市稲毛区長沼原町 177	043(259)5221
千葉県道路公社	260-0013	千葉市中央区中央 2-5-1 千葉中央ツインビル2号館 7階	043(227)9331
(公財)千葉県交通安全協会	261-0025	千葉市美浜区浜田 2-1 千葉県警察本部運転免許センター内	043(271)8481
(一社)千葉県安全運転管理協会	260-0854	千葉市中央区長洲 1-22-3 羽田ビル3階	043(227)0073
(一社)千葉県バス協会	260-0855	千葉市中央区市場町 7-9 千葉県土地開発公社内	043(215)8805
(一社)千葉県タクシー協会	260-0855	千葉市中央区市場町 7-9 千葉県土地開発公社内	043(307)7002
(一社)千葉県個人タクシー協会	264-0020	千葉市若葉区貝塚2-9-2アネックス 都賀302号室	043-308-3719
(一社)千葉県トラック協会	261-0002	千葉市美浜区新港 212-10	043(247)1131
(一社)千葉県自動車整備振興会	261-0002	千葉市美浜区新港 156 千葉自動車会館内	043(241)7254
千葉県自動車整備商工組合	261-0002	千葉市美浜区新港 156 千葉自動車会館内	043(241)7251
(独)自動車事故対策機構千葉支所	261-7125	千葉市美浜区中瀬 2-6-1 WBGマリブウエスト2 5F	043(350)1730
(一社)千葉県ダンプカー協会	292-0831	木更津市富士見2-3-13 富士見清水ビル202	0438(38)0675
自動車安全運転センター	261-0025	千葉市美浜区浜田 2-1 千葉県警察本部運転免許センター内	043(276)3040
(公財)交通遺児育英会	102-0093	東京都千代田区平河町 2-6-1 平河町ビル 3階	03(3556)0771
(社福)千葉県社会福祉協議会	260-8508	千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター内	043(245)1101
千葉県自転車軽自動車商協同組合	260-0804	千葉市中央区赤井町 919-2	043(266)3221
(公財)千葉県老人クラブ連合会	260-0026	千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター内	043(242)4904
(一財)日本自転車普及協会	141-0021	東京都品川区上大崎 3-3-1 自動車総合ビル 4階	03(4334)7950
(公財)自転車駐車場整備センター	103-0021	東京都中央区日本橋本石町 4-6-7 日本橋日銀通りビル4階	03(6262)5322
(公財)交通遺児等育成基金	102-0083	東京都千代田区麴町 4-5 海事センタービル 7階	03(5212)4511
(公財)交通事故紛争処理センター	163-0925	東京都新宿区西新宿 2-3-1 新宿モノリスビル25F	03(3346)1756
(一財)日本交通安全教育普及協会	101-0031	東京都千代田区東神田 1-9-8 THE WAVES AKIHABARA 7階	03(5833)3071
(一社)日本自動車連盟千葉支部	260-8565	千葉市中央区中央港 1-16-19	0570(008)139
(一財)千葉県自動車練習所	264-0012	千葉市若葉区坂月町 308	043(237)0401
全国共済農業協同組合連合会 千葉県本部	260-0031	千葉市中央区新千葉 3-2-6 千葉県農業会館内	043(245)7415

千葉県交通安全シンボルマーク(裏表紙)



- 昭和57年に公募を行い、1,547点の応募作品の中から選考し、川村正紀さんの作品を採用した。
- ゆっくりリズムをテーマにくるまをカメに見立て、ユーモラスな造形として親しみを感じさせるデザインとなっています。
- 色は「安全」「冷静さ」をイメージさせる青(くるま)と緑(人)です。

ちば



交通安全